

令和3年5月版（令和2年5月版追補）

原子力損害賠償事例集

第2部

（個票：公表番号1554～1710）

原子力損害賠償紛争解決センター
（文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室）

1 事案の概要

公表番号	1554		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に所在する申立人の所有に係る自宅周辺の土地の財物損害について、直接請求手続において山林であることを前提とした金額の賠償がされていたが、同土地について町から準宅地と認定されていたこと等を理由として、上記土地の一部について追加賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H31.1.11	全部和解成立日	R1.7.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,150,000		※1
小計			1,150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、屋敷林の存在する自宅周辺の土地（山林、原野及び雑種地）について、直接請求においては登記上の地目を基に認定された金額による賠償を受けていたが、浪江町の防災集団移転促進事業による買取りにおいて準宅地と評価されたことから、同土地について宅地に準じた評価を受けるべきであるとして、これによる金額と直接請求における受領分との差額の賠償を求めた。東京電力は、登記上、上記各土地の地目がいずれも山林等で登記されており、例外的な準宅地認定要件（屋敷林が同一人の所有宅地と隣接していること、屋敷林の土地の地積が隣接宅地の地積よりも小さいこと及び地目が山林・雑種地であること）に当たらないため、準宅地として評価することはできないと主張して争った。パネルは、当該土地における原発事故当時の現況〔航空写真、電話聴取報告書、申立人作成図面〕を調査し、自宅裏の土地について立木のない範囲を雑種地であると判断し、東京電力の宅地賠償単価に一定割合を乗じる方法により当該土地に係る賠償額を算定し（約132万円）、これから同土地に対する既払賠償額（約17万円）を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1555		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から家族とともに避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、高齢の配偶者がうつ病に罹患した平成23年12月分から同人が死亡した平成24年9月分まで、介護をしながらの避難生活であったこと等を考慮し、上記配偶者が要介護認定を受けてから入院するまでの2か月間は月額5万円、それ以外の8か月間は月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.1.24	全部和解成立日	R1.7.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	340,000	H23.12~H24.9	※1
小計			340,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	340,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、申立人の夫が避難生活中の平成23年12月にうつ病を発症し〔診断書〕、平成24年8月に要介護認定(要介護2、認定の有効期間は平成24年7月からである。)[要介護等認定証明書]を受けたところ、夫の介護のために過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した。なお、夫はうつ病の治療のために平成24年8月下旬に入院し、同年9月下旬に死亡した。東京電力は、申立人に対して慰謝料を増額すること自体は認めたものの、増額の終期について、夫が入院先病院で完全介護を受けることになったことにより申立人は夫の介護から免れ避難生活の苦痛は軽減されたはずであるから、平成24年9月分までではなく、夫が入院した月である同年8月分までであると主張して争った。パネルは、夫の入院中も申立人は毎日病院に通って夫の世話を努めており〔申立人聴取事項報告書〕、申立人が介護を完全に免れたわけではないとして、夫がうつ病を発症した月である平成23年12月分から平成24年6月分までは月額3万円、要介護認定の有効期間開始月である同年7月分及び同年8月分は月額5万円の増額を認めたほか、夫が入院した翌月である同年9月分についても月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体等に障害がある者の介護を恒常的に行ったことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1556		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)所在の申立人らが所有する建物(2階建て。固定資産税名寄帳兼課税台帳上の用途は倉庫)の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続では同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の2階部分には居室や台所等が存在し、申立人の子が居住していたこと等の事情を考慮し、2階部分を居住用建物であることを前提とした金額の9割と上記請求手続における既払金との差額が増額賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H30.5.22	全部和解成立日	R1.7.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	5,878,138		※1
小計			5,878,138		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,878,138
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	4,999,337

※1 中間指針第3の10

申立人ら(申立人Bは追加申立て)は、原発事故当時に所有していた2階建ての建物(固定資産税名寄帳兼課税台帳における用途は倉庫)について、東京電力に対する直接請求では同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償を受けたが、同建物の2階部分は、居住用としてリフォームされ、居室や台所等が存在し、申立人らの子(申立外)が居住していたことから、直接請求における倉庫を前提とした賠償では不十分であると主張して、住居として算定した時価相当額による賠償を求めた。東京電力は、リフォームについての客観的資料が存在しないこと及び固定資産税名寄帳兼課税台帳における記載からは、同建物を住居として認めることはできず、客観性のある固定資産税評価額を基準として時価相当額を算定するのが相当であると主張して争った。パネルは、申立人による建物内部の間取り等の説明や建物内外の様子〔写真〕のほか、建物に付された更生共済契約において建物の用途が「住宅兼納屋」とされていること〔建物更生共済証書〕等から、同建物の2階部分が居住用建物としての機能と実態を有していたものと認めた上で、当該部分の床面積についての客観的資料が存しないことを併せ考慮して、同建物の延べ床面積のうち半分を居住用建物として算定した金額の9割に相当する587万8138円を同建物の時価相当額と算定し、これから直接請求における既払金である499万9337円を控除した差額分である87万8801円の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示により避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を

喪失した部分は賠償すべき損害と認められるとし、同指針備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の価値に相当する額とすべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、住居内に存したタンス、家具及び着物について、これが高額家財に該当すると主張して財物損害の賠償を請求し、東京電力は、直接請求において支払済みの賠償額を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、直接請求手続における賠償額を超える損害は認められないとして、これらを和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1557		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、生活費増加費用(扇風機2台分)等のほか、申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.10.3	全部和解成立日	R1.7.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H28.3~H30.3	※1
小計			750,000		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	18,000	H24.7	※2
全部和解	避難費用	交通費	261	H24.8、H26.6	※2
小計			18,261		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	768,261
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、居住制限区域(浪江町)から避難したところ、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担により大きな精神的苦痛を受けたことを理由に、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、妊娠及び出産後の育児をしている避難者は申立人Aだけではなく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に当たるとはいえないと主張して争った。パネルは、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等〔質問書兼回答書、電話聴取書〕を踏まえ、申立人Aの精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったとして、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、居住制限区域（浪江町）から避難したところ、避難先で生活用品（扇風機、冷蔵庫等）の購入をせざるを得なかったとして、生活費増加費用の請求をした。東京電力は、申立人が費用負担した経緯を確認し、直接請求資料と照合した上で、賠償未了である扇風機2台分について支払うことを認めた。パネルは、東京電力が認めた範囲で和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目

申立人らは、いわゆる故郷喪失慰謝料、就労不能損害、生命・身体的損害のほか、ペットも精神的苦痛を独自に受けているところ、その慰謝料を申立人らが受けるべきと主張してペットの被った精神的損害等を請求し、東京電力は、これらの損害は原発事故との間には相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、上記損害については和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1558		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立外の他の家族5名との別離を余儀なくされた事情等を考慮し、平成23年7月分から平成23年12月分まで月額1万5000円、平成24年1月分から平成30年1月分まで月額1万8000円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.9.21	全部和解成立日	R1.7.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,404,000	H23.7~H30.1	※1
小計			1,404,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,404,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故当時、家族と共に浪江町に居住し、原発事故によって避難をしたが、平成23年7月以降は、①勤務先への通勤の都合、特に申立人以外の家族の避難先が冬季には高速道路が凍結するという気候上の理由及び②申立人以外の家族が元の自宅に一時立入りする際の利便性から、申立外の他の家族と別の場所に避難せざるを得なかったと主張して、二重生活及び家族別離を理由とする精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立外の他の家族と申立人とは別々に避難をしなければならなかった事情はなく、申立人と他の家族との家族別離は、申立人の判断に基づくものであって、原発事故との間の相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、平成23年7月以降の申立人の避難及び移動の記録〔避難記録・日記〕から、家族別離が生じたことにも相応の理由があり、申立人が自宅を購入した平成30年1月までかかる状況が継続したと認定した上、慰謝料額については別離に至った事情及び家族別離によって申立人が支出した費用等が直接請求において一部賠償されていること等を考慮し、平成23年7月分から平成23年12月分までを月額1万5000円、平成24年1月分から申立人が自宅を購入した平成30年1月分を月額1万8000円、それぞれ増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人は、平成23年7月以降、前記同様の理由から申立外の他の家族と別々に避難せざるを得なかったと主張して、申立人の借上げ住宅に関する費用(水道料金及び駐車場代)並びに二重

生活に伴う家族間移動費用を請求した。東京電力は、申立人の避難費用等は、東京電力プレスリリース（平成24年9月25日付け）による包括賠償において賠償済みである上、申立人と申立外の他の家族が別々に避難をしなけりばならなかつた事情も認められず、家族別離は申立人の判断に基づくものであると主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1559		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した股関節機能障害を有する申立人(身体障害者等級4級)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成23年3月分から平成29年5月分までの期間につき、月額3万円(ただし、既払金133万5000円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.3.13	全部和解成立日	R1.7.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	915,000	H23.3~H29.5	※1
小計			915,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	915,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故前より、股関節機能全廃により歩行器具の必要な身体障害等級4級の身体障害者であったところ、原発事故に起因する避難により過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求において既に申立人に対して日常生活阻害慰謝料の増額賠償を行っているものの、申立人の避難生活の具体的状況や持病の悪化の具体的内容を確認することができれば、パネルの意見を踏まえた上で、必要かつ合理的な範囲での支払を検討すると主張した。パネルは、避難先が変わるたびにデイサービスを利用することができない時期があったこと及び歩行能力が更に低下する中で避難を余儀なくされたこと〔電話聴取報告書〕等の事情を踏まえ、申立人が通常の避難者に比べて相当に大きな精神的苦痛を受けていたと認め、平成23年3月分から平成29年5月分まで月3万円の増額を認める和解案(ただし、既払金133万5000円を除く。)を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べて、その精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと定めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1560		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を算定し、これによる額と上記既払分との差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.8.10	全部和解成立日	R1.7.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	9,169,366		※1
小計			9,169,366		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,169,366
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,533,943

※1 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域(浪江町)において農業を営んでいたところ、原発事故により、同所において所有していたトラクター等の農機具が使用不能となりその価値が喪失したとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求において支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、農機具の取得価格、実際に想定される使用可能年数及び原発事故までの使用年数等を個別に認定した上〔電話聴取事項報告書、農機具についての質問書兼回答書、直接請求において用いられる「帳簿に記載のない償却資産の情報」〕、当該農機具の最終残価率を2割として損害額を916万9366円と算定し、これより東京電力が直接請求において支払った253万3943円を控除した663万5423円の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1561		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住していたところ、申立人母及び未成年の子ども2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月分までの避難費用(面会交通費、住居費)、生活費増加費用(二重生活費増加分)、子ども2名に対する避難雑費(子ども1名につき月額2万円)のほか、平成28年5月に申立人母が甲状腺検査を受けた際に支出した検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H29.6.20	全部和解成立日	R1.6.10
事故時住所	相馬市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	370,855	H25.7～H26.4	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	136,000	H25.8～H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	240,000	H25.8～H26.3	※1
全部和解	避難雑費		320,000	H25.8～H26.3	※1
小計			1,066,855		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	3,000	H28.5	※2
小計			3,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,069,855
	弁護士費用	32,096
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域(相馬市)に居住していたところ、原発事故発生後の平成23年3月に申立人A(母)及びC、D(子)が関西地方へ避難し、申立人B(父)が相馬市内に残ったことに伴い二重生活が発生したとして、面会交通費、住居費、二重生活費増加費用、避難雑費(面会交通費については平成25年7月以降、それ以外については同年8月以降に発生したもの。)の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続には合理性がないと主張して争った。パネルは、避難元の線量の推移及び子の就学状況等を総合的に考慮して、平成26年3月までの避難継続の合理性を認め、その時点までの面会交通費(新幹線及び飛行機代並びにガソリン費用)、住居費(毎月の増加額1万8000円の8か月分)、二重生活費増加費用(月額3万円の8か月分)、避難雑費(子1名当たり月額2万円の8か月分)を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域（相馬市）から関西地方へ避難した申立人A（母）について、平成28年5月に避難先で受診した甲状腺検査に係る費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1562		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)において自ら農地を所有していたほか、他者の所有に係る農地についても所有者から受託して米作に従事し、また、農閑期には酒造業者において勤務をしていた申立人について、自己所有に係る不動産(農地)の財物賠償のほか、農作業の受託業務に係る営業損害(逸失利益)については平成26年3月分から平成30年3月分まで事故前収入を基に算定した額(平成29年3月分までは事故前収入の10割。同年4月分以降は8割。)が、酒造業者における業務に係る就労不能損害については平成26年3月分から平成28年2月分まで事故前収入の10割が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H30.4.19	全部和解成立日	R1.6.10
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	15,351,820		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		15,779,320	H26.3~H30.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	2,090,400	H26.3~H28.2	※3
小計			33,221,540		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,221,540
	弁護士費用	996,647
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が全部又は一部失われたと認められる場合に現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、申立人が原発事故当時、帰還困難区域(双葉町)に所有していた田畑について、管理が不能等となり、価値が喪失したとして、東京電力が自認した金額の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、帰還困難区域(双葉町)に農地を保有する者から田植え、稲刈り等の農作業の受託を受けていたものの、原発事故により受託業務がなくなったことを理由に、前回の申立てにおいて平成23年3月分から平成26年2月分までの受託作業料に係る逸失利益の賠償を受けたところ、同年3月以降も損害は継続しているとして、前回和解に用いられた損害額算定方式に基づき同月分から平成30年3月分までの逸失利益を請求した。東京電力は、申立人は受託作業のほか自作農を営んでおり、確定申告において双方の経費が一括計上されているところ、前回和解の逸失利益の算定において、経費の切り分けについての考え方に問題があったことから今回の賠償額算定に当たってはこの点を見直す必要があると主張するとともに、平成29年1月分以降の賠償については東京電力プレスリリース(平成28年12月26日付け)の考

え方に基づき、将来分も含めた一括賠償とすべきと主張して争った。パネルは、平成22年度を基準年度とし、経費の切り分けについては、全体の経費から自作農部分の経費と認められる部分を除いた上、残りの経費を売上げに応じて按分するという前回和解の算定方式に問題はないと判断した上で、原発事故の影響割合については、平成29年3月分までを10割、同年4月から平成30年3月分までを8割として算定した損害額を賠償するとの和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人は原発事故当時、帰還困難区域(双葉町)所在の酒造で杜氏として勤務していたところ、原発事故による勤務先会社の遠方への移転に伴い失業したとして、平成26年3月1日から平成30年3月末日までの減収分の賠償を請求した。東京電力は、申立人が就労・転業活動等の損害軽減義務を果たしておらず、減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の年齢のほか、申立人が収入を得ていた職は杜氏であって、転職が必ずしも容易な職業ではない上、申立人はこれまで主として農業に専業してきた者であって、やはり転職、転業は容易でないとして、平成26年3月分から原発事故発生から5年間経過するまでの平成28年2月分まで、原発事故前収入の10割を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内で事業を営む事業者には雇用されていた勤労者が、当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6)

申立人は、農業人生を実質上失ったことに対する精神的慰謝料を請求し、東京電力は既払いの精神的損害の賠償に含まれると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1563		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)で不動産業を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、直接請求手続においては、法定耐用年数で計算した減価償却費を逸失利益の算定に当たって差し引いていたが、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度で差し引くことによって、追加賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)		

2 基本情報

申立日	H30.12.20	全部和解成立日	R1.6.17
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,200,000	H24.6~	※1
小計			1,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、大熊町で不動産賃貸業を営んでいたが、直接請求手続における平成24年6月から平成27年2月まで及び東京電力プレスリリース(平成27年6月17日付け)に基づく同年3月以降の将来分の逸失利益の算定に当たって、東京電力が当該不動産に係る減価償却費相当額を控除して損害額を算定した〔賠償金額計算書〕ことから、これを不服として、減価償却費を控除しない方法により算定した逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、減価償却費は財物取得費用の分割計上であるという性質上、財物損害と重複するものであるから、財物損害を賠償済みである本件においては、平成24年6月以降の逸失利益の算定に当たって減価償却費相当額を控除することは相当であるし、直接請求手続において申立人は当該控除に同意し、減価償却費相当額控除後の逸失利益を既に支払っている本件では十分な賠償をしており、追加で賠償すべきものはないなどと主張して争った。パネルは、逸失利益の算定に当たって控除すべき減価償却費相当額は、法定耐用年数で計算した減価償却費ではなく、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度とすべきと判断して、平成24年6月以降の逸失利益を改めて算定し、120万円の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(原発事故により負担を免れた費用)を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1564		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住し、自主的避難等対象区域(相馬市)内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成24年5月までに他所に再就職した申立人の平成24年6月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、本件事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部(平成24年6月分から平成25年12月分までは10割、その後、1割まで漸減)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H31.1.11	全部和解成立日	R1.6.19
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	7,405,302	H24.6～H29.2	※1
小計			7,405,302		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,405,302
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住し、自主的避難等対象区域(相馬市)内の漁業協同組合に勤務していたところ、原発事故の影響により解雇され、その後、再就職をしたが、なお減収が生じていると主張して、直接請求で賠償を認められなかった平成24年6月以降の減収分の賠償を求めた。東京電力は、津波や地震により漁業が壊滅的な被害を受けたことから、原発事故と申立人が主張する損害との間の相当因果関係を肯定することができないと主張して争った。パネルは、申立人が解雇された後、比較的早期に再就職をしていること等に照らせば、申立人において就労の努力をしたことが認められるとした上で、平成25年1月に策定された中間指針第三次追補において、原則として賠償すべき損害と認められるものと示されている風評被害の範囲が拡大したこと及び同年7月に汚染水の漏えいが報道され試験漁業が自粛されたこと等から原発事故と申立人の減収との間の相当因果関係を認めて平成24年6月分から平成25年12月分までは事故前収入と事故後収入との差額の10割、平成26年分は他の地域では漁獲対象種も増え操業海域も広がってきたこと等を考慮して事故前収入と事故後収入との差額の6割、平成27年分は同差額の3割、当該組合の対象区域でも試験漁業が開始されたこと等を考慮して平成28年分並びに平成29年1月分及び同年2月分は同差額の1割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1565		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していたところ、申立人母(本件事故当時妊娠中であり避難先で第二子を出産。)及び未成年の子ども1名が東京都内に避難し、申立人父が郡山市内に継続して生活した申立人らについて、平成25年3月に自宅に帰還するまでの避難費用(避難交通費、引越関連費用、一時帰宅費用)、生活費増加費用(家財道具購入費、二重生活費増加分)等のほか、子ども2名に対する避難雑費(子ども1名につき月額2万円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H31.1.4	全部和解成立日	R1.6.20
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	63,800	H23.8	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	8,350	H25.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	13,000	H25.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	200,400	H24.1～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	200,000	H24.1～H24.4	※4
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	450,000	H24.1～H25.3	※4
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	83,500	H24.1～H25.3	※4
全部和解	避難雑費		600,000	H24.1～H25.3	※4

小計 1,619,050

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,499,050
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,880,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については1人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については1人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(Aは父、Bは母(妊婦)、C及びDは子であり、Dは平成23年8月に出生した。)は原発事故発生当時、自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していたが、平成23年3月に申立人B及びCが東京都への避難を余儀なくされ、これが申立人B、C及びDが帰還した平成25年3月まで継続したと主張して、帰還に要した交通費〔搭乗券、新聞記事、写真〕、引越費用〔ホームページ〕及び上記期間中に行った一時帰宅に要した交通費〔領収書、日記、写真〕を請求した。東京電力は、中間指針第二次追補等に基づき支払済みである、避難した事実の確認ができないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張する避難の事実を認めた上で、申立人らの提出した証拠を踏まえ、帰還に要した交通費実費及び引越費用相当額のほか、平成23年3月から申立人B、C及びDが帰還した平成25年3月までの間に一時帰宅をするために支出した費用相当額(1往復当たり1万6700円の12回分)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る

損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、避難により生じた①面会交通費〔領収書、日記、写真〕、②家財道具購入費用〔領収書、写真、ホームページ〕、③避難先の実家に支払った謝礼相当額並びに④避難先と避難元での出産費用及び教育費の差額〔母子手帳、幼稚園の費用に関する資料、習い事に関する資料〕を請求した。東京電力は、中間指針第二次追補等に基づき支払済みである、避難した事実の確認ができない、実家への帰省に伴う謝礼は原発事故の有無にかかわらず支出されるものである、いずれも自主的な判断に伴う出費であるなどと主張して争った。パネルは、避難先と避難元での出産費用及び教育費の差額（④）については、原発事故との間に相当因果関係が認められないとする一方、申立人らの主張する避難の事実を認めた上で、面会交通費（①）については申立人Aとその余の申立人らとの二重生活期間中に面会の必要があったと認め5往復分の実費相当額を、家財道具購入費（②）については避難先で家財等を購入する必要性を認め相当額である20万円を、謝礼相当額（③）については二重生活増加費用として45万円（月額3万円の15か月分）を認めるほか、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費60万円（子1人当たり月額2万円の15か月分）の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1566		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害(間接損害)について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、平成27年8月分から平成28年4月分まで賠償された事例(原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減。)		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H30.11.12	全部和解成立日	R1.6.24
事故時住所	茨城県日立市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,252,409	H27.8~H28.4	※1
小計			2,252,409		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,252,409
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、複数の営業所を有する工業製品等の卸売業者であるところ、いわき市に所在する営業所について、避難指示区域内に工場を有する取引先が操業を停止したことにより、当該取引先への卸売をすることができなくなったことで減収が生じたことと主張して、平成27年8月分から平成28年7月分までの逸失利益の賠償を求めた[全社部門別損益まとめ、原発事故前後の取引先への取扱商品の売上台帳等]。東京電力は、申立人の平成28年4月期(平成27年5月から平成28年4月まで)の売上げ及び収益は平成22年4月期と比較して、全社で増収・増益しており損害が生じていないこと、取扱商品が多岐にわたり、商圈も広範囲に及ぶなどの事情から顧客の代替性があること、一部の営業所で減収が生じたとしても他の営業所へ従業員を異動させることで、減収分を他の事業所で補う措置を講じていたものと考えられるなどと主張して争った。パネルは、いわき市所在の営業所単体で見れば依然として減収が生じているとして、申立人の当該取引先への減収と原発事故との間の相当因果関係を認める一方、原発事故の影響割合については東京電力の指摘する事実を踏まえ平成27年8月分から同年10月分までを6割とし、その後は漸減させて、平成28年4月分を1割とする和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認め、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定

方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1567		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において営農をしていたが、原発事故の影響により休耕を余儀なくされ、その間、草刈り等、田の保全管理作業を行った申立人に対し、作業の労賃相当額が営業損害(追加的費用)として賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ	第3の2(1)エ	

2 基本情報

申立日	H30.3.13	全部和解成立日	R1.6.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	188,000	H23.3~H27.12	※1
小計			188,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	188,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において農業を営んでいたところ、原発事故により田の作付けが制限されることとなり、同制限は田の除染が完了した平成27年5月まで続いたことから、平成28年に作付けを再開するまでの約5年間、田に雑草等が繁茂して荒廃し原野・林地化してしまうことを防止するため、自ら草刈り機を用いて田面(本来、稲を作付けする箇所)の雑草や小木を刈り取る作業を年3回行ったとして、自己の作業についての作業費として1時間当たり1260円ないし1296円〔南相馬市農業委員会作成の標準農作業料金表〕で計算した金額の賠償を求めた。東京電力は、申立人が作業した事実や作業時間等を基礎付ける資料が提出されておらず、また、賠償済みの米の逸失利益には草刈り等の人件費が固定費として含まれており、申立人において通常の営農に際し必要な労力を不耕作期間中の田の保全管理に振り向けることは可能であると主張して争った。パネルは、田の荒廃防止作業と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、作業の客観的資料がないことや田の面積等を考慮し、申立人の主張する作業時間について1時間当たり1000円を基礎とし、その5分の割合で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 IIは、農林漁業者その他の出荷制限指示等の対照事業者において、その事業への支障を避けるための追加的費用について必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と、また、同IVは、同指示の解除後に事業の全部又は再開のために生じた追加的費用についても同様の範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1568		
事案の概要	県南地域(白河市)で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあり、平成25年5月からは他の農産物を栽培するようになったものの、平成29年4月に廃業した申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とし、平成27年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を5割、平成28年1月分から同年12月分まで同割合を2割5分として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.11.29	全部和解成立日	R1.6.27
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,851,381	H27.1~H28.12	※1

小計 3,851,381

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,851,381
	弁護士費用	115,541
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、白河市で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたところ、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあり、平成25年5月からは他の農産物を栽培するようになったものの、売上げが回復せず、平成29年4月に廃業したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、廃業は申立人自身の任意の判断に基づくものであり、かかる判断に基づく売上げの減少は原発事故に基づく損害と認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人の廃業と原発事故との間に相当因果関係があることを認め、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とし、平成27年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を5割、平成28年1月分から同年12月分まで同割合を2割5分として算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1569		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人について、負傷により通院していた期間の日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額3万円の賠償が認められたほか、原発事故前は自家消費用の米、野菜を栽培していたこと等を考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた27万円とは別に、平成23年3月分から平成29年12月分までの生活費増加分として57万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.11.8	全部和解成立日	R1.7.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.12~H24.2	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	570,000	H23.3~H29.12	※2
全部和解	財物損害	家財	50,000		※3
小計			710,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	710,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、80歳台の高齢単身者であるが、原発事故による避難後、自宅に一時立入りをした際にけがをしたことから整形外科への通院を余儀なくされ、日常生活においても耐え難い苦痛を被ったとして、生命・身体的損害としての通院慰謝料及び日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた[通院証明書]。東京電力は、生命・身体的損害について、通院証明書の「避難との因果関係」欄が「不明」となっており、原発事故との相当因果関係のある損害と判断することは困難であること、また、日常生活阻害慰謝料について、①直接請求手続において請求期間中の日常生活阻害慰謝料は賠償済みであること、②申立人から精神的損害の増額事由となるような具体的事実の説明がされておらず通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと判断することは困難であると主張して争った。パネルは、通院証明書の「避難との因果関係」欄が「不明」とあるため生命・身体的損害としての通院慰謝料を認めるのは困難であるものの、高齢である申立人がけがを負いながら仮設住宅で生活することは通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと判断することができるとして、通院期間中の平成23年12月分から平成24年2月分までの3か月間について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、原発事故前までは自己所有の田畑で自家消費用の米及び野菜を生産しており、これらを購入する必要がなかったが、原発事故による避難に伴い耕作が不可能となり購入せざるを得なくなったと主張して、避難中に出費した食費についての賠償を求めた〔固定資産税名寄帳兼課税台帳〕。東京電力は、①日常的な食費を含めた生活費増加分を含めて精神的損害として賠償済みであること、②東京電力は申立人に対して農協を通じて平成23年3月から平成29年12月までの自家消費野菜に係る賠償金として合計27万円を支払済みであると主張して争った。パネルは、調査官の申立人に対する電話聴取の結果等を踏まえ、平成23年から平成29年までの7年間について年額12万円の損害を認め、東京電力の既払金27万円を控除した57万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、自宅の家財（タンス）について、購入金額であった100万円が賠償されるべきであると主張し〔写真〕、東京電力は直接請求において11万円を支払済みであると主張して争ったところ、パネルは当該家財の損害額を16万円と認め、既払金11万円を控除した5万円について和解案提示がされたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、3及び4）

申立人は、避難費用（交通費と物品購入費用）、一時立入費用及び帰宅費用を請求し、東京電力は、これらの費用は直接請求において支払済みであると主張して争った。パネルは、避難費用（交通費と物品購入費用）、一時立入費用及び帰宅費用はいずれも直接請求における既払金に含まれるとして、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、営業損害として自家保有米及び農業用機器等の償却資産の賠償を請求し、東京電力は、直接請求における既払金や農協を通じての既払金で賠償済みであると主張して争った。パネルは、直接請求における既払金あるいは農協を通じての賠償金に含まれるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1570		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難し、避難中の平成23年3月に子を出産した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、妊娠及び出産等の事情を考慮して同月分及び同年4月分は月額10万円が、原発事故当時同居していた義父母との別離を余儀なくされ、同人らから乳幼児の育児等に当たって援助を得ることができなかったことによる負担等の事情を考慮して同年5月分から平成27年11月分までは月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.3.8	全部和解成立日	R1.7.25
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,850,000	H23.3~H27.11	※1
小計			1,850,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,850,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時妊娠中であり、避難中に出産し、乳幼児の世話を余儀なくされたとして慰謝料の増額を求めた。東京電力は、平成23年4月下旬以降は義父母からの育児サポートを受けることが可能な状況にあったなどと主張して争った。パネルは、妊娠及び出産等の事情を考慮して平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円、原発事故当時同居していた義父母との別離を余儀なくされ、同人らから乳幼児の育児等に当たって援助を得ることができなかったことによる負担等の事情を考慮して平成23年5月分から平成27年11月分までは月額3万円の慰謝料の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人Aの夫である申立人B及び子であるCも、申立人Aと同じ事情を理由に慰謝料の増額を求めたが、パネルは和解の対象としなかった。

1 事案の概要

公表番号	1571		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら(父母及び未成年の子3名)について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料(申立人らにそれぞれ月額10万円。ただし、申立人母につき、避難先での育児負担の事情を考慮し平成24年7月分及び同年8月分に限り各5万円を増額。)のほか、申立人母の平成24年7月分から平成28年3月分までの就労不能損害(原発事故の影響割合は10割から1割まで漸減)、申立人父の平成24年7月分から同年12月分までの就労不能損害並びに平成28年3月分までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)

2 基本情報

申立日	H29.9.29	全部和解成立日	R1.7.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,590,000	H24.7~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.7~H26.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※5
小計			3,890,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,978,774	H24.7~H27.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.7~H26.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H24.7~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※5
小計			6,378,774		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.7~H26.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※5
小計			2,300,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.7~H26.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※5
小計			2,300,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.7～H26.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9～H25.3	※5

小計 2,300,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	96,300	H24.7～H25.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	246,250	H25.2～H28.3	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	708,682	H24.7～H28.3	※4

小計 1,051,232

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,220,006
	弁護士費用	546,601
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、原発事故に基づく避難のため、原発事故当時の勤務先を辞めざるを得ず、また、就労場所の一部が避難指示区域にあったところ、「特別の努力」による避難後の実収入を控除しないで前回の申立ての対象期間後である平成24年7月から平成26年2月までの就労不能損害を賠償するよう求めた。東京電力は、申立人Aが原発事故時に居住していたのは緊急時避難準備区域であって就労不能損害は平成24年12月末までの限度で認められ得べきであること、申立人Aの「特別の努力」についての具体的な説明もなく、その存在を確認することができないから実収入を控除すべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの原発事故前後の就労状況、原発事故後に再就労に至った経緯や労苦のほか、本件請求期間における収入状況等の事情を考慮し、平成24年7月から同年12月までの就労不能損害について避難後の実収入を控除せずに賠償を認める和解案を提示した。

申立人Bは、原発事故に基づく避難のため、原発事故当時の勤務先を辞めざるを得ず、また、避難先で再就職したものの大きく減収が生じたなどとして、前回の申立ての対象期間後である平成24年7月から平成28年3月までの減収分を就労不能損害として賠償するよう求めた。東京電力は、申立人Bが原発事故時に居住していたのは緊急時避難準備区域であって就労不能損害は平成24年12月末までの限度で認められ得べきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの就労不能損害について、無収入であった平成24年7月から同年12月までは減収分の全額、平成25年1月から平成27年12月までは、減収分を基礎に原発事故前後の就労状況や育児負担等の事情も踏まえて、原発事故の影響割合（10割から1割まで漸減）を考慮して賠償を認める和解案を提示した（なお、和解契約書上、対象期間の終期が平成28年3月までとされているが、平成28年1月から同年3月までは本和解の対象外である。）。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には給与等の減収分が賠償すべき損害と認められると定め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の

際の間接収入の非控除について)は、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労(転業・転職や臨時の営業・就労を含む。)によって得た利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとするとして定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(申立人A及びBの当初申立て後にその子であるC、D及びEの3名が追加申立てをした。)は、原発事故当時、緊急時避難準備区域に居住していたところ、申立人A及びBは、いずれも避難のために勤務先を退職して慣れない避難先での再就職を余儀なくされ、また、申立人C、D及びEも避難に伴う転校や避難先での進学を強いられた結果、避難生活が長期化し、帰還を断念せざるを得なかったなどと主張して、前回の申立ての対象期間後である平成24年7月分から平成28年3月分までの精神的損害(増額分を含む。)等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上、賠償対象となる相当期間は平成24年8月末までを目安とされ、また、申立人らの避難先での就労及び居住の状況等に照らせば申立人らの避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、幼児を含む子3名を抱えた申立人ら世帯において放射線被曝に対する不安等から避難を継続したことには一定の合理性が認められること、避難先での就業や就学生活が進行しつつあった申立人らにとって帰還の選択は容易ではなく、申立人らに再度の転職や転校等の負担を強いることは酷であること等の事情を考慮し、申立人らが平成24年9月以降も引き続き避難を継続したことにはやむを得ない特段の事情があったと判断し、他方で避難生活の長期化等に伴って日常生活阻害の要素が希薄化していくこと等の事情も踏まえ、申立人ら各人について平成24年7月分から平成26年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の支払を認めるほか、申立人Bについて幼児を含む子3名の育児負担等を理由に平成24年7月分及び同年8月分の日常生活阻害慰謝料の5割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、同指針第二次追補第2の1は、緊急時避難準備区域における相当期間については平成24年8月末までを目安とし、かかる相当期間経過後は個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるように定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、避難等対象者が避難等により必要かつ合理的な範囲で負担した生活費の増加費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従い、また前記※2のとおり特段の事情がある場合として、平成24年7月から平成28年3月までの避難先での駐車場代の実費相当分の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費等は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じ、また前記※2のとおり特段の事情がある場合として、平成24年7月から平成28年3月までの一時帰宅の際に要した交通費について支出の必要性・合理性を認め、その実費相当分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、通院交通費等の生活費の増加分として、1人当たり20万円の賠償を認めたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難中に購入した家財等の購入費用を請求し、東京電力は原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、相当因果関係が明らかでないなどとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1572		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人について、皮膚の疾患等により患っている状況での避難であり、また、その症状や生活状況等から心療内科等にも通院を要したほど精神的苦痛を負っていたこと等を考慮し、平成23年3月分から平成29年5月分まで、避難や通院状況等に応じて月額3万円ないし6万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められ、合計269万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.21	全部和解成立日	R1.7.8
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,690,000	H23.3~H29.5	※1
小計			2,690,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,690,000
	弁護士費用	80,700
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、持病である皮膚疾患を有していたところ、避難によって症状が悪化し、原発事故前と同様の医療を受けられなかったことから、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料を増額すべき事由があるとまでは認められるべきではないと主張して争った。パネルは、申立人の症状〔診断書〕、避難生活の状況や通院状況等〔避難状況等一覧表、診療明細書、陳述書、陳述書(補充)〕を踏まえ、慰謝料の増額分として、平成23年3月分から同年7月分までは避難所に避難し、症状も重かったことから月額6万円、平成23年8月分から平成24年7月分までは借上げ住宅に入居したものの、症状が重度であったことから月額5万円、平成24年8月分から平成29年5月分までは症状が落ち着いたため月額3万円(ただし、平成26年1月分については借上げ住宅の引っ越しに伴う負担増大を考慮して月額5万円、平成27年3月分は、同月に症状が劇的に悪化し病院をたらい回しになったことを考慮して月額6万円)を増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度または中程度の持病があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人は、原発事故により皮膚疾患が悪化したと主張して、生命・身体的損害に係る慰謝料の請求をした。申立人は、直接請求手続により、平成28年2月分までは日額4200円の慰謝料

を受領しているところ、パネルは、かかる既払い状況のほか、上記※1のとおりの日常生活阻害慰謝料（増額分）に係る和解案を提示すること等を総合し、本件においては和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1573		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内の自宅から帰還困難区域(双葉町)内の実家に原発事故当時、里帰り出産のために一時帰省していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として一時金30万円が賠償されたほか、避難中の生活費増加費用が平成24年11月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H30.11.12	全部和解成立日	R1.7.18
事故時住所	双葉町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3～H23.7	※1
小計			300,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	156,997	H24.2～H24.11	※2
小計			156,997		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	456,997
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(妻)は、原発事故当時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)所在の自宅ではなく、里帰り出産のために帰還困難区域(双葉町)所在の実家に一時的に帰省していたところ原発事故が発生し、懐妊中に避難し出産間近な時期に劣悪な環境での生活を余儀なくされたなどと主張して、申立人B(夫)、C(AとBの子。原発事故後の平成23年4月に出生した。)及びD(AとBの子。平成25年に出生した。)と共に精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Dについては原発事故後に出生しており損害賠償請求権がない、申立人A、B及びCについては直接請求で平成23年9月分まで支払済みであるところ、申立人B及びCには総括基準(精神的損害の増額事由等について)に定められている慰謝料増額事由がなく、申立人Aには懐妊中であること及び乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情はあるものの、その精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きいとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人B及びCについては慰謝料増額事由が認められないとし、また、申立人Dについてはその出生時期に照らし、いずれも既払金を超えては損害賠償請求権があるとは認め難く、和解案を提示しない一方、申立人Aについては、電話聴取の結果等からいつ出産するか分からない中での避難生活は肉体的・精神的に過酷であり、自宅とは異なる環境で育児をしながらの避難生活も同じく過酷であり、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められるとして、平成23年3月

分から同年7月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金30万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であることという事情等があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故当時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）所在の自宅ではなく、里帰り出産のため帰還困難区域（双葉町）所在の実家に一時的に帰省していたところ原発事故が発生し、避難を余儀なくされ、避難先で家財道具を購入したと主張して、平成24年2月から同年11月までに購入した家財道具購入費用の賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、申立人らの自宅が所在する区域の賠償終期を超えている上、直接請求で支払済みであると主張して争った。パネルは、申立人らには幼い子がいること等を踏まえれば、避難を継続するために家財等を購入することもやむを得ないとして〔領収証、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等〕、生活費増加費用として15万6997円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6Ⅰ①又は②（日常生活阻害慰謝料）の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められており（中間指針第3の2備考3ただし書）、また、中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の1、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人A及びBは放射線検査費用及び同検査のための交通費の賠償を請求し、また、申立人らは避難指示解除後においてもなお継続した避難に係る精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、検査費用及び検査交通費は直接請求において支払済みであり、また、避難指示解除後の精神的損害は対象外であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1574		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)に居住していた申立人ら(父母及び子)の平成30年3月分までの日常生活障害慰謝料について、申立人子に対しても、仙台市内の専門学校(富岡町)の学生であったものの、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、富岡町内の自宅を住所と届け出ていた上、平成23年4月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して賠償されたほか、申立人父については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が、避難生活のストレスから突発性難聴が発症したことに鑑み一時金20万円がそれぞれ増額され、また、申立人母については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が増額されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ウ(7)	

2 基本情報

申立日	H30.2.16	全部和解成立日	R1.7.23
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	8,540,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	162,000	H23.3~H23.7	※1
全部和解	精神的損害	その他	200,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	44,100	H23.5	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	79,800	H23.5~H23.8	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	30,000	H23.5~H23.8	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250		※4

小計 9,061,150

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	8,540,000	H23.3~H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	162,000	H23.3~H23.7	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	2,428,514	H23.4~H23.12 H26.1~H26.2	※5

小計 11,130,514

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	8,540,000	H23.3~H30.3	※3

小計 8,540,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,731,664
	弁護士費用	861,950
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（父）は、家族と別々に避難したこと、避難中に突発性難聴を患ったことを理由に、日常生活阻害慰謝料の基本部分及びその増額分の賠償を請求した。東京電力は、基本部分を賠償することは認めたものの、増額は、他の避難者に比して特に避難生活が困難であった事情は認められないと主張して争った。パネルは、家族別離により申立人Aの精神的苦痛が増大したこと、突発性難聴により避難生活への適応がより困難となったことを認め〔診断書〕、平成23年3月分及び同年4月分は避難所等における避難であることから基本部分を月額12万円とし、同年5月分から平成30年3月分までは基本部分を月額10万円とした上で、家族別離が生じた平成23年3月分から同年7月分まで基本部分に対し3割の増額分を認めるとともに、突発性難聴による避難生活の困難について一時金20万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円又は12万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中等度の持病があり、あるいは、家族の別離や二重生活が生じる等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することができるとしており、かつ増額の方法として、月額増額及び一時金として適切な金額を賠償額に加算することの双方を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（母）に対し、家族と別々に避難したことを理由に、平成23年3月分及び同年4月分は避難所等における避難であることから日常生活阻害慰謝料の基本部分を月額12万円とし、同年5月分から平成30年3月分までは基本部分を月額10万円とした上で、家族別離が生じた平成23年3月分から同年7月分までは、基本部分に対し3割の増額分を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6

申立人Cは、日常生活阻害慰謝料の基本部分及びその増額を請求した。東京電力は、申立人Cが原発事故当時通学していた仙台市内の専門学校の寮に居住していたことを主張して争った。パネルは、申立人Cが原発事故前に退寮届を提出し、富岡町内の自宅を住所と届け出していた上〔回答書〕、平成23年4月には就職見込みであったこと等から生活の本拠地を富岡町と認め、平成23年3月分及び同年4月分は避難所等における避難であることから基本部分を月額12万円、平成23年5月分から平成30年3月分までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3において、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者等を避難等対象者としているところ、パネルは申立人Cの諸事情を考慮した上で避難等対象者に該当すると認め、日常生活阻害慰謝料を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人Aの突発性難聴について、生命・身体的損害としてその治療費、通院慰謝料等を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の8

申立人Bに対し、原発事故により休職及び退職を余儀なくされ、給与が減少したことから、就労不能損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Cは、原発事故に伴い就労予定の事業所に就職をすることができなくなったと主張して、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、当該事業所への就労の蓋然性がないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1575		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)において農業を営んでいた申立人の柿に係る風評被害による営業損害(逸失利益)について、行政による出荷制限は課せられておらず、また、その他の農産物の売上げを考慮すると、原発事故前よりも売上収入が増加しているものの、実際の取引状況や原発事故前よりも申立人が農業に費やす労力を増加させたこと等を考慮し、平成30年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H30.12.10	全部和解成立日	R1.7.23
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		104,000	H30.1～H30.12	※1
小計			104,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	104,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、南相馬市鹿島区において農産物の生産加工業等を営んでいたところ、原発事故による風評被害により干し柿の取引をすることができなかつたとして平成30年1月から同年12月までの干し柿の出荷を断念したことによる逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、柿が出荷制限対象品目でなく、風評被害の発生についても裏付けがないこと、申立人のその他の農産物の収入を考慮すると、原発事故前よりも農業収入が増加していること、申立人の損害回避に向けた努力が確認できないこと等を主張して争った。パネルは、申立人が実際には干し柿の取引をすることができなかつた状況や、干し柿が他の農作業をしながらも1週間程度で収穫して出荷でき、申立人が平成28年に退職した後に生じた時間を農作業に費やしていたという事情等を踏まえて、干し柿出荷に係る減収分と原発事故による風評被害との間の相当因果関係を認めた上で、他の農産物の売上げを考慮せず、原発事故の影響割合を8割として算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、福島県産の農産物について買い控え等による被害を懸念し、事前に出荷、加工等を断念したことによって生じた被害について、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、その損害を賠償すべきとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1576		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)から中国地方に避難した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用(駐車場代)、子ども2名に対する避難雑費(子ども1名につき平成26年3月までは月額2万円、同年4月から平成27年3月までは月額1万4000円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H30.3.1	全部和解成立日	R1.7.25
事故時住所	川俣町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	54,810	H25.10~H27.3	※1
全部和解	避難雑費		576,000	H25.10~H27.3	※1

小計 630,810

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	630,810
	弁護士費用	18,924
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(申立人父A、母B、いずれも18歳以下である子C及びD)は、自主的避難等対象区域(川俣町)から中国地方に自主的避難を実行したために負担した平成25年10月から平成27年3月までの駐車場代〔通帳、家賃等預金口座振替内容通知書〕及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続の合理性は認められず、原発事故との間の相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、申立人C及びDがそれぞれ原発事故時3歳と1歳であったこと等を踏まえて避難継続の合理性を認め、合理性及び相当性のある範囲で生活費増加費用としての駐車場代及び、子1名当たり平成25年10月分から平成26年3月分までは月額2万円の、同年4月分から平成27年3月分までは月額1万4000円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1577		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、原発事故当時は、実家から100メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとり、また入浴をするなど、実家において居住していた父母及び弟と共に生活していたにもかかわらず、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分までの日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.8.27	全部和解成立日	R1.7.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	432,000	H23.3～H24.4	※1
小計			432,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	432,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)に居住し、自宅から100メートル程度離れた距離に所在する実家へ毎日のように通っていたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、実家に居住していた父母及び弟との別離が生じたこと等を理由として精神的損害の増額賠償を求めた。東京電力は、申立人は原発事故前から実家とは別の独立した生活空間を持っており、原発事故により家族別離が生じたとは認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人が自宅で寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとったり、入浴をしたりするなど〔電話聴取事項報告書〕、実家に居住していた父母及び弟と共に生活していたと認め、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分までの日常生活阻害慰謝料を3割増額する和解案(平成23年3月及び4月は12万円の3割、同年5月以降は10万円の3割の合計43万2000円)を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することを認めているところ、これらに従って増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1578		
事案の概要	群馬県で米の自家販売を行う申立会社の平成26年産及び平成27年産の米に係る営業損害(逸失利益)について、個人客に対する販売に係る減収分は、安全・安心に特に関心が高い個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、原発事故の影響割合を平成26年産分は7割、平成27年産分は5割として賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を平成26年産分は3割、平成27年産分は1割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H30.3.9	全部和解成立日	R1.7.30
事故時住所	群馬県沼田市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,517,979	H26.10~H27.9	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		667,697	H27.10~H28.9	※1
小計			2,185,676		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,185,676
	弁護士費用	65,571
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、群馬県沼田市で有機栽培米等を生産し直接個人や業者に販売していた法人であるが、原発事故の風評被害により安心・安全に関心の高い個人客への販売が減少し、業者への販売も低価格での販売を余儀なくされ、減収が生じたと主張して、平成26年10月から平成28年9月までの減収分の賠償を求めた〔決算報告書、確定申告書、個人向け販売状況一覧表、業者向け販売状況一覧表等〕。東京電力は、原発事故前から米価が下落傾向にあったこと、原発事故後に減少した申立人の売上げがいったん回復して再度下落するなど、通常の風評被害とは異なる動きが見られること、個人向けの販売数量の減少及び業者向けの販売単価の下落は申立人の経営判断により一部の業者に対し低価格で大量一括販売する販売方法に変更したことが原因であること等を理由に、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、東京電力が主張する事情は認められるものの、申立人の所在地及び取引顧客の属性(安心・安全に関心の高い顧客が多いこと)等を踏まえると請求期間においても風評被害は発生していたと判断し、また上記販売方法の変更についても売れ残りによる損害拡大を防止するためであり、原発事故の影響は否定することができないとした上で、個人向け販売と業者向け販売とで分けて検討し、有機栽培米と有機栽培米以外の米とを区別することなく、個人向け販売については販売数量の減少による減収分を、業者向け販売については単価の下落による減収分(原発事故後の販売増加分は対象外とする。)を原発事故と相当因果関係のある損害と認め、時間の経過やその他の事情を考慮して原発事故の影響割合を認定し(個人向け販売について平成26年産米は

7割、平成27年産米は5割、業者向け販売について平成26年産米は3割、平成27年産米は1割とした。)、平成26年10月から平成28年9月までの逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、群馬県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1579		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の財物(不動産)損害について、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたことを踏まえ、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.12.7	全部和解成立日	R1.7.31
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,268,705		※1
全部和解	財物損害	建物	9,319,203		※1
全部和解	財物損害	その他	1,559,076		※1
小計			13,146,984		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,146,984
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたところ、原発事故により自宅が特定避難勧奨地点に設定されて避難を余儀なくされ、その所有に係る自宅の土地建物等を管理することができなくなり、その価値が減少したとして、価値減少分の賠償を求めた。東京電力は、特定避難勧奨地点については、当該地点での居住及び立入りは自由であり、財物の管理行為は制限されていないので、当該地点に存在する不動産は除染、修繕等を行うことにより適切に管理することが可能であり、管理不能等による財物損害を観念することは困難であると主張して争った。パネルは、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて政府が避難を勧奨している以上、その避難勧奨に基づき避難したことにより自宅の土地建物等を管理することができなかったことによる損害は賠償されるべきと判断した上で、直接請求手続において居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産について6年の避難指示期間をもって全損とみなしていることを踏まえ、土地及び建物の時価相当額×避難月数(避難開始から特定避難勧奨地点の設定解除まで)÷72か月×0.8(避難を強制されたわけではなく、勧奨されたにとどまること等を考慮して設定した係数)の計算式で損害額を算定して、土地及び建物(庭木及び構築物を含む。)の財物賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物

価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、特定避難勧奨地点に設定された申立人の自宅の土地建物についても、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1580		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人のうちの1名が半身まひ状態での避難であったこと等を考慮し、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続で支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.3.6	全部和解成立日	R1.8.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	855,000	H23.3~H27.11	※1
小計			855,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,710,000	H23.3~H27.11	※1
小計			1,710,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3	※2
小計			30,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,595,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(申立人Bの夫で申立人Cの父)は原発事故発生当時、半身の自由が利かない状態であることから身体障害等級3級に認定されており〔身体障害者手帳〕、また、申立人B(申立人Aの妻で申立人Cの母)はかかる申立人Aの介護をしており、共に過酷な避難生活を余儀なくされたとして、平成23年3月分以降の日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、精神的損害の増額の終期は申立人らが新しい住居へ転居したときまでであると主張し、また、直接請求手続で申立人Aに対し身体の障害があることを理由に月額1万5000円の増額分を支払済みであるところ、追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、申立人らが新居に移転した1年後である平成27年12月以降は生活状況の安定・改善が認められるが、同年11月まではなお増額すべき事情が認められる〔電話聴取事項報告書等〕として、平成23年3月分から平成27年11月分まで、申立人Aについては東京電力に対する直接請求手続で支払われ

た月額1万5000円の増額とは別に月額1万5000円の増額を認め、申立人Bについては月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があることやこれらの者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（申立人A及びBの子）は原発事故直後、申立人A及びBと別離となり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、別離していた平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料について3万円の増額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1581		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.4.15	全部和解成立日	R1.9.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,550,000
	弁護士費用	76,500
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、居住制限区域(浪江町)に申立外第一子(平成23年2月出生)と居住していたところ、原発事故により乳幼児の世話をしながらの避難所での過酷な生活を強いられた、避難先において親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなった、避難中に妊娠・出産した申立外第二子(平成26年3月出生)の育児も加わって過酷な避難生活を強いられたと主張して〔母子健康手帳、事故後住居に係る賃貸借契約書等〕、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人が乳幼児の世話を恒常的に行ったことを認める一方、原発事故がなければ受けられたであろう親族等からの育児等に関する支援の内容が明らかでなく、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいか不明であるから慰謝料の増額は認められないと主張して争った。パネルは、申立人作成の申立書及び準備書面記載の事実からすれば、申立人が原発事故前から親族等から支援を受けていたと認められ、原発事故による避難を理由にこれらの支援が受けられなくなったと認められ、申立人がその他に主張する事実も踏まえれば通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいといえるとして、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行うという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1582		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、父母兩名につき、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人あたり月額3万円が賠償されたほか、母につき、申立外の子2名(原発事故当時1歳及び0歳)の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、さらに月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.1.29	全部和解成立日	R1.9.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	990,000	H23.4～H23.5 H23.8～H24.9 H24.11～H25.11 H26.1～H26.2 H26.4～H26.5	※1
小計			990,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,670,000	H23.3～H27.10	※2
小計			2,670,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,660,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、避難生活において、就労上の理由により単身赴任をしなければならなくなり、原発事故当時同居していた申立人B(申立人Aの妻)及び申立外の子2名との別離を余儀なくされたことを理由に、精神的損害の増額分を請求した。東京電力は、申立人Aが単身赴任をすることになったのは勤務先からの業務指示に基づくものであり、原発事故に直接的に起因するものではなく、原発事故に起因する家族別離があったと法的に評価することは難しいなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが単身赴任をしなければならなくなったことと原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、通常の避難者と比べて申立人Aの精神的苦痛が大きいと認定し〔聴取事項報告書〕、平成23年4月から平成26年5月までのうち申立人Bらとの別離が生じていた期間について月額3万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離等の事情があり、通常の避難者と比べて

その精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、申立人Aとの別離を余儀なくされたこと及び避難生活において乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由に、精神的損害の増額分を請求した。東京電力は、直接請求手続で既に支払った金額を超える精神的損害（増額分）が申立人Bに生じていると考えることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、通常の避難者と比べて申立人Bの精神的苦痛が大きいと認定し〔聴取事項報告書〕、①申立人Aとの別離を理由に、上記※1において申立人Aについて増額を認定したのと同期間について月額3万円の精神的損害の増額を、さらに、②乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由に、平成23年3月分から申立人らの親族が新たに購入した住居に申立人ら及びその子らが転居した平成27年10月分まで月額3万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離や、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3）

申立人らは、4回分の一時立入費用について請求した。東京電力は、直接請求手続で支払済みであると主張して争った。パネルは、直接請求手続で支払済みであるとして、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人らは、就労不能損害について請求した。東京電力は、直接請求手続で平成27年2月までの就労不能損害を支払済みであるところ、同年3月以降については、就労不能と原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aについては正社員としての就労を開始した同年2月の時点で原発事故前とほぼ同等の就労活動を営むことが可能になったとして、申立人Bについては原発事故後ほとんど再就職活動をしていないことから就労の意思を認定できないとして〔聴取事項報告書〕、それぞれ和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1583		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母及び子3名)及び避難先で亡くなった申立外の亡父について、1. 原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家消費野菜に係る賠償として支払われた9万4000円とは別に、平成23年3月分から平成27年1月分までの食費増加費用として37万6000円が、2. 亡父及び申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、両名が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたことのほか、亡父はパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母は亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、亡父については月額3万円から5万円で算定した292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円で算定した114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、3. 亡父の埋葬費用につき、避難元の公営斎場における埋葬費用に比して高額となった差額分の全額が、4. ペット喪失による、精神的苦痛に対する慰謝料として10万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H31.2.5	全部和解成立日	R1.9.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	50,000	H23.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	376,000	H23.3～H27.1	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	36,000	H24.2～H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	58,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,850,000	H23.3～H29.9	※3
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※4
小計			3,470,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,470,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後に親戚宅へ避難した際に支払った宿泊費(謝礼)の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書、領収書〕。東京電力も、直接請求手続で支払済みの宿泊費を除く請求については支払うことを認めたこと等から、パネルは、東京電力が直接請求手続で支払済みのものを除く宿泊費を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により、米や野菜を作農することができなくなり、自家消費分の米や野菜を購入せざるを得なくなったことによる食費増加費用〔農業収入の賠償に係る直接請求記録、陳述書〕、避難先で購入を余儀なくされた家財道具等の生活用品購入費用〔電話聴取事項報告書、写真〕及び避難先で死亡した申立外亡E（申立人A、C及びDの父であり申立人Bの夫）の葬儀の際の火葬場使用料が避難元の公営斎場における火葬場使用料よりも高額であったとして火葬場使用料増加分〔領収証、火葬場使用料に関するホームページの記載〕を請求した。東京電力は、生活用品購入費用及び火葬場使用料増加分を賠償することは認めたが、食費増加費用については日常生活阻害慰謝料に含めて賠償済みであり、かつ、亡Eに対して農業収入を賠償した際に米及び野菜の自家消費相当分を含めて賠償済みであると主張して争った。パネルは、当事者間に争いのない請求に係る部分のほか、食費増加費用についても原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人らの陳述等を参考にした上で、平成23年3月分から避難先で自宅を購入した平成27年1月分までの米及び野菜の購入費用として月額1万円(合計47万円)の賠償が相当と認め、直接請求手続における同期間についての米及び野菜の自家消費相当分に係る既払金9万4000円を控除した37万6000円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故当時、申立外亡Eと共に避難指示解除準備区域（浪江町）に同居していたが、原発事故により、平成23年3月から同年10月まで申立人B及び申立外亡Eとその他の家族との間で別離を余儀なくされたほか、申立人外亡Eはパーキンソン病等により身体障害等級3級の状態にあり、申立人Bはかかる申立外亡Eの介護の労苦があったなどと主張して〔介護認定票、電話聴取事項報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立外亡Eの身体障害及び申立人Bの介護の労苦を踏まえて申立人らの請求の一部を認めたものの、申立人ら全員が成人であることから家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額は認められるべきではないと主張して争った。パネルは、申立人B及び申立外亡Eについて通常の避難者と比べて大きな精神的苦痛があったことを認め、平成23年3月分から平成29年9月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人Bについて、上記期間について月額1万円から3万円までの範囲で算定した合計114万5000円から直接請求手続で支払済みの7万円を控除した107万5000円を、申立人ら4名について、申立外亡Eの相続分として、上記期間について月額3万円から5万円までの範囲で算定した合計292万円から直接請求手続で支払済みの114万5000円を控除した177万5000円を、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があること、家族の別離、二重生活等が生じたこと等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故当時飼育していたペットの猫〔飼い猫の写真〕を避難時に連れ出すことができずペットを喪失したとして慰謝料を請求した。東京電力は、ペット喪失慰謝料として申立人らに併せて10万円を支払うことを認め、パネルも、申立人らのペット喪失に係る精神的苦痛に対する慰謝料として10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、申立外亡Eの介護用品、介護用車両及び携帯電話の購入費用等並びにショートステイに要した費用の賠償を請求し、東京電力は、いずれも原発事故との間の相当因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、各損害と原発事故との間の相当因果関係について心証を形成することができなかつたため、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1584		
事案の概要	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区片倉地区に居住する申立人らについて、原発事故前は自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに、最長で田畑の除染時期から1年後に当たる平成29年3月分まで、食費増加分(世帯人数に応じ、米につき年額4万円又は6万円、野菜につき年額8万円又は12万円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第11の4(2)		

2 基本情報

申立日	H28.5.18	全部和解成立日	R1.8.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	38	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

申立人らは、原発事故時、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区片倉地区（以下「片倉地区」という。）に居住していたが、片倉地区には、特定避難勧奨地点の設定を受けた世帯があり、申立人らには、その住居が特定避難勧奨地点の設定を受けた世帯の者と受けていない世帯の者の双方が含まれている。また、南相馬市の特定避難勧奨地点の設定を受けた世帯は、平成26年12月にその設定が解除され、相当期間（解除から3か月間）が経過した平成27年3月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料は、東京電力による直接請求においても支払がされる扱いとなっているところ、申立人らのうち特定避難勧奨地点の設定を受けていない世帯の者は、前回の申立てにおいて、片倉地区全体の避難及び除染の状況等から日常生活の障害が継続して生じているというパネルの判断により、同設定を受けた世帯の者と同様、平成27年3月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料を受領している。本件は、片倉地区に居住する12世帯38名の申立人ら（特定避難勧奨地点の設定を受けた世帯も含む。）が、平成27年4月以降も正常な日常生活の障害が継続していると主張し、同月以降の精神的苦痛に対する慰謝料（同年3月までの慰謝料の賠償を受けていない世帯は同月までの分も含む。）及び食費増加費用の賠償を求めた事案である。

パネルは、申立人らには代理人弁護士が選任されていないことを踏まえ、中間指針第2の5を念頭に各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた片倉地区住民の生活状況の変化、避難状況、自家消費米、野菜を耕作していた田畑の除染に関する情報及び放射線に関する情報等を調査した結果、申立人らの平成27年4月以降の精神的苦痛に対する慰謝料については、相当期間経過後に生じても賠償の対象となる「特段の事情」（中間指針第3の6Ⅳ、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲ、（3）Ⅲ）があると認めるだけの心証を形成するには至らなかったとして和解案の対象とはしなかったものの、同月以降に生じた食費増加費用については、片倉地区内に存在する特定避難勧奨地点の設定が平成26年12月に解除され相当期間（解除から3か月）が経過したとしても直ちに作付けはできず、少なくとも申立人らが自家消費米又は野菜を耕作していた田畑の除染終了から1年が経過した期間（申立人ごとに異なり、最長で平成29年3月であり、いずれも合理的期間内に除染されたものと認めた。）まで作付けをすることが困難であることから原発事故と相当因果関係が認められる損害に当たると判

断して、申立人らの各世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円の賠償を認める和解案を提示した。

以下、上記集団申立てを構成する申立人らの一部に係る和解の概要を説明する。

4 和解の概要

1584-1、2

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.3～H27.3	※2
一部和解	避難費用	食費増加費用	70,000	H27.1～H27.12	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	28,000	H28.1～H29.1	※1

小計 1,568,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,568,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

1584-3、4

申立人C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	食費増加費用	83,334	H27.4～H27.12	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	156,666	H28.1～H29.3	※1

小計 240,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	240,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

1584-5、6

申立人G、H、I、J、K、L共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	食費増加費用	125,000	H27.4～H28.2	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	151,000	H28.3～H29.2	※1

小計 276,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	276,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故前は自ら耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、避難費用としての食費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの自家消費農作物の耕作地である田畑において実際に除染作業が実施された期間については、物理的に農作物の生産をすることができないため、食費が増加することは考え得るものの、それ以外の期間については申立人らの損害の発生が明らかではなく、また、損害額を概算

で認めることは妥当ではないなどと主張して争った。パネルは、本件の申立人が38名と多数に及ぶことから、合理的な算定方法によって一定額の賠償を認めることで迅速な救済を図るべきとして、申立人らに対し共通のアンケートを送付して、その回答を受ける方法により審理したところ、申立人らが居住していた片倉地区内に特定避難勧奨地点が存在し平成26年12月にその設定が解除され相当期間(解除から3か月)が経過したとしても直ちに作付けはできず、また、申立人らの田畑の除染の終了時期は最も最後の者で平成28年3月であるところ、いずれも合理的な範囲内の時期に除染を完了させており、少なくとも申立人らが耕作していた田畑の除染終了から1年が経過した時期まで作付けが困難であることから食費増加と原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、相当期間経過後の平成27年4月以降、申立人ごとに田畑の除染終了から1年後に当たる月(最長で平成29年3月)まで、概算額での食費増加費用(世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害とし、同Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は平成24年8月末までを、同(3)Ⅲは、特定避難勧奨地点についての相当期間は解除後3か月間を、それぞれ目安とし、上記の各備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、申立人らについて特段の事情があると認められ、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明を基に相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びBは、原発事故後、家族間の別離を余儀なくされたとして精神的損害の賠償を請求し、東京電力は、これを争った。パネルは、平成23年3月分から平成27年3月分まで月額3万円の精神的損害(増額分)を認める和解案を提示した。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1(2)、(3))

申立人らは、片倉地区の特定避難勧奨地点の設定が解除され相当期間が経過した平成27年4月以降の精神的損害の賠償を請求し、東京電力はこれを争った。パネルは、申立人らに対し共通のアンケートを送付し、その回答を基に審理したところ、申立人らには相当期間経過後の特段の事情が認められないとして和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1585		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら夫婦について、別々の場所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.4.18	全部和解成立日	R1.8.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	510,000	H23.4~H24.8	※1
小計			510,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	510,000	H23.4~H24.8	※1
小計			510,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,020,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら夫婦は原発事故発生当時、帰還困難区域(浪江町)内の自宅において同居していたが、原発事故の影響による申立人Aの勤務地の変更に伴い別々に避難生活をするを余儀なくされ不便や苦勞が多かったとして、家族の別離が生じた平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、別離による増額割合について、期間の経過に伴い生活は固定化・安定化し、不便や苦勞の程度は徐々に減少していくと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、日常生活阻害慰謝料について申立人A及びBそれぞれに対し平成23年4月分から平成24年8月分まで1か月当たり3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1586		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害(平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	第1の12(2)エ(オ)

2 基本情報

申立日	H29.9.8	全部和解成立日	R1.8.8
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	一時立入費用	交通費	17,658	H26.10、H29.3	※1
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	478,914	H23.12～H25.6	※1
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	4,363,200	H25.9～H29.8	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	5,500,000	H25.9～H30.3	※2
早期一部和解	就労不能損害	減収分	555,253	H25.9～H26.2	※3
一部和解	財物損害	建物	19,229,829		※4
全部和解	避難費用	宿泊費等	636,300	H29.9～H30.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	81,900	H25.10	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	692,847	H26.3～H27.2	※3
全部和解	避難費用	その他	899,342	H25.9～H30.3	※5
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※6
小計			34,905,243		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3～H30.3	※2
早期一部和解	財物損害	建物	18,753,624		※4
早期一部和解	財物損害	土地	8,944,875		※4
全部和解	避難費用	交通費	90,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6～H30.3	※5
全部和解	財物損害	その他動産	418,650		※7
全部和解	財物損害	その他	29,357,240		※8
小計			67,231,389		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6～H30.3	※5
小計			9,667,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	避難費用	その他	1,147,000	H24.6～H30.3	※5
小計			9,667,000		

申立人B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	5,500,000		※6
小計			5,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	126,970,632
	弁護士費用	3,404,559
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の2、中間指針第3の3

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、①対象区域から避難するために負担した交通費、②対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費、③避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、避難等対象者に対する月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人Aは、原発事故により勤務先が警戒区域に指定されたことから同勤務先を退職せざるを得ず、これにより減収が生じたと主張して、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが平成24年4月から避難先で再就職していることを踏まえれば、平成26年2月分までは特別の努力を認め中間収入を控除しないとしても、同年3月以降は前勤務先と再就職先の差額分のみが賠償すべき損害であると主張して争った。パネルは、原発事故後の雇用形態が従前と同様の雇用形態であるということに照らし、これによる収入を特別の努力としてみることは困難であるが、東京電力が直接請求において平成26年2月分までは特別の努力として控除していないことに鑑み、同月分までは原発事故前の収入額全額が、同年3月分から平成27年2月分までは前勤務先と再就職先の差額分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の給料等の減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時的就労が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等(中間収入)を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)は、中間収入は、原発事故がなくても当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるかと認めているところ、申立人A及びB（追加申立て）がそれぞれ所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の建物及び土地の財物損害について、原発事故発生から避難指示の解除までの期間が65か月であることを踏まえ、時価相当額に72分の65を乗じた金額の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費等、避難等によって増加した生活費を賠償すべき損害と認めているところ、東京電力プレスリリース（平成24年9月25日付け）は、これらの項目について一定額での包括賠償を認めており、申立人が同プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人Aは、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に1人で居住し、申立人B（追加申立て）、C（追加申立て）、D（追加申立て）、E（追加申立て）及び申立人Bの父親（原発事故後に死亡し、申立人Bが損害賠償請求権を相続している。）は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に5人で居住していたところ、申立人らは、家財について、原発事故前の居住実態に即して世帯を1名の世帯と5名の世帯に分け、それぞれ東京電力プレスリリース（平成25年3月29日付け）に基づき申立人Aについては245万円、その他の申立人について550万円の定額賠償を求めた。東京電力は、申立人らの請求を認めたため、パネルは、争いのない範囲で和解案を提示した。

これも、中間指針第3の10Ⅰに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人B（追加申立て）は、原発事故により避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、所有していた自動車の賠償を求めたところ、東京電力は査定により算定された評価額の限度で申立人の請求を認めたため、パネルは争いのない範囲で和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内の財物が、財物の価値を喪失させる程度の量の放射性物質に曝露した場合に、現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第四次追補第2の2

申立人B（追加申立て）は、避難先で新たに土地及び建物を購入したとして、購入費用及び住居取得関連費用の賠償を求めた。東京電力は、東京電力プレスリリース（平成26年4月30日付け）の枠組みに従い賠償額を算定し申立人が現実に負担し又は将来的に負担することが高い確度で見込まれる金額の賠償（ただし、申立人Bが所有していた土地及び建物を対象とする財物賠償の既払額を除いた金額。）を認める一方、申立人Bが請求した項目の一部について、住居取得のための費用に該当しないと主張して請求の一部を争った。パネルは、同プレスリリースの枠組みに従いつつ、東京電力が認めている土地及び建物の購入費用相当額並びに住居取得関連費用（登記費用、建物に関する保険費用等）に加えて、申立人Bが住居取得に際し支出した費用の

うち、水道工事に係る費用はその内容及び性質から原発事故との相当因果関係が認められるとして、これらの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2 Iは、従前の住居が持ち家であった者が、移住のために負担した費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人A、B（追加申立て）、C（追加申立て）及びD（追加申立て）は、精神的損害の増額を請求したが、東京電力は、それぞれに対して月額10万円を支払っており既払金を超える損害はないと主張して争った。パネルは、増額事由が認められないとして、和解の対象外とした。

※10 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Aは、東京電力プレスリリース（平成25年3月29日付け）における定額賠償のほか、ピアノ等の楽器の財物賠償を求めたが、東京電力は定額賠償を超える損害は認められないと主張して争い、パネルも、定額賠償を超える損害を認めることはできないとして、和解の対象外とした。

※11 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第四次追補第2の2）

申立人Aは、避難先に新たに自宅を購入する予定があるとして、購入費用等の賠償を求めたが、東京電力は、購入の予定が現実化していないと主張して争い、パネルも、購入の予定が現実化していないとして、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1587		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点(南相馬市原町区)において飲食店を営んでいた申立人らについて、原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害につき、事故前収入の5年分相当額から既払金(平成23年3月分から平成27年7月分までの営業損害(逸失利益)として支払われたもの)を控除した残額が賠償されたほか、財物損害(自宅兼店舗である建物及び家財道具)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)
	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.7.30	全部和解成立日	R1.8.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	2,684,576		※1
全部和解	財物損害	建物	8,438,146		※2
全部和解	財物損害	家財	4,450,000		※3
小計			15,572,722		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,572,722
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人らは、原発事故当時、緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点(南相馬市原町区)において飲食店を営んでいたところ、原発事故による避難等に伴い営業を継続することができなくなったと主張して、営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、申立人らには帰還して営業を再開するという意思が見受けられないため営業損害の賠償の前提を欠き、また、本請求期間においては申立人らの主張する損害と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人らに営業再開の意思が認められないとして、申立人らが廃業したこと及び同廃業と原発事故との間に相当因果関係があることを認定した上で、廃業損害(逸失利益)として、直接請求手続等において従前認められてきた営業損害の月額60か月分(5年分)から、平成23年3月分から平成27年7月分まで営業損害として支払われた既払金を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としていっているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人らは、特定避難勧奨地点に設定された地点に所有する建物（自宅兼飲食店店舗）が原発事故による避難等のために管理不能となり、これにより価値が減少したと主張して、財物損害として当該建物の価値減少分の賠償を求めた。東京電力は、特定避難勧奨地点は常時立入りが可能であるから財物の適切な管理が可能であり、現に申立人らは一時立入りを複数回行っており、管理不能による価値減少は認められないなどと主張して争った。パネルは、特定避難勧奨地点に設定されたことで、飲食店の営業及び居住がいずれも困難であり、また上記建物の管理をすることは客観的にも相当困難であったとして、当該建物の平成22年固定資産税評価額を基礎とし、特定避難勧奨地点であることを考慮の上、避難指示区域における不動産賠償に準じて算定した金額（平成22年固定資産税評価額×建築物係数又は構築物・庭木係数×49か月（原発事故時から特定避難勧奨地点設定解除後相当期間経過後までの期間）／72か月×0.8）から、平成22年分所得税青色申告決算書における減価償却費の5年分を控除した金額を損害額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4 II は、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、特定避難勧奨地点に所在する不動産についてこれらに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、特定避難勧奨地点に設定された地点に所有する建物内の家財が管理不能となったことにより価値が減少したと主張して、財物損害としてその価値減少分の賠償を求めた。東京電力は、上記※2と同様、特定避難勧奨地点は常時立入りが可能であるから財物の適切な管理が可能であり、現に申立人らは一時立入りを複数回行っており、管理不能による価値減少は認められないなどと主張して争った。パネルは、一時立入りや家財持ち出しの具体的状況等についての調査官の申立人らからの聴取内容に照らせば家財の適切な管理は困難であったと判断した上で、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースにおいて、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の大人2名世帯の家財の定額賠償の賠償額が445万円とされていることを踏まえ、これと同額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1588		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部(ピアノ、ひな人形等)に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部(テレビー式、薪ストーブ等)に対しても、同様に賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ウ	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.7.5	全部和解成立日	R1.8.14
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	3,329,500		※1
全部和解	財物損害	その他	63,000		※2
小計			3,392,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,392,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,143,000

※1 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域(大熊町)に自宅を有していたところ、原発事故により所有する財物の価値を喪失したと主張して、ピアノ、テレビー式、タンス、オーダーキッチン、薪ストーブ、船舶用レーダー、ひな人形等22品目の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で支払った金額以上の損害は生じていないと主張して争った。パネルは、申立人の陳述(製品名・型式、購入金額、購入年月、購入店名、購入の際の事情)、写真(全体が写った写真、型式の写った写真)、価格証明書及び類似品目の価格表等の各証拠に基づき、本件にあらわれた一切の事情を考慮して、賠償額を定めた。具体的には、ピアノについては、インターネットでの中古販売価格の7割に当たる金額、テレビー式等経年減価する動産については、一般家財として直接請求手続で支払済みと評価される品目を除き、購入金額の1割から2割の範囲で定めた金額、ひな人形等経年減価しない動産については、両当事者間で高額家財であることに争いがなかったことや時価についての疎明が十分とはいい難かったこと等から30万円をそれぞれ損害額と認定し、直接請求手続において支払があった動産については当該既払金を控除した金額を賠償額とする和解案を提示した(損害額が当該既払金を超えない品目は和解対象外とした。)

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、避難指示等による避難を余儀なくされたことによって、避難指示解除準備区域（浪江町）に所有し係留していたプレジャーボートの管理が不能となり、沈船する可能性があることから陸揚げを行ったとして、陸揚げに要した費用〔見積書、領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との間の相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の所有するプレジャーボートが常に船体内部へ海水が浸入する構造であった点を考慮して、陸揚げに要した費用の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅲは、対象区域内の財物の管理が不能等となり、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1589		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らのうち、原発事故当時80歳台で要介護1であった申立人の平成23年3月分から同年8月分までの精神的損害(増額分)として10万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人3名の同期間の精神的損害(増額分)として主たる介護者1名につき4万円、従たる介護者2名につき各2万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H30.11.7	全部和解成立日	R1.8.15
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3～H23.8	※2
小計			60,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.8	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3～H23.8	※2
小計			140,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3～H23.8	※2
小計			60,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	340,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである(本和解外で東京電力より支払済みであるため既払金として処理されている。)

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Cは原発事故前から要介護1の状態であり〔介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、申立人A、B及びDが申立人Cの介護を行っていたところ、申立人らは、申立人Cが避難直後に要介護3の状態となり〔介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、要介護者を含む申立人らの避難は要介護者がいない場合と比較して精神的・肉体的に相当の負担や苦痛が増えることになるなどと主張して、相当額の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cの原発事故当時の要介護度は要介護1の認定にとどまること、申立人らの避難は自主的なものにすぎず、また、避難によって症状が悪化するなどの事情も客観的に明らかにされていないこと等の事情を総合考慮すると、申立人らにおいて既賠償額を超える精神的苦痛は生じていないと主張して争った。パネルは、申立人Cが80歳台と高齢であったこと、申立人Cが避難直後に要介護1から要介護3となったこと等を考慮すると、通常の自主的避難者と比較して避難に伴う申立人らの精神的苦痛は大きいと判断し、申立人Cの平成23年3月分から同年8月分までの精神的損害として10万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人A、B及びDの同期間の精神的損害として主たる介護者であった申立人Bについて4万円、従たる介護者であった申立人A及びDについて各2万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1590		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住し、原発事故後も避難をしなかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用(自家消費野菜)として、平成24年1月分から平成27年3月分まで月額6500円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H31.3.26	全部和解成立日	R1.8.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用及び移動費用		120,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	253,500	H24.1～H27.3	※3
小計			493,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	493,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人ら3名について、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力より支払済み。)のうち4万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。なお、パネルは、自家消費野菜についての生活費増加費用が平成23年3月以降発生していたものと認定したが、平成23年中については損害額が同追補第2に基づく賠償分の範囲内であるとして当該賠償分の限りで和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人ら3名について、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力より支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは原発事故前、自宅周辺の未登記の所有地で野菜を栽培していたが、原発事故後はこれを中止したため自家消費野菜についての生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、土地が未登記であることから所有権の帰属を確認することができないこと、自家消費野菜の損害額が中間指針第一次追補第2に基づく賠償分で賠償済みであることを主張して争った。パネルは、自家消費野菜の耕作地面積、耕作地の権利関係、栽培品目に関する申立人からの聴き取り結果〔電話聴取事項報告書〕及び原発事故後に撮影された耕作地の状況〔写真〕、平成24年1月以降の

自家消費野菜の損害については中間指針第一次追補第2に基づく賠償分を超えていること等を考慮し、平成24年1月分から平成27年3月分までの自家消費野菜についての生活費増加費用として月額6500円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1591		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人らについて、1. 原発事故前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、直接請求手続による既払金とは別に49万円が、2. 原発事故前は、井戸水等を利用して生活していたから水道料金の負担をしていなかったが、避難によってその負担を余儀なくされたとして、避難先での水道料金が、3. 避難によって家族間の別離を余儀なくされたとして、月額3万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H30.10.3	全部和解成立日	R1.8.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	490,000	H23.3～H28.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	190,000	H23.8～H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,610,000	H23.3～H28.3	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	26,000	H24.3	※3
小計			3,316,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,316,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人ら夫婦は、原発事故発生前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって米及び野菜の購入を余儀なくされたとして食費増加分を、また、原発事故発生前は、井戸水と山からの引水により生活していたところ、避難先で水道代を負担することになったとして水道料金を、それぞれ生活費増加費用として請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らの請求する生活費増加費用は、中間指針第3の6に定める月10万円の精神的損害の賠償に含めて既に支払済みであると主張して争った。パネルは、申立人らの求める生活費増加費用は精神的損害の賠償において通常範囲の費用を想定して含まれる生活費の増加費用に含まれるものではないと判断し、食費増加分(米及び野菜)については平成23年3月分から平成28年3月分まで年18万円の合計90万円から既払金を控除した49万円(端数調整)、水道料金〔電話聴取事項報告書、水道料一覧、水道代(生活費増加)表、通帳写し〕については平成23年8月分から平成28年3月分まで19万円(端数調整)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故発生当時、申立人夫の父母、申立人ら及び申立人らの子の3世帯で生活していたところ、避難により別離が生じたとして日常生活障害慰謝料の増額を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、家族別離が生じたことが客観的資料から確認できないこと、特に子は原発事故発生前と同様に申立人らと一緒に生活することは可能であり本人の判断で別離を選択したとして別離による精神的損害について原発事故との間の相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、調査官による申立人らからの聴取結果等を踏まえ、申立人らの日常生活障害慰謝料について、平成23年3月分から平成28年3月分まで合計261万円（平成26年5月分までの39か月分は3世帯分離のため月額5万円、同年6月分以降の22か月分は父母が施設入所のため月額3万円）の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人らは、原発事故発生当時の住居等に一時立入りをした際の交通費を一時立入費用として請求した。東京電力は、包括請求方式で支払済みであると主張して争った。パネルは、包括請求方式の対象期間より前の一時立入りのうち、賠償されていない平成24年3月の一時立入費用〔スクリーニング検査結果、申立人ら作成の一時立入一覧表等〕を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1592		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人ら家族(夫婦及び子)について、申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を要することとなったことを考慮し、平成29年5月から平成30年9月までの治療費及び通院慰謝料等が原発事故の影響割合を3割として賠償されたほか、申立人夫につき、家族別離を理由に日常生活阻害慰謝料(増額分)が平成23年3月分から平成26年2月分まで、月額2万円ないし5万円賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H30.6.27	全部和解成立日	R1.8.22
事故時住所	大熊町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	408,597	H29.5～H30.9	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	48,000	H29.5～H30.9	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	3,567	H29.5～H30.9	※1
小計			460,164		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	990,000	H23.3～H26.2	※2
小計			990,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,450,164
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A(申立人B及びCの子)は、原発事故に伴う避難生活による成長障害を改善するため特殊な治療・投薬を受けたと主張して、治療費・薬代〔領収書〕、通院慰謝料及び通院交通費の賠償を請求した。東京電力は、治療・投薬の費用は原発事故により支出を余儀なくされた費用とはいえ、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故が申立人Aの成長障害に影響した可能性を否定できないとする医師の診断〔診断書〕や、口頭審理における申立人らの陳述等を踏まえて、原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、疾病にかかったことにより生じた治療費・薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、申立人C（申立人Bの妻）が申立人A及びその他の家族を連れて避難したが、自身が公務員であって共に避難することができずに家族別離が生じたとして、慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが平成26年3月に住居を確保した以降は避難と評価すべき状況ではないと主張して争ったものの、それ以前の期間の家族別離については特段意見を述べなかった。パネルは、平成23年3月分から平成26年2月分まで、家族別離を理由とする慰謝料（増額分）を、月額2万円ないし5万円認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第1、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Aは、言語の発達障害等の症状に関して前回の申立てにおける和解後の期間（平成27年4月以降）の精神的損害の増額分及び療育としての学習塾等に関する費用を請求し、また、申立人Cは、夫婦の体外受精に関する費用を請求した。東京電力は、申立人Aの精神的損害の増額については、前回の申立てにおいて、平成27年3月の時点で申立人Aの症状が改善されたこと等を理由に同年4月以降の期間が和解の対象外とされており、申立人Aの症状が同年3月の時点と比べて大きく悪化した事情がないと主張し、また、申立人Aの学習塾等に関する費用及び夫婦の体外受精に関する費用については、原発事故により支出を余儀なくされた費用とはいえないと主張して、いずれも争った。パネルは、精神的損害の増額分については既払金を超えて賠償すべき事情が認められず、申立人Aの学習塾等に関する費用及び夫婦の体外受精に関する費用については原発事故との相当因果関係が認められないとして、いずれも和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1593		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)において工業製品の加工等を営む申立会社について、主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、申立会社は、同範囲内に所在する複数の工場の機能を、新たに賃借し、後には購入した同範囲外に所在する第三者が所有していた工場建物に移転させたところ、劣化していた同建物の屋根や浄化槽等の補修が必要となり支出した費用につき、原発事故の影響割合等を考慮し、およそ8割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H31.3.18	全部和解成立日	R1.8.22
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	35,000,000	H28.9～H31.1	※1
小計			35,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	35,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(川俣町)において工業製品の加工業等を営んでいたところ、原発事故後に主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、原発事故後、平成23年中に、同範囲内に所在する複数の工場の機能を同範囲外に所在する工場に移転したが、移転先の新工場は劣化しており原発事故前と同程度の生産能力を備えるために必要であるとして平成28年以降に実施した新工場の建物等の補修費用を請求した〔見積書、工事請負契約書、請求書、振込受付書、預金通帳、写真〕。東京電力は、そもそも原発事故と工場移転の間には相当因果関係が認められないこと、既に工場移転に関する費用は賠償済みであること、補修工事は原発事故から5年以上経過した時期に行われていること、補修した設備は申立人の資産となっていること、補修費用には原発事故がなかったとしても申立人が負担していた修繕費が含まれると考えられること等から、当該補修費用の支出と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、東京電力が支払済みである工場移転費用と今般の補修費用は性質が異なること、申立人は限られた資金繰りの中で工場の機能回復に向けて優先順位を付けて費用を支出する必要があるところ本件補修に着手した時期が原発事故から5年以上経過した時点であったとしても不合理とはいえないこと等から補修費用の支出と原発事故との間に相当因果関係があると判断する一方、補修した設備は申立人の資産となること、補修費用の一部は原発事故がなくとも申立人が負担していたはずであること等を考慮し、請求額のおよそ8割を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との間の相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1594		
事案の概要	茨城県内で原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの風評被害に基づく営業損害(逸失利益)について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で、平成30年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H31.3.13	全部和解成立日	R1.8.28
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,732,879	H30.1～H30.12	※1

小計 13,732,879

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,732,879
	弁護士費用	411,986
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人らは、原発事故発生当時、茨城県つくば市において原木しいたけ栽培業を行っていたところ、原発事故による風評被害及び原木不足による植菌断念により売上げが減少したと主張して、平成21年に作成した農業経営改善計画も踏まえ、平成30年1月分から同年12月分までの逸失利益を請求した〔月次試算表、原木貸出事業明細書、原木貸出証明書、陳述書等〕。東京電力は、逸失利益の基礎となる売上げについては農業経営改善計画達成の不確実性を、影響割合については代替物による原木不足の補填可能性等を主張して争った。パネルは、売上げについては農業経営改善計画の蓋然性から原発事故がなければ増産体制が確立していたとして増産計画の2割を売上げに算入した上、前回の申立てにおいては考慮しなかった影響割合について、本件においては原発事故からの経過年数を考慮して8割と認定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合に、原発事故前の収入額に適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とするパネルの判断は、特段の事情のない限り、合理的なものとして推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたもので

ある。

1 事案の概要

公表番号	1595		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情を踏まえ、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、月額3万円(合計252万円)ずつ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.5.30	全部和解成立日	R1.9.25
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.3~H30.2	※1
小計			2,520,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.3~H30.2	※2
小計			2,520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,040,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故発生当時、申立人B(申立人Cの妻)、C(申立人Aの子)及びD(申立人Aの義母)と同居し、身体障害等級3級〔身体障害者手帳〕であった申立人Dを申立人B及びCと協力して介助していたが、原発事故後は避難先住居の狭さや申立人B及びCの仕事の事情により申立人B及びCとは別々に避難せざるを得なくなり、また、申立人Dの要介護認定が平成25年11月には要支援2から要介護1になった〔介護保険被保険者証等〕こと等から、申立人Aが単身で申立人Dを恒常的に介護しながら過酷な避難生活を余儀なくされることになったと主張して、平成23年3月分以降の日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人が主張する事情は、増額事由に該当しないと主張して争った。パネルは、調査官による申立人Aからの電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Aについて増額事由が存在すると認め、平成23年3月分から申立人らが全員で同居できるようになった平成30年2月分まで、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたこと、身体の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと及び要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったこと等の事由があり、通常の避難者と比べ

てその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは原発事故発生当時、申立人A、C及びDと同居していたが、原発事故後は避難先の狭さや申立人B及びCの仕事の事情により申立人A、C及びDとは別々に避難せざるを得なくなり、特に、申立人E（申立人B及びCの子）を出産した平成25年3月からは、夫である申立人Cや義母である申立人Aからの支援を受けられない状態で乳幼児の世話を恒常的に行いながら過酷な避難生活を余儀なくされたとして、平成23年3月分以降の日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人が主張する事情は、増額事由に該当しないと主張して争った。パネルは、調査官による申立人Aからの電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Bについて増額事由が存在すると認め、平成23年3月分から申立人らが全員で同居できるようになった平成30年2月分まで、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人C、D及びEは、家族別離等を理由として日常生活阻害慰謝料の増額を請求し、東京電力は、通常の避難者が受けた想像を絶するほどの精神的苦痛をさらに超えるほどの精神的苦痛が生じたものと受け止めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人C、D及びEの精神的損害は月額慰謝料の目安10万円に含まれるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1596		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人について、平成30年4月から同年6月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に出席するための交通費・宿泊費が賠償されたほか、高額家財の財物賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H31.2.19	全部和解成立日	R1.9.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,836	H30.4～H30.6	※1
全部和解	財物損害	家財	1,168,110		※2
小計			1,228,946		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,228,946
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、浪江町内のある行政区の役職に就いているところ、原発事故に伴う避難により、浪江町内で開催される行政区の会合等に参加するための交通費が増加し、宿泊費を負担せざるを得なくなったとして、平成30年4月から同年6月までに負担した交通費増加費用及び宿泊費の賠償を請求した。東京電力は、自宅への立寄りを兼ねていた交通に関する請求のみ一時立入費用として支払うことを認めたが、それ以外の請求については、やむを得ない理由により負担を余儀なくされたものとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人が参加した会合等が帰還困難区域の行政区の役職者として参加を要する性質のものであったと判断し、それに伴い負担せざるを得なかった交通費及び宿泊費を賠償すべき損害として認める和解案を提示した(ただし、申立人の宿泊費のうち飲食代に係る部分及び同行した申立人の配偶者の宿泊費については賠償すべき損害の範囲から除いた。)

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、家財の財物損害について、直接請求手続において定額賠償額の賠償を受けていたが、一部の家財について賠償が不十分であるとして個別の財物損害の賠償請求を行った。これに対し、パネルは、請求対象とされた家財の来歴等に照らし、①テレビ、②婚礼家具、③ひな壇飾り、④神棚及び⑤氏神(ほこら)について定額賠償には含まれない高額家財であると判断し、原発事故時の時価額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1597		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人らの平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、人工肛門を造設している申立人父に月額3万円が、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子につき、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.5.27	全部和解成立日	R1.10.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,250,000	H23.3～H29.5	※1
小計			2,250,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,610,000	H27.2～H29.5	※2
小計			1,610,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,610,000	H27.2～H29.5	※3
小計			1,610,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,470,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,290,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故発生当時、人工肛門を造設し身体障害等級4級の身体障害(避難中の平成23年10月に2級となっている。)を有しており[身体障害者手帳]、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において月額2万円を支払っているところ、追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aからの電話聴取結果等を踏まえ、身体障害による日常生活の支障状況に鑑みて月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Aの妻）は、原発事故発生当時、パーキンソン病により要介護状態（避難中の平成27年2月に要介護度1、同年8月に要介護度2、平成28年7月に要介護度4となっている。）にあり〔介護保険被保険者証〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において月額1万円から2万円を支払っているところ、追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aからの電話聴取結果等を踏まえて申立人Bの病状に鑑み、要介護度1又は2であった期間は月額3万円、要介護度4となった後は月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（申立人AとBとの間の子）は、申立人Bの介護をしながらの過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において月額1万円から2万円を支払っているところ、追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aからの電話聴取結果等を踏まえ、介護の内容に鑑み、申立人Bが要介護度1又は2であった期間は月額3万円、要介護度4となった後は月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1598		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住し、帰還困難区域(双葉町)に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故に伴い退職を余儀なくされ、その後就労をするに至っていない申立人の就労不能損害について、退職後の申立人の健康状態及び就職活動の状況等を考慮し、平成27年4月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H30.3.6	全部和解成立日	R1.10.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,914,582	H27.4~H28.2	※1
小計			1,914,582		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,914,582
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、避難指示解除準備区域(浪江町)に居住し、帰還困難区域(双葉町)所在の工場に勤務していたが〔就労状況証明書〕、原発事故により同工場が操業停止し、再開も困難なため平成24年5月に解雇されたところ、避難中であった平成25年に自宅の片付け作業により右膝を負傷し、手術を行うも完治せず痛みが残り日常生活にも支障が生じたため、再就職することができず減収が生じているとして〔貸金台帳〕、平成27年4月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、①右膝の手術により平成27年4月以降は就労の支障は解消されている、②右膝の痛みは、発症後も申立人が自己判断で長期間通院しなかったこと等の避難生活以外の事情が関係している、③退職後の再就職に向けた対応が明らかではないなどと主張して争った。パネルは、担当医師が右膝の負傷と避難生活との関連性を認めていること〔指定診断書〕、避難生活による体重増加や筋力低下も原因になり得ること〔医療照会状〕、再就職に向けた活動をしていないことは年齢や右膝痛の状況に鑑みればやむを得ないこと等から申立人の減収と原発事故との間の相当因果関係を認めた上、膝の負傷には加齢の影響もあると考えられること等を考慮して、平成27年4月分から平成28年2月分まで原発事故の影響割合を7割として就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人は、右膝の痛み〔指定診断書〕の治療のために平成28年3月以降通院したことによる慰謝料及び交通費の賠償を求め、東京電力は、原発事故との間の相当因果関係を認めることができないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1599		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村市)内において、農業用肥料の製造、販売等を営む申立会社の平成27年9月分から平成30年4月分までの営業損害(逸失利益)について、販売地域内の一部作物については作付制限が出されていたこと等を考慮して原発事故と売上の減少との間に相当因果関係を認めた事例(特に原発事故の影響が強いと考えられる作物に係る肥料については、その影響割合を当初の5割から2割まで漸減。その他の作物に係る肥料等については、原発事故の影響割合を1割とし、終期を平成28年6月分までとした。)		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H30.7.3	全部和解成立日	R1.9.2
事故時住所	東京都千代田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		70,761,500	H27.9～H30.4	※1
小計			70,761,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	70,761,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、自主的避難等対象区域(田村市)に事業所(以下「福島事業所」という。)を有し、福島県全域を販売区域として、販売地域の土壌や天候等を踏まえ、使用する作物及び地域に適合させた農作物用肥料の製造販売業を営んでいたところ、原発事故の影響で肥料の販売先等が農作物の作付けを休止したことにより福島事業所の売上が減少したと主張して、平成27年9月から平成30年4月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、損害の有無の検討においては、申立人が日本全国に多数の事業所を有する企業であることから、福島事業所のみを対象として損害の有無を判断することは妥当性を欠くと、申立人の売上の減少と原発事故との間の相当因果関係及びその影響割合の検討においては、原発事故前から日本全国的に稲の作付面積が減少傾向にあったこと等、農作物の作付けの減少に原発事故以外の事情が影響していたことを考慮すべきであるなどと主張して争った。パネルは、福島事業所の販売区域内の一部作物に作付制限が出されていたこと、福島事業所が独占的に肥料を販売していた大口取引先が、本件の請求期間においても、原発事故の影響によって、いまだ作付けを休止していること等を踏まえて、原発事故と売上の減少との間に相当因果関係を認め、損害賠償を認める和解案を提示した。なお、損害算定の対象となる事業所については、原発事故直後に発生した売上の減少が本申立ての請求期間においても継続しているところ、日本国内の農地面積は原発事故前から減少傾向にあり、農地に供給する肥料の量もほぼ一定に保たれている中では、申立人の経営資

源を申立人の他の事業所に割り替えるなどして、原発事故によって作付けを休止した農地への肥料の販売分をほかの農地等への販売量の増加で補うことは困難であることや、JA等からの発注を得て農地に適応した肥料を製造することから、申立人単独の営業努力によって新規販売先を獲得するなどして損害回復を図ることも困難であること、そうした中であっても申立人は福島事業所で生産する肥料の種類を変更するなどして相応の損害拡大の回避を図っていること〔福島事業所の損益計算書、品別売上高及売上総利益明細表〕に照らして、申立人全社の売上げを通算して判断すべきとの東京電力の主張を排斥し、福島事業所のみを対象とした。また、売上げの減少に係る原発事故の影響割合及び賠償期間については、作付けの休止に原発事故の強い影響が考えられる農作物に係る肥料とその他の農作物に係る肥料に分けて検討し、前者については、影響割合を平成27年9月から平成28年2月までは5割、平成28年3月から同年8月までは4割、平成28年9月から平成29年2月までは3割5分、平成29年3月から同年8月までは3割、平成29年9月から平成30年2月までは2割5分、平成30年3月から同年4月までは2割とし、後者については、平成27年9月から影響割合を1割、終期を平成28年6月までとした。

中間指針第8は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた損害が賠償の対象になることを認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1600		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)に居住する合計5世帯14名の申立人らが共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業につき労賃(1人当たり、1日につき1万円、半日につき5000円、1時間につき1000円)及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業につき費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)オ	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H31.3.7	全部和解成立日	R1.9.6
事故時住所	伊達市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	875,000	H23.3~H23.11	※1
小計			875,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	875,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人A、B、C、D及びE並びに追加申立てをした申立人F、G、H、I、J、K、L、M及びNの14名(5世帯)は、平成23年1月頃に伊達市所在の各世帯の自宅において実施した除染に係る費用について、自宅屋根や2階壁面等を除染する目的で高所作業車等を共同で借りたリース代〔領収書〕、順番にお互いの自宅を共同で除染した労賃相当額〔作業状況を撮影した写真〕並びに申立人A及びFの自宅庭石について造園業者に除染作業を依頼した費用〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、労賃相当額については申立人ら自身の労働は支出を伴っておらず損害が発生していないこと、その他の費用についても除染前後における放射線量の測定記録が提出されておらず除染の必要性や効果が確認できないことを主張して争った。パネルは、申立人らそれぞれの自宅の所在地や除染方法の妥当性、実施時期等を踏まえ、高所作業車等のリース代及び造園業者に除染作業を依頼した費用については請求額全額を認め、労賃相当額については、屋根や2階壁面等の高圧洗浄を含む屋外の除染作業は1人当たり一日1万円、除染準備や屋内での除染作業は1人当たり半日5000円又は1時間1000円の割合の限度で請求額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1601		
事案の概要	県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社の営業損害について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月分から同年12月分までの逸失利益(原発事故の影響割合5割)のほか、追加的費用(費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし10割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	第5の2(2)ア

2 基本情報

申立日	H31.4.8	全部和解成立日	R1.9.11
事故時住所	東京都江東区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,533,700	H29.1～H29.12	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		101,412	H29.1～H29.12	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		258,941	H29.1～H29.12	※3
全部和解	風評被害・検査費用(物)		8,640	H29.1～H29.12	※3
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	151,589	H29.1～H29.12	※4
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	15,525,000	H29.1～H29.12	※4
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	330,000	H29.1～H29.12	※4
小計			18,909,282		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,909,282
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第5の1

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故を起因とする、林野庁による樹皮の取引の一部に対する暫定許容値の設定や取引先による樹皮に係る放射性物質濃度の受入基準の設定等の影響により、樹皮の取引の停止を余儀なくされたとして、平成29年1月から同年12月までの逸失利益〔粉碎バーク販売表〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人が樹皮を販売すること自体は可能であったとして、原発事故に起因して樹皮販売に関する逸失利益が発生したと考えることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、樹皮から放射性物質の検出が続いていることや林野庁により設定された暫定許容値又は取引先が設定した樹皮に係る放射性物質濃度の受入基準を満たすことができない場合があること等の理

由により現実に販売不能となった樹皮について、平成22年度の販売価格を基礎として算定した利益減少額に原発事故の影響割合として5割を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び ii は、農林水産物の加工業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの及び主たる原材料が福島県産の農林水産物であるものについては、原則として賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第5の1 I は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴いその事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引が制限されたことから、樹皮の放射能検査をせざるを得なくなったとして、平成29年1月から同年12月までの検査機器の校正費用〔請求書、振込データ表〕の賠償を請求した。東京電力は、そもそも当該検査機器が追加購入されたものであり、追加購入の必要性がないなどと主張して争った。パネルは、取引先の要求等により放射能検査をせざるを得なくなったことを認め、検査費用の支出金額の相当性を考慮し、実際に支出した検査機器の校正費用に原発事故の影響割合として5割を乗じた金額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 III は、福島県の農林水産物の加工業において、原発事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物の検査に関する検査費用のうち、政府が原発事故に関し行った検査の指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2

申立人は、県南地域で木材の加工、販売を行っていたところ、原発事故に伴う放射性物質による汚染を懸念した取引先の要求等により製材後の木材の検査の実施を余儀なくされたとして、平成29年1月から同年12月までの検査費用〔請求書、振込データ表〕及び検査に伴う運搬費用〔自家用車使用報告書、運行実績報告書〕の賠償を請求した。東京電力は、検査費用及び検査に伴う運搬費用の支出をしなくとも申立人が所有する放射線測定器で測定ができたはずであるなどと主張して争った。パネルは、検査費用の必要性及び相当性等を考慮し、放射能検査のために実際に支出した費用に原発事故の影響割合として2割を乗じた金額について賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第7の2 III に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第5の1

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故を起因とする、林野庁による樹皮の取引の一部に対する暫定許容値の設定や取引先による樹皮に係る放射性物質濃度の受入基準の設定等の影響により、樹皮の取引の停止を余儀なくされたため、樹皮等についての管理のための従業員の防塵マスク購入費用〔請求書、振込データ表〕、保管費用〔請求書、振込データ表、電話聴取事項報告書〕及び処分のための業務委託費〔請求書、振込データ表〕が生じたとして、平成29年1月から同年12月までの上記追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と費用の支出との間に相当因果関係がないことや費用の支出の必要性と合理性が明らかではないなどと主張して争いつつ、事情の確認を求めた。パネルは、いずれの費用についても原発事故との間の相当因果関係を認めて、防塵マスクについては費用支出と原発事故との関連の程度を考慮して実際に支出した費用に原発事故の影響割合として2割を乗

じた金額の賠償を認め、保管費用及び処分のための業務委託費については実際に支出した費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第7の2）

申立人は、検査機器購入費用及び粉碎機器購入費用を請求し、東京電力は、検査機器及び粉碎機器の購入の必要性和理性がないなどと主張して争つた。パネルは、原発事故と費用の支出との間の相当因果関係について心証を形成することができなかつたため、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1602		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から県外に避難した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用(一時帰宅費用)のほか、平成31年3月分までの生命身体的損害(甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)エ	

2 基本情報

申立日	H31.3.28	全部和解成立日	R1.9.18
事故時住所	郡山市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	145,600	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	8,000	H26.2	※4

小計 233,600

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	145,600	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	91,400	H24.12～H30.10	※4

小計 317,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	72,800	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	51,800	H24.12～H31.3	※4

小計 724,600

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	72,800	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	54,330	H24.12～H30.8	※4
小計			727,130		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	72,800	H24.1～H27.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	40,000	H25.3～H30.10	※4
小計			712,800		

申立人B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	5,284	H27.8～H29.8	※4
小計			5,284		

申立人B、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	1,117	H30.8	※4
小計			1,117		

申立人B、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	277	H31.3	※4
小計			277		

申立人C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		2,124,000	H24.1～H27.3	※6
小計			2,124,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,845,808
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは家族であるところ、父母である申立人A及びBについて、中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対するものとして賠償を認めたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万

円を生活費増加費用及び移動費用に対するものとして賠償を認めたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難等対象区域(郡山市)内に居住していたところ、原発事故によって福島県外に避難したが、自宅に一時帰宅をしたとして、一時帰宅費用を請求した。東京電力は、既払金を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、事故時住所や家族構成等を考慮し、平成27年3月分までに限って一時帰宅費用を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成24年12月から平成31年3月までホールボディカウンターによる検査、甲状腺検査及び避難者検診を受けたと主張して、避難者検診に係る検査費用及びその他を含めた各検査に係る通院交通費の賠償を請求した〔検査結果報告書及び領収証〕。東京電力は、2回目(平成26年2月)以降のホールボディカウンターによる検査については1回目の検査結果に異常がなかったこと、2回目(平成27年5月)以降の甲状腺検査については避難開始から4年を経過していること、避難者検診費用及び通院交通費については検査の必要性は認められないと主張して原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、事故時住所や家族構成等を考慮し、請求期間において被曝について不安を感じ、上記各検査を受検することには合理性があると見て全期間の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱い、20万円を移動費用、生活費増加費用等に対する賠償分として扱った上、東京電力プレスリリース(平成24年2月28日付け)の基準を踏まえ、移動費用、生活費増加費用等に対する賠償として20万円を追加賠償する和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	1603		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において陶芸家として活動していた申立人らの営業損害について、自宅が特定避難勧奨地点に設定され、避難を余儀なくされたこと等を踏まえ、平成26年1月分から平成29年2月分までの逸失利益及び避難先の家賃が賠償されたほか、申立人らが除染目的で購入した放射線測定器の購入費用(既払い分を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)ウ(イ)
	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H28.8.18	全部和解成立日	R1.9.24
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		7,824,862	H26.1～H29.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	2,404,951	H26.1～H29.2	※2
全部和解	その他	その他	250,000		※3

小計 10,479,813

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,479,813
	弁護士費用	311,395
	手続内で処理された既払金合計額	100,000

※1 中間指針第3の7

申立人らは、南相馬市原町区に所在する自宅兼作業所を拠点に陶芸家として活動していたところ、原発事故により自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定されたため、避難先に事業を移転することを余儀なくされて減収が生じたと主張して、平成29年3月までの逸失利益の賠償を求めた〔平成22年から平成25年までの収支内訳書、平成28年度確定申告書〕。東京電力は、特定避難勧奨地点は注意喚起と情報提供を目的として設定された地点であり居住及び出入りは自由に行うことができたこと、遅くとも平成26年12月に特定避難勧奨地点の指定が解除された後は自宅での居住が可能であったことから、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の逸失利益の賠償は困難であるなどと主張して争った。パネルは、平成28年4月27日時点での自宅兼作業所付近の放射線量に関する測定結果〔事後モニタリングシート〕や、自宅兼作業所が除染されていない森林に隣接していること〔仲介委員による現地視察〕等を総合的に判断して、平成26年1月から平成29年2月までの逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

特定避難勧奨地点に指定された自宅兼作業所において陶芸家として活動していた申立人らの営業損害（追加的費用）として、平成26年1月から平成29年2月までの事業拠点移転先の賃料の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染作業等の判断のために申立人らが購入した放射線測定器の購入費用25万円について、既払金10万円を除いた上で賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1604		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社について、原発事故により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったとして、平成26年6月分から平成27年5月分までの出張費用(原発事故前に出借していた出張費用との差額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.11.14	全部和解成立日	R1.9.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,586,292	H26.6～H27.5	※1
小計			1,586,292		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,586,292
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、福島市において果樹苗木の生産販売業等を営み、台湾に輸出していたところ、原発事故後に台湾が福島県産の食品輸入を禁じたため、台湾の取引先から、輸入可能な別の県において作業を実施するよう要請されたことから、新たに県外に作業場を開設して作業せざるを得なくなったとして、追加的に必要となった県外作業場までの出張費用等を請求した〔旅費精算書〕。東京電力は、原発事故から4年が経過していること、県外作業場への頻繁な出張を行う必要がないこと等から原発事故との間の相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、台湾の輸入制限状況等を踏まえ、出張費用の増加と原発事故との間に今なお相当因果関係があると判断し、申立人の請求期間における出張費用から原発事故前の基準期間における出張費用を控除した差額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①、同Ⅳ①及び中間指針第7の2Ⅰは、福島県において算出された農林水産物に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は原則として原発事故との間の相当因果関係ある損害として賠償の対象と認められるとし、必要かつ合理的な範囲の追加的費用が、その損害に当たるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1605		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、妻子を自宅に残して原発事故当時県外に単身赴任をしていた申立人に対し、中間指針第四次追補に基づく慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	R1.5.20	全部和解成立日	R1.9.25
事故時住所	北海道		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H29.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※1
小計			7,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、原発事故発生当時、北海道に単身赴任していたが、帰還困難区域(双葉町)に持ち家があり、平成24年10月1日の定年退職以降は双葉町で生活するはずであったとして、平成29年3月分から平成31年4月分までの精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の生活の本拠は北海道にあり、避難等対象者として認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人がもともと双葉町の出身であり、就職のために県外に出た後も度々双葉町に帰郷していたこと、定年退職の数年前に双葉町に自宅を新築し、妻子をそこに居住させ、申立人も休暇は双葉町の自宅で過ごしていたこと〔聴取事項報告書〕等の事情から、申立人の生活の本拠は双葉町にあったと判断し、避難等対象者と認めて、平成23年3月分から平成29年5月分まで月額10万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1 I ①は、帰還困難区域からの避難等対象者の精神的損害の具体的な損害額については、第二次追補で帰還困難区域について示した1人600万円に1人1000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を目安とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1606		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、通院1回当たり1万円の入院慰謝料等の生命身体的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H31.4.1	全部和解成立日	R19.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	320,000	H25.10～R1.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	6,240	R1.7	※1
小計			326,240		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	326,240
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、原発事故によって居住制限区域(浪江町)から避難し、避難生活のストレスから潰瘍性大腸炎を発症したため通院の必要が生じたとして、平成25年10月分から令和元年6月分までの生命・身体的損害(通院慰謝料等)の賠償を請求した(なお、平成23年5月分から平成25年6月分までの通院慰謝料については、前回の申立てにおいて和解が成立している)。東京電力は、本件請求期間における申立人の潰瘍性大腸炎の発症は、避難先で開業した店舗の経営等に伴うストレスが原因であると考えられること、申立人が受診した複数の病院の診断書の中には、避難生活と潰瘍性大腸炎との関連性はなしとしているものや、関連性の有無について記載が一切ないものがあることから、申立人の潰瘍性大腸炎の発症と原発事故との間には相当因果関係を欠くと主張して争った。パネルは、本件請求期間においても、申立人に血便の症状があるなど潰瘍性大腸炎の症状を有していること〔診断書〕、血便の症状は原発事故以降、本件の審理時点も続いており、ストレスに起因するものであると医師から診断されていること〔電話聴取書〕から、申立人の潰瘍性大腸炎の発症と原発事故との間に相当因果関係を認め、生命・身体的損害として通院慰謝料32万円(通院1回当たり1万円として、32回の通院分。)及び診断書取得費用6240円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、あるいは疾病にかかったことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1607		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らについて、1. 賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事、電気工事及び給水設備が賠償されたほか、2. 日常生活阻害慰謝料(増額分)として、家族別離、妊娠中及び乳幼児を育児していたの各事由ごとに月額3万円が賠償され、また、3. 自治体関連団体において臨時職員として稼働していた申立人の平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の一部(当初5割、後3割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(エ)

2 基本情報

申立日	H31.1.21	全部和解成立日	R1.11.1
事故時住所	浪江町		
申立人人数	9	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	3,153,563		※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,590,000	H24.8～H28.12	※2
小計			4,743,563		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	901,556	H27.3～H28.2	※3
小計			901,556		

申立人D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※4
小計			2,550,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3～H23.7	※5
小計			150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,345,119
	弁護士費用	250,354
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは、原発事故当時、避難指示解除準備区域(浪江町)で店舗用不動産を賃借して飲食店を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされたとして、東京電力に対する直接請求手続においては、申立人Aが費用を支出したものの、賃借不動産の構築物であることを理由に賠償を拒否された店舗の改装工事費用分、電気工事費用分及び給水設備費用分の賠償を求めた。

東京電力は、店舗が賃借物件であることが確認できれば、建物付属設備として賠償を検討するとしたものの、財物損害の算定においては、既に逸失利益として賠償済みである減価償却費相当額を控除すべきとの意見を述べた。申立人はこれを受けて、店舗が賃借物件であることを示す資料を提出したが〔事業用賃貸借契約書〕、東京電力が主張する財物賠償の算定方法についての意見は述べなかった。パネルは、改装工事、電気工事及び給水設備の価値喪失と原発事故との間の相当因果関係を認め、財物損害の算定においては、賠償を受けた逸失利益額の算定の際に組み入れられた減価償却費相当分を確認した上で、賠償の重複を避けるため、財物価値の算定金額から賠償を受けた減価償却費相当分を控除して損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故前、共に避難指示解除準備区域（浪江町）で暮らしていたが、原発事故による避難のため家族が別離したとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔陳述書〕。東京電力は、仮設住宅・災害公営住宅等の整備が進捗していく中で、家族全員で居住できる住居を探すことは可能であったため、申立人らに精神的損害の増額事由はないなどと主張して争った。パネルは、申立人ら家族の人数が多いことからすれば、突如として行われた避難指示のため、家族が別れての避難もやむを得なかったとして、この点について前回の申立てで平成23年3月分から平成24年7月分まで精神的損害の増額を認める和解が成立していることに鑑み、平成24年8月分から申立人A、B、C及びIが移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、それにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Cは、原発事故当時、自治体関連団体において臨時職員として稼働していたが、原発事故によって離職を余儀なくされ、平成27年に再就職したものの職場に恵まれず短期間で退職し、その後求職活動をするも就労ができない状況が続いて、平成30年以降に就労した〔就業規則、確定申告書〕が、原発事故前より減収が生じたと主張して、平成27年3月以降の就労不能損害（減収分）の賠償を請求した。東京電力は、平成27年2月分までは既に就労不能損害を賠償しており、それ以降については原発事故から相当な長期間が経過していること等を踏まえれば、申立人の減収と原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Cが原発事故によって離職を余儀なくされた事情等を踏まえれば、本申立てにおける請求期間についても、申立人Cの減収と原発事故との間に相当因果関係が認められると判断し、影響割合については、申立人Cは継続的に就職活動をしているものの、平成27年に再就職先を退職したのは職場に恵まれなかった事情であること等を考慮して、平成27年3月分から同年8月分までは影響割合を5割、同年9月分から平成28年2月分までは影響割合を3割として就労不能損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人D及びEは、乳幼児らを連れての避難には大変な苦勞を要したとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人D及びEへの精神的損害は既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人D及びEが乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、平成23年3月分から第三子が就学した月の前月である平成30年3月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Eは、懐妊中の避難には大変な苦勞を要したとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Eの精神的損害は既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Eが懐妊中であったことを考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、懐妊中であった平成23年3月分から同年7月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは、原発事故当時、浪江町で飲食店を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、飲食店を再開することができないとして、営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、直接請求において既に支払済みであると主張して争った。パネルは、直接請求での賠償額を超える損害があることの心証が取れなかったことから和解案の対象外とした。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人Aは、避難による家族別離に伴い、面会交通費として要した高速道路通行料分の賠償を請求した。東京電力は、包括請求におけるその他実費として支払済みであると主張して争った。パネルは、既に賠償を受けた包括請求分に加えて賠償を認めるほどの心証が取れなかったため、和解案の対象外とした。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人B及びDは、申立人Aの経営する飲食店で勤務していたところ、原発事故により店舗が休業となり職を失ったとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bについては平成27年3月分まで、申立人Dについては平成26年2月分までは既に就労不能損害を支払っており、それ以降については原発事故から相当な長期間が経過していること等を踏まえれば就労不能損害と原発事故との間の相当因果関係を肯定することは困難と主張して争った。パネルは、直接請求での賠償額を超える損害があることの心証が取れなかったことから和解案の対象外とした。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人B、C、F、G、H及びIは、家族別離等を理由に、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人B、C、F、G、H及びIの損害は既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要					
公表番号	1608				
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、家族別離を生じたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成30年3月分まで、月額3万円(合計252万円)が賠償された事例。				
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)				
2 基本情報					
申立日	R1.6.3	全部和解成立日	R1.11.6		
事故時住所	浪江町				
申立人人数	1	弁護士代理	無		
申立人類型	個人・避難				
3 和解の概要					
申立人A、B、C、D共通					
和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.4～H30.3	※1
小計			2,520,000		
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		2,520,000		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額				

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故発生当時、避難指示解除準備区域(浪江町)の自宅において同居し、申立人Aは富岡町の団体職員として勤務し、申立人B(追加申立て)は個人事業主として福島第一原発から20キロ圏内にある現場の工事を受注しており、申立人C(追加申立て)は双葉町の病院で勤務していたところ、避難後、避難指示等により、申立人Aの勤務先が福島市へ移転し、申立人Bが受注していた工事はキャンセルとなった一方、新たにいわき市内にある現場の工事を受注することになり、申立人Cは就労先である双葉町の病院が閉鎖されたことで多くの患者が会津美里町の病院へ搬送され、搬送先である会津美里町の病院から人手不足を理由に応援を要請されたため、同病院に勤務することになったことから、それぞれが就労を継続するために単身で就労先近くへ避難することになり、同居の家族との別離を余儀なくされたことを理由に、平成23年3月分から平成30年3月分までの精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの家族別離は就労に起因するものであり、原発事故に直接的に起因するものではないため追加で賠償すべき精神的損害はないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Bに対する電話聴取の結果及び申立人Aが作成した避難履歴一覧表等を踏まえ、申立人らの就業先が移転した原因が原発事故に直接的に起因するものであること、移転したそれぞれの就業先が離れており、同居のまま就労を継続することは困難であることから、原発事故と家族別離との間に相当因果関係が認められると判断し、平成23年4月分から平成30年3月分まで、1世帯当たり月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を月10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたという事情があり、通常避難者と比べてその精神

的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1609		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成27年4月分から平成28年3月分までの営業損害について、同期間の福島県製材出荷量やいわき市の木造建築確認申請件数が原発事故前3か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を商品によって2割又は7割として算定した額が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H31.2.15	全部和解成立日	R1.10.2
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,371,645	H27.4～H28.3	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		600,000	H27.4～H28.3	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	514,800	H27.4～H28.3	※3
小計			9,486,445		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,486,445
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)において木材の製材、加工、販売業を営んでいるところ、原発事故による風評被害により売上げが減少した〔原発事故前後の決算報告書等〕と主張して、営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、統計上、福島県産の製材出荷量やいわき市における木造建築物の建築確認申請受付件数が原発事故前3か年の平均値よりも上回っていることから〔木材需給報告書等の統計資料〕、申立人の売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、福島県産の製材のうち申立人が取り扱う建築用材については出荷量が回復していないこと、また、いわき市で行われる木造建築に、申立人が主に取り扱う福島県産の木材が使用されているかどうかは不明であるため、いわき市において木造建築物の建築確認申請受付件数が回復していることは申立人に風評被害が生じていないことの根拠にはならないとし、申立人の売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係を認め、賠償期間を平成27年4月分から平成28年3月分までとし、影響割合については、原発事故による影響が特に強いと考えられる商品に係る売上げの減少については7割、その他の商品等に係る売上げの減少については2割として損害を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との間の相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示

されたものである。

※2 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売業を営んでいるところ、木材の放射性物質の検査費用の賠償を求めた〔放射能測定結果報告書、領収証、アンケート調査結果〕。東京電力は、福島県産の製材品の安全性は明らかにされているなどと主張して争った。パネルは、申立人が顧客に対して行ったアンケート調査の結果では顧客の多くが検査を必要と回答したことや、申立人が取り扱う木材が住宅用であることを踏まえ、検査の必要性を認めて申立人の請求額を全額認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①及び中間指針第7の1 IV③は、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売業を営んでいるところ、放射性物質の付着を防ぐために商品を包装するシートの購入費用の賠償を求めた〔請求書、振込金受取書〕。東京電力は、前回の申立てにおいて賠償済みである密閉性のある倉庫等を使用することで商品の安全性は十分確保されているなどと主張して争った。パネルは、放射性物質の付着を防ぐためには倉庫の使用だけでは不十分であり、顧客の手元に渡るまで商品を包装しておく必要があること、顧客からの求めに応じて商品を包装するようになったという経緯等を踏まえ、申立人の請求額を全額認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①及び中間指針第7の1 IV①は、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1610		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、聴覚障害及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円(避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.6.4	全部和解成立日	R1.10.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	5,124,000	H23.3~H30.3	※1
小計			5,124,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,124,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,275,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、聴覚障害(原発事故当時は身体障害等級4級であったが、後の避難生活中に身体障害等級3級に変更された。)及び視覚障害を抱えつつ浪江町(避難指示解除準備区域)の自宅で生活していたが、原発事故により避難先での過酷な生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔身体障害者手帳、診断書、医療照会状〕。東京電力は、直接請求手続において平成23年3月分から平成30年3月分まで要介護者加算分の月額1万5000円を支払済みであり基本的には十分な賠償を実施済みであると考えているが、申立人による上記障害の状態及び避難生活中の労苦等についての具体的な説明内容並びにパネルの意見等を踏まえた上で慎重に検討するとして認否を留保した。パネルは、申立人による上記障害の状態及び避難生活中の労苦等についての具体的な説明内容〔電話聴取報告書等〕等を考慮し、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額6万円(ただし、申立人が避難所で生活していた平成23年3月分及び同年4月分については更に月額1万2000円を増額する。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(ただし、避難所等で生活していた期間については12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由について)は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これらに従った和解案が示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1611		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)において山野草の植生・販売等の事業を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、その業態や事業場所のほか、顧客の多くが相双地域の居住者であって、避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで(原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割)賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第5の3(2)ア	第6の2

2 基本情報

申立日	H31.2.25	全部和解成立日	R1.10.15
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害、風評被害・逸失利益		690,042	H29.1～H30.12	※1

小計 690,042

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	690,042
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、中間指針第7の2、中間指針第7の3

申立人は、緊急時避難準備区域(田村市)において、山野草の販売や観覧等のための施設を運営していたところ、原発事故に伴う避難指示区域の指定により相双地域の顧客の大半が避難を余儀なくされたこと、原発事故に起因する風評により福島県外の顧客が申立人の上記施設を訪れなくなったことにより売上げが減少した〔確定申告書〕と主張して、平成29年1月から平成30年12月までの間の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、平成26年の申立人の売上げが平成22年の売上げの98.8%に達していたことから、請求対象期間に係る申立人の売上げの減少は原発事故以外の要因によるものであること、申立人が損害回避・減少の措置をとっていないこと等を主張して争った。パネルは、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減しており、平成30年に至るまで全く回復していないこと〔福島県観光客入込状況平成30年分と題する資料〕から、申立人の売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を平成29年1月から同年12月までの間については4割、平成30年1月から同年12月までの間については2割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとし、同第7の2Ⅰ①は、福島県において産出された花きについて、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については原則として賠償すべき損害と認められるとし、同第7の3Ⅰは、福島県に営業の拠点がある観光業について、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え

等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1612		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)においてきのこの加工販売等を営む申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、取扱品目や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月分から平成29年7月分まで(原発事故の影響割合は、本店分につき6割ないし5割、福島県内の加工所分につき6割ないし3割、福島県外の支店分につき1割。)賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ウ	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H29.12.28	全部和解成立日	R1.10.16
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		16,675,009	H27.8~H29.7	※1
小計			16,675,009		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,675,009
	弁護士費用	500,251
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第7の2、中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(郡山市)に本社を置き、避難指示区域内も含む福島県内の2か所に加工所を、県外には販売店を1店有し、きのこや山菜の加工販売業を営んでいたところ、原発事故により、避難指示区域内の加工所については閉鎖を余儀なくされ、原料となるきのこや山菜が一部出荷制限となり〔福島県ホームページ〕、出荷制限とならなかったきのこ・山菜を原材料とした商品についても福島県産のきのこ・山菜に対する風評被害により売上げが減少したとして〔月次損益計算書、商品分類別売上明細表、商品分類1別売上分析表〕、平成27年8月分から平成29年7月分までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、会社全体の売上げのうち申立人自身が加工した商品の売上げは多くないことや、外国産の商品についても売上げの減少がみられること等から申立人の売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係はないなどと主張して争いつつも、東京電力プレスリリース(平成27年6月17日付け)に係る請求に対するものとして会社全体の直近の年間逸失利益の1倍相当額を支払うことを認めた(先立つ直接請求においても同様の提案をしていた。)。パネルは、一部の種類に出荷制限指示が出ているきのこ・山菜類を申立人が取り扱っていることや、福島県所在の申立人が加工者又は販売者として商品ラベルに表示されることに取引先が抵抗を示したこと等から申立人の売上げの減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、事業所ごとの原発事故後の売上げの推移や販売形態の違い、それぞれの事業所の位置等を考慮して影響割合を検討し、平成27年8月分から平成28年7月分までの逸失利益について、本社及び加工所に関しては商品ラベルに県内の住所表示があるものは風評被害がまだまだ大きいとして原発事故の影響割合を6割とし、福島県外の販売店につい

ては取扱品目の中に占める福島県産品の割合が高くないことから影響割合を1割として賠償を認める和解案を提示し、平成28年8月分から平成29年7月分までの逸失利益について、本社に関しては期間の経過を考慮して原発事故の影響割合を5割に、加工所に関しては売上げの減少額が原発事故1年目よりも大きくなっていることから影響割合を3割に減じ、福島県外の販売店に関しては引き続き影響割合を1割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の2 I ③ i は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による風評被害のうち、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの等について、原則として賠償すべき損害と認めており、さらに、中間指針第7の4 I ① は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1613		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(子夫婦及び夫の父母)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、要介護状態にあった父母につき要介護の状態や生活状況等に応じて1名当たり月額3万円ないし5万円が賠償された他、避難先で父母の介護を余儀なくされた子夫婦につき介護負担の状況や生活状況等に応じ兩名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.12.21	全部和解成立日	R1.10.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,250,000	H23.7～H30.3	※1
小計			3,250,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,330,000	H23.3～H30.3	※1
小計			3,330,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	4,170,000	H23.3～H30.3	※1
小計			4,170,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,750,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	925,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故によって避難指示解除準備区域(浪江町)から仮設住宅への避難を余儀なくされたところ、申立人C及びDは、原発事故時80歳台であり、持病はあったものの介助の必要まではなかったにもかかわらず、過酷な避難生活によって体調を急激に悪化させ、介護認定(申立人Cについて平成28年1月から要介護1、申立人Dについて平成23年10月から要支援2)[浪江町による認定結果等通知書(再発行)]を受けるに至り、その後要介護度も悪化したこと、また、申立人A(申立人C及びDの子)及びB(申立人Aの妻)が、過酷な避難生活において、申立人C及びDの介護を余儀なくされたことを主張して、平成23年3月分から平成30年3月分までの精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの精神的損害は、直接請求において賠償済みであり、仮にこれを超える損害が認められるとしても、一般には期間の経過に伴い生活は安定、平常化していき、被害者の不便や苦痛も徐々に低減していくのが通常であるなどと主張して争った。パネルは、調査官による申立人Aからの電話聴取の結果等を踏ま

え、精神的損害の増額分について、仮設住宅への避難後に体調や要介護度が悪化し介護の必要が生じた申立人らの具体的な生活状況からすると、期間の経過に伴い苦痛が低減しているとはいえないと判断して、申立人A及びBについては、2人分を合わせて、申立人Dのみを介護した期間のうち仮設住宅に入居した平成23年7月分から平成26年10月分まで月額3万円の増額、申立人C及びDの2名を介護した期間である平成26年11月分から平成30年3月分までは月額5万円の増額を認め、また、申立人Cについては、重篤な持病を抱えながら自分で身の回りのことを対処していた平成23年3月分から平成26年10月分までは月額3万円の増額、介護が必要となった同年11月分から平成27年12月分までは月額4万円の増額、要介護1の認定を受けた平成28年1月分から平成30年3月分までは月額5万円の増額に加え、平成23年3月に自宅に取り残され、自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた日までの同人の苦労・苦痛を考慮して一時金10万円を認め、また、申立人Dについては、平成23年3月分から仮設住宅に入居する前月である平成23年6月分まで月額3万円の増額、仮設住宅に入居した平成23年7月分から平成30年3月分までは月額5万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等における避難生活等を余儀なくされた者については12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり又はその者の介護を恒常的に行っており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1614		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住地の環境全般その他の事情を総合考慮し、平成27年11月分まで、日常生活阻害慰謝料及び避難先賃料が賠償されたほか、生命身体的損害(通院の際の付添看護費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H28.3.4	全部和解成立日	R1.10.21
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	3,860,000	H23.5~H27.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	184,470	H23.5~H27.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	3,900,000	H24.9~H27.11	※3

小計 7,944,470

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,944,470
	弁護士費用	238,335
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

緊急時避難準備区域(川内村)から関東地方に避難した申立人は、避難先で新たに家賃を負担することとなったと主張して、平成23年5月分から平成27年11月分までの家賃(月額11万5000円)〔賃貸借契約書、預金通帳の写し〕の賠償を請求した。東京電力は、平成24年8月分までは、東京電力の定める一人世帯に対する賠償の上限金額である月額7万5000円の範囲で支払うことを認めたが、平成24年9月分以降については、申立人に中間指針第3の2Ⅲ及び中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲにおける「特段の事情」が認められないと主張して争った。パネルは、申立人が避難中に不眠、抑うつ症状、パーキンソン病を発症するなど健康状態が悪化しており、かかる病状を前提とした避難環境や原発事故前の居住地における医療環境等を考慮すると、避難先における治療を継続する必要性が認められること等から、平成27年11月まで避難を継続すべき特段の事情があったと認め、近隣の家賃相場等を考慮し、上記家賃について請求金額の8割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、避難生活のストレスにより不眠、抑うつ症等の心因性精神障害を発症し、また高血圧、緑内障、白内障等の病気を発症したほか、避難生活中にパーキンソン病に罹患し、これらの治療のために1か月に4日の割合で通院を余儀なくされ〔診断書、通院証明書、陳述書〕、また1人で通院することが困難となったことから、避難先の近隣に在住の長男による通院の付添いが不可欠となったと主張して〔陳述書〕、付添看護費用の賠償を請求した。東京電力は、通院の付添いが必要となったのは、パーキンソン病の発症によるものと考えられるところ、避難生活とパーキンソン病を発症したこととの間の因果関係が不明であると主張して争った。パネルは、申立人の病状等から付添いの必要性を認め、各医院への通院について各病状と原発事故の相当因果関係の程度等を考慮し、申立人の請求金額の3割から7割の範囲で付添看護費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた治療費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、避難による日常生活阻害慰謝料について、東京電力から既に賠償を受けていた平成24年8月分までよりも後の期間である平成24年9月分から申立人が川内村の施設に入所した平成27年11月分まで月額10万円の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降について、申立人に中間指針第二次追補における避難を継続すべき「特段の事情」が認められないと主張して争った。パネルは、上記※1のとおり、避難を継続すべき特段の事情を認め、請求期間である平成24年9月分から平成27年11月分まで月額10万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1615		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人について、広汎性発達障害を有する中での避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分から移住を前提とする転居をした半年後である平成26年9月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額6万円(合計258万円)が賠償されたほか、生命身体的損害として、慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.6.11	全部和解成立日	R1.10.25
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	50,400	H23.7～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	43,280	H23.7～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	29,080	H31.2～H31.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	2,580,000	H23.3～H26.9	※1

小計 2,702,760

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,702,760
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(追加申立て)は、原発事故前から広汎性発達障害(自閉症)の症状がみられたところ〔診断書〕、避難生活により環境が大きく変化し、自閉症の症状悪化に加え、てんかんの発作も発症するようになるなど強いストレスを受けたとして、精神的損害の増額等を請求した。東京電力は、原発事故に起因して精神的苦痛が増大したと認められる事情はないなどと主張して争った。パネルは、避難中の対人関係等のストレスによる申立人Aの症状悪化等を認定して〔診断書及び調査官の申立人B(申立人Aの父)に対する電話聴取事項報告書〕、申立人らが移住を前提に転居してから相当期間が経過した平成26年9月まで月額6万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aの通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用の賠償を認めたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人Bは、申立人Aの介護をしながらの避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額を請求し、東京電力は、精神的損害については十分賠償済みであり、既払金を超えて損害が発生しているとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人Bが他の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったとまではいえず精神的損害の増額を認めるだけの事情がないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1616		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)において飲食店を営んでいたが、原発事故による避難中、他県にて同様に飲食店を営み、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業再開した申立人の営業損害(追加的費用)について、一部設備を避難の際に持ち出して、移転先において加工の上、用いていたところ、当該設備の移転先からの撤去費用、帰還後の店舗に用いるために当該設備を再運搬、再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用から当該設備の財物賠償として賠償を受けた額を差し引いた額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.8.28	全部和解成立日	R1.10.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	178,200	H29.8～H29.9	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	900,000	H29.8～H29.9	※2
小計			1,078,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,078,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

原発事故時の住所に帰還して営業を再開するために、避難先から什器・備品等を運搬した費用について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、避難指示解除準備区域(浪江町)において飲食店を経営していたところ、原発事故により宮城県仙台市に店舗を移転したが、平成29年3月に避難指示が解除され、その後、原発事故前の店舗に戻り事業を再開する際、避難の際に持ち出して移転先においても加工して用いていたカウンターの撤去費用、再加工費用及び帰還後の店舗への再設置費用等を含め、元の店舗の改修工事費用及び什器・備品等の購入費用等の支出を余儀なくされたと主張して、事業再開のための追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人に対し店舗及び店舗内の什器・備品について全損扱いの財物賠償を行っているところ、避難指示解除後に元の場所に帰還して営業を再開するために必要となる什器・備品等の運搬費用は帰還を支援する観点から賠償の対象とするが、店舗の造作・改修費用及び什器・備品の購入費用等は賠償の対象としていないこと、申立人が行った現場造作工事や内装仕上げ工事の費用については、原発事故前の店舗を含む建物に対する賠償金を利用して行うべきこと等を主張して争った。パネルは、申立人の費用支出の一部について原発事故との相当因果関係が認められると判断し、平成29年8月から同年9月にかけて実施するなどした、①カウンター撤去工事費用の全額、②現場造作工事費用のうち、カウ

ターについての全額及び座敷についての一部、③家具工事費用は原発事故当時までの未償却分として4割を乗じた金額、④内装仕上げ工事費用のうち、カウンターについて5割を乗じた金額、⑤仮設工事費用の一部及び工事諸経費については、その他の項目についての請求額に対する和解案提示額の割合である38%を上記各費用等に乗じた金額をそれぞれ認め、これらの合計額に消費税を追加した金額から、調整値引に上記同割合である38%を乗じた金額及びカウンター等の財物賠償額を控除し、端数処理をした金額を和解案として提示した〔電話聴取報告書、見積書、領収証、写真等〕。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1617		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、原発事故による避難の結果、別離を余儀なくされたことを考慮して、別離が生じていた平成23年8月から平成25年10月まで(ただし、別離状態が解消していた期間を除く。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額3万円が、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したこと等を考慮して、平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として上記別離による増額分とは別に月額3万円が、申立人父の就労不能損害について、平成27年3月分から同年12月分まで、避難中の就労状況等を考慮して、原発事故前の収入額の8割相当額と上記期間の実収入額との差額が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H31.2.27	全部和解成立日	R1.10.31
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	313,356	H27.3~H27.12	※1
小計			313,356		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,980,000	H23.3~H27.2	※2
小計			1,980,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,293,356
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故により避難指示対象区域内の勤務先を解雇され避難先で再就職したが、給与の減収が生じていると主張して就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成27年2月末日までの減収分等を支払っており、十分な期間について賠償済みであると主張して争った。パネルは、平成27年2月に新居を購入し、申立人Aの平成28年の収入が事故前収入の9割まで回復している一方で、夜勤を増やすなどの申立人Aによる損害回復の努力も考慮して、平成27年3月分から同年12月分までについて原発事故前の収入の8割に当たる額から原発事故後の収入を控除した差額分について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分等が賠償の対象になるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら（父A、母B及び子C、D、E、F）は、家族が別離した状態で避難を継続したこと〔建物賃貸借契約書、回答書、陳述書〕、避難中に申立人Bが妊娠・出産したこと〔母子手帳〕、乳幼児である申立人C、D、E及びFを連れての避難であったことを理由として、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、家族が別離したのは申立人Aの就労の都合によること、子育てが大変になったのは申立人A及びBそれぞれの両親の事情により支援が少なくなったからであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人らが別離することはなく、また、申立人A及びBそれぞれの両親からの育児等の支援も得られていたであろうことを認め、家族間別離が生じていた平成23年8月分から平成25年10月分までの間（ただし、別離が解消していた一部期間を除く。）については月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を、加えて、申立人Bの妊娠や乳幼児であった申立人C、D、E及びFを連れての避難期間である平成23年3月分から平成27年2月分までについては更に月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、家族の別離、二重生活等が生じたことがあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とはならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、生活費増加費用として物品購入費用・引越費用等を請求し、東京電力は原発事故から1年以上経過して購入していることから避難により購入を余儀なくされたものではない、引越費用については既払いであると主張して争った。パネルは、物品購入は避難により発生したものではなく、子らの成長に伴って発生したものであるとし、また、引越費用も既払金を超えないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1618		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活障害慰謝料(増額分)について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁を繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例(ただし、既払い金122万円を除く。)		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.3.11	全部和解成立日	R1.10.31
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,892,000	H23.3~H30.3	※1
小計			3,892,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,892,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、乳幼児である孫の世話をしながら避難したこと及び高血圧により脳梗塞を発症して要介護3〔原発避難者の要介護認定・要支援認定について〕の認定を受けた夫の介護をしながら避難したことを理由として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、孫の世話をしながら避難したという事情について平成23年3月分から平成28年3月分まで月額2万円を支払っており(前件申立てによるもの及び直接請求において同申立てに引き続くものとされたもの)、避難に伴う精神的な苦痛については既に賠償済みであること、また、申立人が夫の介護を行っていたとしても、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと判断することができるだけの事情を見出すことはできないこと等を主張して争った。パネルは、申立人が、避難中、乳幼児である孫を背負って世話をしながら、申立人の夫の失禁や便もれの後始末をするなど、夫の介護をしていたこと〔陳述書〕、介護を要する夫の高血圧症等の症状に避難生活が影響した可能性があること〔診断書〕等も考慮して、平成23年3月分は7万2000円、平成23年4月分から平成30年3月分までは月額6万円の日常生活障害慰謝料の増額を認める和解案(増額分合計511万2000円から既払金122万円を除いた提示金額は389万2000円。)を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことあるいは要介護者の介護を恒常的に行ったことがあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1619		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人について原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた8万8750円とは別に、平成23年3月分から平成28年11月分までの生活費増加分として野菜購入費用25万6250円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H31.1.28	全部和解成立日	R1.11.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	30,220	H23.4～H23.5	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	256,250	H23.3～H28.11	※2
小計			286,470		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	286,470
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故により、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した結果、固定電話ではなく携帯電話を使用せざるを得なくなり、原発事故前より電話料金が増加したと主張して〔原発事故前の固定電話料金及び原発事故後の携帯電話料金に関する引落口座通帳の写し〕、避難費用(生活費増加費用)の賠償を請求した。東京電力は、電話料金の増加分は、生活費の増加費用として、既に賠償済みの精神的損害に包含されていると主張して争った。パネルは、申立人からの提出資料及び事情聴取の結果を踏まえ、避難後の申立人の電話料金の増加は、避難生活に必要なかつ合理的であったことを認め、精神的損害とは別に、原発事故前の電話料金の平均値を上回る分についての賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、原発事故前までは避難指示解除準備区域(浪江町)にある自宅近辺の田畑で野菜を作り、自家消費していたところ、避難によりこれが不可能となり、自家消費用の野菜を購入せざるを得なくなったと主張して〔陳述書〕、避難費用(生活費増加費用)の賠償を請求した。東京電力は、申立人の自家用野菜に関する損害については、農業団体請求を通して賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人からの事情聴取の結果を踏まえ、自家消費野菜の購入代金分を原発事故による避難に係る損害と認め、賠償期間を平成23年3月から平成28年11月まで、1か月当たりの損害額を5000円として野菜の購入費用分の損害額を算定し、自家消費分

として農業団体請求を通して受けた賠償金額を控除した金額である25万6250円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、原発事故前までは井戸水を利用していたため水道代を負担していなかったが、避難先では水道を利用せざるを得なくなり、水道代の負担を余儀なくされたとして、避難費用（生活費増加費用）の賠償を求めたのに対して、東京電力は、申立人が、原発事故前に井戸水の維持費用を負担していたことから、飲料水に関して、原発事故による増加費用はないと主張して争った。パネルは、飲料水に関し、原発事故後に費用が増加したとの心証を得るに至らなかったため、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1620		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、1. 家族別離を余儀なくされたことによる日常生活阻害慰謝料(増額分)として、別離を余儀なくされた期間(平成23年5月分及び同年9月分から平成27年7月分まで)につき月額3万円が、2. 原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた26万5000円とは別に、平成23年3月分から平成27年7月分までの食費増加費用として26万5000円が、3. 原発事故前は井戸水を利用していたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成23年9月分から平成27年7月分までの水道光熱費増加分として23万5000円が、4. 農機具に係る財物損害につき取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割、耐用年数を30年(トラクターは40年)として算定した金額から直接請求手続で支払われた金額を控除した234万8757円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H31.2.5	全部和解成立日	R1.11.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.5.H23.9~H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H26.4~H26.5	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	530,000	H23.3~H27.7	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	235,000	H23.9~H27.7	※3
全部和解	財物損害	その他	800,000		※4
全部和解	財物損害	その他動産	3,910,220		※5
小計			6,975,220		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H26.4~H26.5	※6
小計			60,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,035,220
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,305,173

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B(Aの母)及びC(Aの妻)は、申立外の亡D(Aの父)と共に原発事故時4人で同居していたが、避難先において4人での同居が難しかったため、原発事故後は別々に避難生活をせざるを得なかった〔電話聴取事項報告書〕などと主張して日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続で相当額を支払済みであり、また、慰謝料の増額の終期は遅くとも申立人A及びCが福島市の新居に移った平成26年8月までと主張して争った。パネル

は、申立人Aから聴取した内容等を踏まえ、申立人らが平成23年5月にいったん別々に避難しなければならなかったこと、その後申立人らは合流したものの、申立人Cの通院等の事情により平成23年9月から再び別々に避難しなければならなかったこと及び申立人らが平成27年7月に新居の外構等の工事に関する住居確保損害を受け取ったこと等を考慮し、平成23年5月分及び平成23年9月分から平成27年7月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立外Dについて避難先で逝去する直前に要介護状態にあったこと等を理由に月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められ、Dの子であり、遺産分割協議によりDの東京電力に対する損害賠償請求権を単独相続した申立人Aに賠償されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前は自家消費分の野菜を作り、生活用水として井戸水を一部使用していたが、避難中は野菜を購入しなければならず、水道代も支払うことになって生活費が増加したとして〔電話聴取事項報告書〕、野菜購入費用及び水道代を請求した。東京電力は、直接請求手続で既に相当額を支払済みであり、また、具体的な証拠が提出されていないと主張して争った。パネルは、自家消費のための野菜購入費用について、4人以下の同居家族で自家消費分の米及び野菜を栽培していた場合に関する小高集団案件基準（公表番号910）等を踏まえ、原発事故発生時から申立人らが住居確保損害を受け取った平成27年7月までの間、年額12万円（月額1万円）から直接請求で支払われた年額6万円（月額5000円）を控除した額を認めるとともに、水道代について、家族別離の際の水道光熱費に関する小高集団案件基準等を踏まえ、申立人らの世帯分離が発生した平成23年9月から申立人らが住居確保損害を受け取った平成27年7月までの間、基本料金分月額5000円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による増加した生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人Aの所有する居住制限区域（浪江町）所在の井戸について賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故当時、居住制限区域内で農業を営んでいたところ、原発事故により、農機具が使用不能になったとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で既に相当額を支払済みであり、これを超える賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人らの主張のほか、各農機具メーカーから得られた生産年度及び希望小売価格に関する申立人Aからの聴取内容を踏まえ、償却資産である各農機具の取得価格及び原発事故時点での経過年数を確定した上、最終残価率を2割、耐用可能年数を30年（トラクターは40年）として、当該農機具の時価相当額を算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められた場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bについて、避難先で逝去する直前に要介護状態となった申立外Dを介護したことを理由に月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたものである。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Cは、両手指に障害があり、身体障害等級3級であることから慰謝料の増額を請求したが、パネルは、直接請求手続で相当額の賠償がされているとして、和解案の対象外とした。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Bは、避難中にうつ病を発症したとして慰謝料の増額を請求したが、パネルは、直接請求手続で相当額の賠償がされているとして、和解案の対象外とした。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人らは、不動産賃貸業を営んでいたが原発事故のため休業せざるを得なかったとして営業損害を請求し、東京電力は直接請求手続で支払済みであると主張して争った。パネルは、既に相当額の賠償がされているとして、和解案の対象外とした。

※10 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、仏壇、石油給湯器等について個別に賠償されるべき高額家財であるとして財物賠償を請求し、東京電力は、直接請求手続で支払済みであると主張して争った。パネルは、仏壇等について既に相当額の賠償がされており、また、石油給湯器について建築物の一部として既に相当額の賠償がされているとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1621		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、要介護者を介護していた申立人についてさらに月額3万円(ただし、直接請求における既払い分合計18万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.6.3	全部和解成立日	R1.12.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,740,000	H23.3~H27.12	※1
小計			1,740,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,740,000	H23.3~H27.12	※1
小計			1,740,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,480,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	180,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びその妻である申立人B(追加申立て)は、居住制限区域(浪江町)において、申立人AとBとの間の子2名及び申立人Bの父と共に合計5名で生活していたところ、原発事故により申立人ら家族が別々に避難せざるを得なかったことに加え、申立人Bが、直腸機能障害により身体障害等級4級(避難中の平成26年7月に他の障害が加わり、同2級〔身体障害者手帳〕に変更された。)である申立人Bの父を介護しながらの避難生活を余儀なくされたとして、平成23年3月から申立時までの精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害については十分賠償済みであること、また、申立人Bに対しては、介護者に対する精神的損害の増額として、平成26年7月以降、直接請求手続で月額1万円を支払っていることから、既払金を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、申立人A及びBに対する調査官の電話聴取の結果等を踏まえ、原発事故を理由とする家族別離状態が解消された平成27年12月まで、世帯代表者である申立人Aについては家族別離を理由に月額3万円の増額を、申立人Bについては介護を理由に月額3万円の増額(ただし、直接請求における既払金を控除する。)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたこと、身体の障害がある者の介護を恒常的に行ったこ

と等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と規定されているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Aは、原発事故に起因して勤務先が移転したことによって通勤が困難となったことから退職を余儀なくされ、収入が減少したと主張して就労不能損害の賠償を請求したのに対して、東京電力は、退職は申立人の自己判断であると主張して争った。パネルは、勤務先が原発事故から4年以上経過して移転したこと及び移転の理由が定かでないこと等から原発事故と申立人Aの減収との間の相当因果関係を認めることは困難であるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1622		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人妹について、同区域(大熊町)所在の病院に入院中であった申立人姉が、原発事故に伴い転院した(当初は県外の病院。後には県内の別の病院)ために増加した面会交通費の増加分につき、申立人妹の陳述等により認定した面会回数(県外の病院については年3回、県内の病院については月3.5回)に基づいて算定した交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H31.4.11	全部和解成立日	R1.12.10
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	174,659	H23.3~H28.9	※1
小計			174,659		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	174,659
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)所在の病院に入院中であった申立人B(申立人Aの姉)の介護のため、定期的に同病院に通っていたところ、申立人Bが原発事故により同病院からの転院を余儀なくされたため、申立人Bの入院先へ通う交通費が原発事故前より増加したとして、その交通費の増加分の賠償を求めた。東京電力は、交通費の増加分が填補されるだけの賠償が既にされており、客観的な証拠(領収書等)がなく、転院に当たっては近隣の病院への転院も可能であったことから交通費の増加と原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの陳述等により認定した面会回数(県外の病院については年3回、県内の病院については月3.5回)に基づいて算定した交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等によって生活費が増加した部分があればその増加費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人らは、申立人Bが精神の障害を有し要介護状態であり、申立人Aがその介護をしながら避難し、避難所を転々としたとして、精神的損害の増額分を請求した。東京電力は、申立人Bが要介護状態等であること及びその介護をしたことについて、申立人Aに対し月額1万円の、申立人Bに対し月額2万円の精神的損害の増額分を支払い、また、申立人Aが避難所を転々としたこ

とについても、平成23年3月と同年4月に各月2万円の精神的損害の増額分を支払ったと主張して争った。パネルは、これらの精神的損害の増額分に対しては和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1623		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子3名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成23年3月分から末子が小学校に入学する前月である平成29年3月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額7万2000円から月額1万円までの範囲により算定した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.4.12	全部和解成立日	R1.12.11
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,832,000	H23.3~H29.3	※1
小計			1,832,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,832,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(父母である申立人A及びB並びにその子である申立人C、D及びE(事故時、小学生1名及び乳幼児2名))は、原発事故により居住制限区域(浪江町)からの避難を余儀なくされたところ、申立人A及びBは上記子ら(特に乳幼児2名)の世話をしながらの避難生活であったため、通常の避難者と比べて避難による精神的苦痛が大きかったとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、パネルの意見を踏まえて精神的損害の増額について検討する旨を回答した。パネルは、申立人らの家族構成や避難状況等の事情を踏まえて、申立人A及びBの精神的苦痛の増大を認め、平成23年3月分から末子である申立人Eが小学校に入学する前月である平成29年3月分までの間について、避難生活の各場面における居住環境、育児の状況等に応じて、平成23年3月分を7万2000円、平成23年4月分から同年6月分までを月額6万円、平成23年7月分及び同年8月分を月額5万円、平成23年9月分から平成24年3月分までを月額4万円、平成24年4月分から平成26年3月分までを月額3万円、平成26年4月分から平成27年3月分までを月額2万円、平成27年4月分から平成29年3月分までを月額1万円、それぞれ増額する内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(ただし、避難所等で生活していた期間については12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1624		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら母子の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされたこと等を考慮し、家族別離が生じた後の平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了した平成26年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.6.10	全部和解成立日	R1.12.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,020,000	H23.5～H26.3	※1
小計			1,020,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,020,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びB(追加申立て)は、原発事故前、帰還困難区域(浪江町)内の自宅において同居していたが、原発事故に伴う避難により別離を余儀なくされたなどと主張して、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、子である申立人Bは既に成人して就職しており、申立人らの家族別離による精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったとまではいえないと主張して争った。パネルは、申立人らについて、家族別離によって通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったと認め、家族別離が生じた日が月末であったことからその翌月である平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了して同居が可能となった平成26年3月分までについて、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1625		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において病院等を経営する医療法人である申立人について、1.平成27年3月分以降の営業損害(逸失利益)として、直接請求手続において同損害について既に支払がなされていたものの、費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直し、また、逸失利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、追加賠償が認められたほか、2.平成27年3月分から平成29年2月分までの営業損害(追加的費用)として、医療活動の再開を図るために雇用していた職員に係る人件費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(カ)	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.9.20	全部和解成立日	R1.11.1
事故時住所	南相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		23,549,638		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	2,975,000	H27.3~H29.2	※2
小計			26,524,638		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,524,638
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において病院等を経営していたところ、原発事故後、避難指示等に伴い休業せざるを得なかったとして、直接請求手続において東京電力プレスリリース(平成27年6月17日付け)に基づく平成27年3月分以降の営業損害(逸失利益)の賠償を受けたものの、その算定に当たって、①費用の固定費及び変動費の振り分け方法が前回の申立てにおける和解時と異なる点及び②減価償却費相当額が控除されている点を不服として、それらの算定方法の見直しによる営業損害(逸失利益)の追加賠償を請求した〔損益計算書〕。東京電力は、①前回の申立てにおける和解時の固定費及び変動費の振り分け方法は費用の実際の支出額の推移と齟齬するものであって合理的でない、また、②減価償却費と償却資産に係る財物賠償は重複し、二重賠償となってしまうため、逸失利益の賠償額の算定に当たっては、財物賠償の対象となった資産に係る減価償却費に相当する金額を控除することが相当であるなどと主張して争った。パネルは、①固定費及び変動費の振り分けに際し、費用の実際の支出額の推移を反映させるために、基準期間の支出額と平成27年4月から平成29年3月までの平均支出額とを比較し、基準期間からの減少率(切捨て)を変動費割合とし、また、②減価償却費については、財物との二重賠償を防ぐために一定額の控除が必要であることは認めつつ、その控除額を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定し直し、東京電力プレスリリース

(平成27年6月17日付け)に基づく平成27年3月分以降の営業損害(逸失利益)の賠償金額からの追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、同Ⅲは、避難指示等の解除後も、同Ⅰの事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、平成27年3月以降の減収に係る損害について、東京電力プレスリリース(平成27年6月17日付け)の枠組みの中で賠償額の算定となる基礎額等を修正することによって追加賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故によって病院が休業中、将来の活動再開に備えて職員を雇用し続ける必要があったとして、営業損害(追加的費用)として、平成27年3月分から平成29年2月分までの人件費相当額の損害〔給与支給控除一覧表〕の賠償を請求した。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的には請求額全額を賠償することを認めた。パネルは、申立人請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(従業員に係る追加的費用)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1626		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(大人4名)について、避難費用、生活費増加費用、避難により退職した申立人母の就労不能損害等が賠償されたほか、業者が実施した除染(コンクリート、ブロックの敷設等を含む。)につき、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額の7割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)オ
	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	R1.5.14	全部和解成立日	R1.11.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,323,993	H23.3～H23.7	※2
小計			1,363,993		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	50,400	H23.3～H23.7	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	46,400	H23.3～H23.7	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	41,600	H23.3～H23.7	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	46,400	H23.3～H23.7	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	100,000	H23.3～H23.7	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	58,372	H23.3～H23.7	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	230,000	H23.3～H23.7	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	69,800	H23.7	※4
全部和解	除染費用等	除染費用	138,500	H23.3～H23.12	※4
全部和解	除染費用等	その他	29,280	H23.7	※4
小計			810,752		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,541,245
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	320,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、郡山市からの自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額として申立人らに対してそれぞれ4万円を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Bは、自主的避難を実行したことにより60歳となる契約期間満了前に退職せざるを得ず満了となるまでの34か月分の給与を得られなかったとして、その期間中の給与相当分の損害〔基準給与簿、源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、辞職願〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人の判断で避難及び退職したものであって原発事故との間の相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ平成23年6月時点で申立人Bが退職する可能性は低く、また、自主的避難を開始した平成23年3月から退職するまでの間に有給休暇を利用する必要もなかった〔電話聴取事項報告書〕として、自主的避難期間中(平成23年3月から同年7月まで)の給与相当分の損害と原発事故との間には相当因果関係があると判断し、申立人Bについて、自主的避難期間中(3.3か月分)の給与相当額について損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難に伴い生じた避難交通費〔電話聴取事項報告書〕、宿泊費用〔領収書〕、一時帰宅費用、面会交通費〔領収書〕、二重生活増加費用〔水道光熱費の領収書、宅配便伝票〕、家財道具購入費用〔領収証〕及び家賃〔賃貸借契約書〕の賠償を求めた。東京電力は、既払金額

を越えて支払うべき事情はなく、また、平成23年4月23日以降は大人のみ避難であることから支払の対象にはならないと主張して争った。パネルは、事故時住所や避難の時期等を考慮した上、避難交通費等の損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、申立人ら全員について、請求額のうち相当性・合理性のある範囲を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

申立人Aは、原発事故により、郡山市市街地の自宅建物及び庭について、線量計及び高压洗浄機を購入して自主除染を行い〔領収書、申立人作成図面、写真、電話聴取事項報告書〕、さらに業者に依頼して除染作業を行いその費用を負担した〔見積書、領収書〕として、これらの費用の賠償を求めた。東京電力は、線量計及び高压洗浄機については除染の効果・結果が分かる資料等の提出を求めて回答を留保し、除染作業については除染の必要性及び効果があったか不明であると主張して争った。パネルは、申立人らから説明された詳しい作業内容を踏まえてその必要性・相当性を認め、線量計及び高压洗浄機については請求額全額、自主除染については1時間当たり500円として40時間分、業者による除染については資産価値増加分を考慮して請求額の7割の限度で、それぞれ賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4Ⅱは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1627		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用(保育料及び家賃の各増額分)及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	H31.3.19	全部和解成立日	R1.11.5
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	教育費	52,200	H24.1～H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	20,015	H24.1～H24.3	※1
全部和解	避難雑費		180,000	H24.1～H24.3	※1
小計			252,215		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	252,215
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父母及び子3名)は、自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、原発事故により平成23年中に県外へ避難し、平成24年以降も避難を継続したことで生活費増加費用(いわき市で無償であった保育料が避難先で有償になったことによる増額分〔通帳、電話聴取事項報告書〕及び家賃の増額〔通帳〕等)が生じたと主張して、その賠償を求めた。東京電力は、いわき市については遅くとも平成23年8月末以降にも避難を継続する合理性は見出し難いなどと主張して争った。パネルは、子が転校先でいじめに遭い平成23年12月頃から平成24年春頃まで不登校になったこと、原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年3月までの避難継続の合理性を認め、生活費増加費用(保育料及び家賃の各増額分)及び子1名当たり月額2万円の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人らは、県外に避難した費用、家財道具購入費用、避難に伴う就労不能損害などの賠償も請求したが、パネルは、平成23年中に発生したと認定することができる損害額は直接請求で受領した既払金を超えないなどの理由から和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1628		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら夫婦の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人妻は身体障害等級3級であり、複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については月額3万円が、申立人夫については月額1万円又は月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.7.3	全部和解成立日	R1.11.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	970,000	H23.3~H29.5	※1
小計			970,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,250,000	H23.3~H29.5	※1
小計			2,250,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,220,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは夫婦であり、申立人A(夫)は申立人B(妻)を介護しつつも自ら重篤な疾病に罹患して入院及び手術を余儀なくされ、また、申立人Bは原発事故前から両手関節機能の障害により身体障害等級3級〔障害者手帳〕の認定を受けていた上、原発事故後に別の様々な疾病に罹患して複数回の入院を余儀なくされ、いずれも通常の避難者よりも過酷な避難生活を強いられたとして、それぞれ平成23年3月分以降の日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、申立人Aについては、診断書において避難生活と疾病との関連性が不明とされており介護負担も大きくないとして、既に支払った精神的損害の基本額を超えることはないとして主張して争い、また、申立人Bについては、身体障害等級3級が確認できたことから、東京電力の基準に基づく「要介護者さま等への精神的損害の増額」として、平成23年3月分から平成29年5月分まで月額1万5000円(合計112万5000円)の限度で認め、増額分はこれに尽きると主張して争った。パネルは、調査官が申立人らから電話で聴取した事実等を踏まえ、申立人Aについては平成23年3月分から平成25年9月分まで月額1万円、申立人Bが入院した平成25年10月分から平成29年5月分まで月額1万5000円の増額を、また、申立人Bについては平成23年3月分から平成29年5月分まで月額3万円の増額をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等における避難生活等を余儀なくされた者については12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1629		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月に避難し、同年5月に帰還した申立人ら(父母及び子)について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に6万円、申立人母子に併せて6万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に2万円が、避難中に6回にわたって一時立入りをした申立人父の一時立入費用が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	R1.5.7	全部和解成立日	R1.11.18
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	270,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.5	※2
小計			330,000		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	80,000	H23.3～H23.5	※2
小計			80,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	410,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

申立人らは、原発事故時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に、申立人A、B(Aの妻)、C(AとBの長女)、D(AとBの二女)及びE(Aの母)の5人で居住していたところ、原発事故によって申立人Aは母を連れて長野県に避難したため、避難を開始した平成23年3月から南相馬市鹿島区の自宅に帰還した同年5月までの間に6度にわたって実行した自宅への一時立入りに要した費用について賠償が認められた。

中間指針第3の3は、「一時立入り」に参加するために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、同規定に準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に、申立人A、B(Aの妻)、C(AとBの長女)、D(AとBの二女)及びE(Aの母)の5人で居住していたところ、申立人AはEを連れて長野県に避難したが、申立人B、C及びDは山形県に避難したため家族別離が生じたこと、申立人Cは結婚の予定が取消しになるなどして精神的に落ち込んだこと等を理由に、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害

は既に賠償済みであり、申立人Cの精神的落ち込みについても原発事故との間の相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、家族別離が生じた平成23年3月から別離が解消した同年5月まで精神的損害の増額を認め、申立人Aについては月額3万円（現実の別離期間に鑑みて2か月間分で6万円）の増額、申立人B及びCについても、併せて上記同額（6万円）に加えて、申立人Bが体調を崩した中で精神的に落ち込んだ申立人Cを支えながらの避難を強いられた事情は増額事由に当たるとして月額1万円（2か月間分で2万円）の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があるなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人D及びEは、家族別離による精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害については既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Eについては、共に避難した申立人Aについて精神的損害の増額を認めたことにより損害が評価されていること及び申立人Eが申立て前に既に死亡していたことが審理の過程で判明したことから、申立人Dについては、浪江町に転出しており、直接請求手続で同町に居住していたことを前提に平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償済みであったことから、いずれも和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1630		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に原発事故当時居住していた申立人ら(大人3名)について、避難のために別居していた申立外祖母を移動させ合流するなど避難活動を進めていたところ、避難活動開始後に申立外の祖母の認知症が悪化し、その介護を余儀なくされたことから、申立人母の精神的損害(増額分)として一時金6万円が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ	第10の2(3)オ	

2 基本情報

申立日	H31.4.19	全部和解成立日	R1.11.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	123,900	H23.9	※2
小計			183,900		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	183,900
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人A及びBは、自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたが、同人らとは別の自主的避難等対象区域(須賀川市)で生活する、高齢で認知症を患う申立人Bの母と共に自主的避難をすることを考え、先行して福島市の申立人らの自宅に母を移動させたが、かえって母の認知症が悪化したことから自主的避難の実行を当初断念せざるを得ず、介護の負担も増大したとして精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らは上記の間、自宅での滞在を続けており自主的避難を実行したとはいえないこと、申立人らによる母の介護の程度が明らかではないこと等から、精神的損害の増額を認める事情はないと主張して争った。パネルは、調査官による電話聴取の結果や、介護認定調査票の内容を踏まえ、申立人らの自宅に母を移動させた点を自主的避難の着手に当たると評価して、平成23年3月から同年5月までを対象に、精神的損害の増額分として一時金6万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償を認めたものである。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人C（申立人AとBの子）は、福島市の自宅周辺の放射線量が高く毎日が不安であると主張して精神的損害の増額分の賠償を求めたのに対し、東京電力は、福島市における放射線量は健康に対して客観的かつ具体的な危険を生じさせるものではないなどと主張して争った。パネルは和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1631		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(父母及び子ども3名(うち1名は原発事故後に避難先で出生。))について、平成27年3月までに支出した避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H30.12.17	全部和解成立日	R1.11.21
事故時住所	郡山市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	36,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	16,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	110,160	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	112,332	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,690,000	H24.1～H27.3	※2

小計 2,204,492

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,084,492
	弁護士費用	122,535
	手続内で処理された既払金合計額	1,880,000

※1 中間指針第一次追補第2

自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人らに対する賠償について、中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害とし、4万円を生活費増加費用及び移動費用として扱い、子供及び妊婦に対する賠償分40万円に東京電力プレスリリース(平成24年2月28日付け)を踏まえた賠償分20万円を加えた賠償分60万円のうち、20万円を精神的損害とし、40万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域(郡山市)から避難したことによる平成23年3月から平成27年3月までの避難費用及び生活費増加費用等の賠償を請求した。東京電力は、申立人らが平成23年5月に埼玉県へ転居したことをもって避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、埼玉県における申立人らの避難状況や埼玉県から関西以西に所在する実家へ転居した経緯等を考慮し、埼玉県へ転居した以降についても避難継続の合理性を認め、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費(当初は子1名当たり月2万円、後に月1万円)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1632		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)から身体障害等級1級(移動機能障害)の子を連れて避難した申立人について、避難前に利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成27年12月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料及び避難先において生活介護施設へ通所するための交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.7.11	全部和解成立日	R1.11.26
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,000,000	H24.9～H27.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用	その他	25,800	H26.9～H26.10	※2
全部和解	避難費用	交通費	17,940	H23.4～H26.8	※2
全部和解	避難費用	交通費	712,800	H24.4～H27.12	※2

小計 5,116,540

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,116,540
	弁護士費用	153,496
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、幼少時から重度の運動機能障害(身体障害等級1級)を有する成人した子(申立外)を生活介護施設に通所させながら緊急時避難準備区域(川内村)に所在する自宅で養育、介護していたが、避難前に利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなり、通所可能な施設のある避難先での生活の継続を余儀なくされているとして、平成23年3月分から申立時である平成29年7月分までの日常生活阻害慰謝料(障害者の介護を理由とする増額分を含む。)の賠償を請求した。東京電力は、申立人の子が避難先で施設通所を開始してから遅くとも1年から2年が経過した時点で、生活基盤が避難先に相当程度定着し、平穏な日常生活を取り戻したことにより避難は終了したと評価すべきと主張して、それ以降の賠償義務を争った。パネルは、申立人の子の身体障害の程度が重度であり〔身体障害者手帳、診断書〕、原発事故前の通所状況〔障害福祉サービス受給者証〕を考慮すると、避難前に利用していた障害者施設を利用することができなくなったこと〔電話聴取書〕は、介助者である申立人の避難継続を認めるべき特段の事情に当たると判断し、避難先での生活が日常生活の阻害がないといえる程度まで安定したと評価できるようになった平成27年12月までの期間について、日常生活阻害慰謝料(平成23年3月分から平成24年8月分までは、障害者の介助を

理由とする月額3万円の増額分を含む。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅰは、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害がある物等の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる認め、また、中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、上記※1のとおり、避難先での生活の継続を余儀なくされていることから、原発事故当時に通っていた通院先への交通費が増加するとともに、避難先の通所施設への送迎費用が生じたとして、平成23年4月から申立時である平成29年7月までの文書代、通院交通費及び施設への通所のために要するガソリン代相当額の賠償を請求した。東京電力は、避難先での避難を継続しなければならない合理的な理由はなく、原発事故と費用支出の間には相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、上記※1のとおり、介助者である申立人は避難継続を認めるべき特段の事情を有すると判断し、避難先での生活が日常生活の障害がないといえる程度まで安定したと評価できるようになった平成27年12月までの期間について、通院交通費の増加分、通院事実を証明するための文書料及び施設への通所のために要するガソリン代相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1633		
事案の概要	居住制限区域(南相馬市小高区)内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害(自宅建物)について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後48年経過時の価値(残価)を新築時点相当の価値の3割として算定した額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H29.3.3	全部和解成立日	R1.12.2
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	2,641,041		※1
小計			2,641,041		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,641,041
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びB(追加申立て)は、原発事故時、南相馬市小高区に共有していた不動産(宅地、畑、山林、原野、雑種地、建物)〔名寄証明書〕について、直接請求において所在地の避難指示期間割合(72分の65)に応じた賠償を受けていたところ、当該不動産については全損として評価(72分の72)されるべきであると主張して、追加の賠償を請求した。東京電力は、不動産については避難指示期間割合の考え方をういて賠償しているが、避難指示期間割合は、避難指示解除の時点を経過計算の終期として考えており、南相馬市小高区は、平成28年7月に避難指示が解除されていることから、避難指示期間割合は72分の65にとどまり、これを超える損害については申立人らの疎明等がないと主張して争った。パネルは、当該不動産について全損と評価することは認められないものの、建物について昭和60年頃にリフォーム工事が実施されていたこと等〔電話聴取報告書〕を踏まえ、新築後48年経過時の価値(残価)を新築時点相当の価値の3割とすることを前提に原発事故時の時価及び原発事故と相当因果関係がある損害額を算定し、同損害額から既払金を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4備考3は、原発事故発生直前の価値は、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1634		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用(月額3万円)のほか、一時帰宅費用、避難に伴い失職した父母それぞれにつき原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害、子1名につき平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円又は1万4000円の避難雑費、申立人母の妊娠期間中につき月額2万円の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	R1.6.13	全部和解成立日	R1.12.2
事故時住所	伊達市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,538,566	H23.12~H24.5	※3
小計			2,578,566		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,869,704	H23.10~H24.3	※3
小計			1,909,704		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	617,600	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	91,550	H23.3~H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	250,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	120,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	595,200	H24.1~H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,156,000	H24.1~H27.3	※2
小計			2,980,350		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,668,620
	弁護士費用	230,059
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として1人8万円を目安としているところ、これに基づく賠償のうち前者については20万円を、後者については4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域（伊達市）に居住していたところ、平成23年3月に申立人B（母）及びC（子）のみが避難し、平成23年7月に伊達市の自宅に一時帰還したものの、乳児であった申立人Cへの放射線の影響を考慮し、平成23年12月に申立人A（父）を含めた家族全員（申立人Dは避難中の平成25年に出生した。）で県外に自主避難したとして、避難に伴う面会交通費、住居費、引越費用、二重生活費増加費用、家財道具購入費用及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、申立人らは平成23年12月には移住したため避難が終了していること、平成24年9月以降の避難継続には合理性がないと主張して争った。パネルは、申立人らによる避難が、原発事故発生当時、乳児であった申立人Cへの被曝を避けるための避難であったこと、原発事故による避難後に申立人Dが出生し、乳幼児である申立人C及びDへの被曝を避けるためには避難先にとどまることに合理性が認められること等を踏まえて、平成27年3月までの避難継続の合理性を認め、その時点までの面会交通費、住居費、引越費用、二重生活費増加費用（平成23年3月から同年6月まで月額3万円）、家財道具購入費用、避難雑費（申立人Bについては妊婦中から出産した月の前月まで月額2万円。申立人Cについては、平成24年1月から平成26年3月まで月額2万円、同年4月から平成27年3月まで月額1万4000円。原発事故後に出生した申立人Dについては、出生した月から平成26年3月まで月額2万円、同年4月から平成27年3月まで月額1万4000円。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（夫）及びB（妻）は、自主的避難等対象区域（伊達市）に居住していたところ、原発事故により家族全員で県外に自主的避難を行ったため、申立人Aは平成23年9月に、申立人Bは平成23年12月に、それぞれ勤務先を退職せざるを得なくなり、申立人Bが避難先で再就職した平成24年9月まで無収入になったとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの退職は自己都合による退職であり、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、乳児を連れて県外に避難した申立人らの避難の状況等の事情を踏まえて、

申立人らの退職による減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、それぞれに原発事故前の平均月収の6か月分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難の実行に伴う就労不能損害について賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1635		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦及び子)の日常生活障害慰謝料(増額分)について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったことを考慮して、平成23年3月分につき月額5万円、同年4月から平成24年5月分まで月額4万円が、別離の解消後も引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.3.18	全部和解成立日	R1.12.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,480,000	H23.3~H26.10	※1
小計			1,480,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,480,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、夫婦(申立人A、B)及びその子2名(申立人C及び原発事故後に出生の申立人D(申立人Dは追加申立て。))であるが、避難により、夫である申立人Aとその妻子である申立人B、C、Dとの間で家族別離が生じたこと並びに申立人Bが原発事故当時申立人Dを妊娠しており、その後、幼児であった申立人C及び原発事故後出生した申立人Dの世話をしながら避難したことを主張して〔陳述書、電話聴取書〕、日常生活障害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、家族別離については申立人らの判断によるものであること、妊娠及び乳幼児の世話については申立人Bの両親のサポートを得られていたと推測され、また、直接請求手続において中間指針第一次追補を踏まえた賠償(避難指示区域から自主的避難等対象区域等に避難した場合の賠償額について妊婦及び未成年者と成人(妊婦を除く。))との間で差額がある。)を既に行っていること等を主張して争った。パネルは、平成23年3月分については、申立人Aの原発事故当時の勤務先の事業所が閉鎖し、別の事業所勤務となったために申立人Aと申立人B、C及びDとの間で家族別離が生じたこと〔電話聴取書〕、申立人Cは原発事故当時小学校入学直前であり避難先での入学準備等の負担が大きかったと認められること及び申立人Bが申立人Dを妊娠していたことから月額5万円の増額を認め、平成23年4月分から平成24年5月分までについては、申立人Cが小学校に入学し避難状況の改善が見られたが、引き続き家族別離の状態であり、かつ、妊娠又は乳幼児の世話をしていたことから月額4万円の増額を認め、平成24年6月分から平成26年10月分までについては、家族別離が解消されたものの乳幼児の世話が續いていたことから月額3万円の増額を認め、また、中間指針第一次追補を踏まえた賠償を行っているとの東京電

力の主張は、同追補を踏まえた賠償と避難指示区域からの避難者に対する日常生活阻害慰謝料の賠償とは性質が異なること等から採用せずに、上記増額をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、家族の別離、二重生活が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1636		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住しており、原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害(増額分)として、一時金10万円が賠償されたほか、平成23年8月分までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	R1.5.22	全部和解成立日	R1.12.11
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.8	※2
小計			140,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,800	H23.6~H23.8	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	183,000	H23.6~H23.8	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	615,508	H23.6~H23.8	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H23.6~H23.8	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.6~H23.8	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	15,800	H23.6~H27.10	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	190,000	H23.6~H27.10	※3
小計			1,407,108		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,627,108
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(夫婦である申立人A、B及び成人の子である申立人C)は、原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症を有する申立人Cの療養体制の確保等のため平成23年6月まで避難をすることができなかったこと、申立人Cが通院を続ける必要があったことから申立人A、Bと別々に避難せざるを得なかったこと等を主張して〔電話聴取事項報告書〕、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分を超える精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らについて通常の避難者に比べその精神的苦痛が大きいとはいえず、精神的損害を増額すべき事情はないなどと主張して争った。パネルは、申立人Cについて、統合失調症(障害等級2級)〔障害者手帳〕のため同じ病院に通院を続ける必要があり、原発事故前は同居していた申立人A及びBと一緒に避難をすることができなかったこと等の事情から、一時金として10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象とすることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により負担した避難費用、生活費増加費用等について賠償を求めた。東京電力は、申立人らが避難を開始した平成23年6月の時点において、避難を開始する合理性はないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが、原発事故直後に避難しようとしていたものの、統合失調症(障害等級2級)〔障害者手帳〕の申立人Cの療養体制の確保等に時間を要したために、平成23年6月になってから避難を開始したことについて合理性を認め、平成23年6月から同年8月までの避難費用、生活費増加費用を認め、また、平成27年10月に福島市に帰還した際の移動交通費及び引越費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1637		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に実家があり、原発事故当時は青森県内に所在する社員寮に居住していた申立人子が、体調を崩して退職したことから、福島県外に避難中の申立人父母のもとで療養するために申立人父母の借上げ住宅の近くにアパートを借りたことによって生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料について、申立人父母が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いこと等を考慮して全額の約41万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(イ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H31.3.22	全部和解成立日	R1.12.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	413,742	H24.7～H25.6	※1
小計			413,742		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	930,000	H25.6～H27.12	※2
小計			930,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,343,742
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2

申立人A(追加申立て)は、原発事故当時、青森県内で勤務しており勤務先の社員寮に居住していたところ、原発事故前から体調が悪く、そのために勤務先を退職し居住制限区域(浪江町)の実家に戻って療養したいと考えていたが、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかつたため、両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたと主張して、これによって生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料〔領収証、重要事項説明書(賃貸借用)、請求書、預金通帳〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aは原発事故当時浪江町の実家に居住していなかった、申立人Aは体調不良によって退職したものであって原発事故と関連性がないなどと主張して争った。パネルは、調査官による申立人Aからの事情聴取の結果等を踏まえ、申立人Aはその父母が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いといえるなど判断した上で、申立人Aの請求額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Iは、避難等対象者が対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用について賠償すべき損害と認められ

るとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B、C（申立人Bの妻）及びD（申立人A及びBの子）は、居住制限区域（浪江町）にある住居で共に居住していたが、原発事故によって平成23年3月に山形県に避難したところ、避難先では降雪がひどく、寒さに加えて雪下ろし等の重労働が必要であったこと等もあり、高齢者である申立人B及びCは体調を崩すなどした。そこで申立人B及びCは、平成25年6月に田村市に避難先を移転することとなったものの、子である申立人Dは、放射線に対する健康面への不安から、その時点で福島県に避難先を移転することに抵抗を感じ、1人で山形県の避難先に残ることになったため、家族の別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、平成25年6月の申立人B及びCの田村市への避難先の移転は、避難先の放射線量を確認した上での申立人らの判断によるものであり、申立人Dのみが放射線量の不安から山形県に残ったとしても、それは申立人らの判断によるものであって、精神的損害の増額に応じることはできないと主張して争った。パネルは、調査官による申立人らからの事情聴取の結果等から、過酷な生活環境になじむことができないことによる体調の悪化を避けることや浪江町にある自宅を定期的に見回りに行く際の利便性を考慮して行われた申立人B及びCによる山形県から田村市への避難先の移転は、避難生活を送る上でのやむを得ない事情に基づくものであると認められ、他方、放射線に対する健康への不安から平成25年6月の時点で福島県に避難先を移転することを拒否し、山形県の避難先に残ることにした申立人Dの決定にも合理性が認められるものであり、いずれも原発事故による避難が原因で生じた事情であることから、原発事故による避難から2年以上経過した平成25年6月に家族の別離が生じたとしても、家族の別離によって、高齢者である申立人B及びCが子である申立人Dの生活上の援助を受けることができなくなった上、離れて暮らすことによる不安を感じるようになった事情を踏まえれば、申立人らは通常の避難者と比べて大きな精神的負担を被ったと認められると判断して、平成25年6月分から平成27年12月分まで月額3万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1638		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料10万円のほか、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額(直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H31.1.22	全部和解成立日	R1.12.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,187,000	H23.3~H30.3	※2
小計			3,287,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,287,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故によりペットの猫を自宅に置いたまま避難することを余儀なくされ、一時帰宅の際には当該猫を捕獲できず、その後は捜索を試みるも見つけ出すことができなかったとして精神的損害の賠償を求めたところ、パネルは慰謝料として10万円の賠償を認める和解案を提示したものである。

中間指針第3の6備考11及び総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は原発事故当時、感情障害(障害等級2級)〔診断書、障害者手帳〕を患いながら避難指示解除準備区域(浪江町)で両親と一緒に生活をしてきたが、原発事故により過酷な避難生活を余儀なくされたこと〔日記帳〕に加えて、避難中に父が認知症〔診断書、介護保険被保険者証〕に、母がうつ病〔診断書、介護保険被保険者証〕に罹患したため、両親を介護しながらの更に過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において増額分を支払済みである、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合であることの確認ができないなどと主張して争った。パネルは、申立人から提出された日記帳の記載等を踏まえて、既払金(合計127万5000円)とは別に、平成23年3月分から申立人と両親が仮設住居に入居した平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、

同年9月分から平成30年3月分まで月額5万円で算定した増額(合計318万7000円)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、精神の障害があること、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったこと及び精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1639		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(母及び子2名)について、申立人母の日常生活障害慰謝料(増額分)として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで、家族別離状態であったことを考慮し、月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活障害慰謝料(増額分)として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償されたほか、診断書取得費用及び上記別離期間中に生じた家族間面会交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.3.8	全部和解成立日	R1.12.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.4~H23.12	※1
小計			270,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※2
小計			540,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	198,026	H23.4~H23.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,160		※4
小計			200,186		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,010,186
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故によって平成23年3月に緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅から避難したところ、申立人A(申立人B及びCの母)は、避難後の平成23年4月に、自身の仕事の都合によって、避難先に申立人B及びCを残して単身での自宅への帰還を余儀なくされたため、同年12月に申立人B及びCが自宅に帰還するまでの間、家族別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、慰謝料の増額が認められるのは、避難所等での過酷な生活を余儀なくされた場合であり、その場合でも月額2万円以上の増額が認められるのは例外的な場合であるなどと主張して争った。パネルは、調査官による事情聴取の結果等〔電話聴取事項報告書〕を踏まえて、小学生である申立人B及び幼児である申立人Cの2人の子

と母である申立人Aとの間に避難による家族別離が生じたことは、通常の避難者と比べて精神的苦痛の増大が認められるとして、平成23年3月分から同年12月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故発生当時、広汎性発達障害を有しており〔診断書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、慰謝料の増額が認められるのは、避難所等での過酷な生活を余儀なくされた場合であり、その場合でも月額2万円以上の増額が認められるのは例外的な場合であるなどと主張して争った。パネルは、調査官の申立人A（申立人Bの母）に対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Bが避難による環境変化に十分に適応できず、また、帰還後の生活環境の変化への適応にも時間を要したこと等からすれば、申立人Bは避難によって通常の避難者と比べて大きな精神的苦痛を被ったと認定して、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難生活に適応が困難な客観的事実であって、身体または精神の障害があること等と同程度以上の困難さがあるものがあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

家族別離期間の家族間の面会交通費が認められたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人Bの発達障害に関する診断書の取得費用が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1640		
事案の概要	会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の平成31年2月から3月までの間に購入した原木に係る営業損害(追加的費用)について、原発事故により原木の価格が高騰したとして、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価との差額に、申立会社が原発事故前に保有していた原木の本数である2200本ではなく、事故当時に有していた事業計画等を考慮して、実際に上記平成31年に購入した原木の本数である6500本を乗じた額(ただし、原発事故の影響割合とした8割の限度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	R1.5.7	全部和解成立日	R1.12.20
事故時住所	南会津郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	903,500	H31.2~H31.3	※1
小計			903,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	903,500
	弁護士費用	27,105
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、会津地方において、原木栽培のしいたけを生産していたところ、原発事故による政府等の指示により、放射性物質の指標値を超えるきのこ原木等の使用、生産及び流通が制限された結果、生産資材となる原木の単価が高騰したとして、原発事故前の単価との差額に、平成31年2月から3月までの間に購入した原木本数6500本を乗じた金額について、追加的費用として賠償を請求した〔請求書、領収書〕。東京電力は、申立人の原発事故前における原木の年間購入本数が2200本であったことを理由に、賠償の範囲は2200本分に限定されると主張して争った。パネルは、原発事故時において、申立人のしいたけの生産事業は開始したばかりであり、将来的には年間1万5000本まで増やす事業計画があったこと〔取締役会議事録〕、年間6500本という購入本数はしいたけ生産事業者にとって過大であるということとはできないこと等から、6500本全部について賠償の対象にすべきとしつつ、原発事故からの時間の経過等から原発事故の影響割合を8割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、農林水産物の出荷、生産及び流通等について、政府が行う指示等により農林漁業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1641		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、事故当時1歳の申立人長男及び事故後に出生した申立人二男の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.6.26	全部和解成立日	R1.12.24
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H23.3～H29.3	※1
小計			2,190,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,190,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人Aは、避難中にストレスで自律神経が乱れて体調が悪化する中、第二子懐妊や、原発事故当時1歳の申立人C(申立人A及びBの長男)及び原発事故後に出生した申立人D(申立人A及びBの二男)ら乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを理由として、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害について追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、申立人Aが避難中に体調不良や第二子懐妊を経ながら、乳幼児の世話を恒常的に行っていたこと等を考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、平成23年3月分から平成29年3月分までの慰謝料について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人A、B(申立人Aの夫)、C及び原発事故後に出生したDは、避難中に同居の家族(申立人Aの両親)との別離を余儀なくされたことを理由として、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの家族別離は申立人らの任意の判断に起因するものであることを理由に精神的損害について追加で賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、申立人らの家族別離による日常生活阻害慰謝料(増額

分) については、申立人Aの両親らが申し立てている別件において合わせて賠償すべきとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1642		
事案の概要	自主的避難等対象区域(桑折町)から母子のみが避難した申立人ら(父母及び子2名)について、生活費増加費用として、平成24年1月分から平成27年3月分まで、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額9500円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額3万円並びに避難先で子らが入園した幼稚園の授業料と事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した68万9700円が、上記同期間の避難雑費として子1名につき月額2万円が、それぞれ賠償されたほか、平成31年3月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R1.8.9	全部和解成立日	R1.12.24
事故時住所	桑折町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	10,400	H31.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	187,200	H24.1～H27.1	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,622,400	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用		2,230,200	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,560,000	H24.1～H27.3	※1
小計			5,610,200		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H24.1～H24.8	※4
小計			120,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H24.1～H24.8	※4

小計 120,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,930,200
	弁護士費用	177,906
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域（桑折町）に居住していたところ、申立人A（父）のみ事故時居住地に残り、申立人B（母）、C（18歳以下の子）及びD（18歳以下の子）が、平成23年5月に新潟県に、平成23年9月に山形県に自主的避難したことに伴い負担した避難費用（移動交通費及び一時帰宅費用）〔陳述書〕、面会交通費及び避難雑費について賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難について、避難継続の合理性を認めることは原則として困難であること、避難費用の賠償を認める場合には実費相当額に限定すべきであることを主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、平成24年9月以降も避難を継続する合理性があるとして、東京電力が基準とする交通費を参考として算出した平成31年3月の帰宅に係るものを含む避難費用及び面会交通費を損害と認め、また、18歳以下であった申立人C及びDに対して平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域（桑折町）に居住していたところ、申立人A（父）のみ事故時居住地に残り、申立人B（母）、C（18歳以下の子）及びD（18歳以下の子）が、平成23年5月に新潟県南魚沼郡に、平成23年9月に山形県に自主的避難したため、二重生活に伴い生活費が増加し〔ガス検針票兼請求書、使用水量のお知らせ〕、事故時住所地に比べ子2名の教育費（幼稚園費用）が増加した〔保育料等納付金通知書、桑折町立幼稚園授業料〕ことに加え、原発事故前から栽培、消費してきた自家消費用米・野菜〔写真〕が、避難先では栽培、消費することができず購入する必要が生じたとして、生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難について、避難継続の合理性を認めることは原則として困難であること、子2名の幼稚園入園が原発事故後であり避難による転園とは認められないこと、原発事故前に米・野菜を耕作していた事実が確認できないことを主張して争った。パネル

は、申立人らが提出した資料及び事情聴取の結果に基づき、平成24年9月以降も避難を継続する合理性を認め、賠償期間を平成24年1月から平成27年3月として、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）及び教育費（幼稚園費用）の増額分（避難先で申立人C、Dが入園した幼稚園の授業料と事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体による補助費を控除した68万9700円）の賠償を認め、さらに原発事故前に米・野菜を栽培していた事実が認定できるとして、自家消費米・野菜の購入に係る損害（月額9500円×39か月分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

東京電力プレスリリース（平成24年12月5日付け）を踏まえ、追加的費用等についての追加賠償を認めたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

東京電力プレスリリース（平成24年12月5日付け）を踏まえ、精神的損害等についての追加賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1643		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で果樹園を営んでいる申立人について、高圧洗浄による除染によってぶどうの木が枯れたため新たに苗木を植え替えたものの、新たに植え替えた苗木が成木になるまでの間、当初3年目までは果実の収穫をすることができず、4年目から6年目までも収穫量の減少したことから、新しい苗木から得られた金額と、平成27年9月分から令和元年8月分までの枯死したぶどうの木から得られたであろう金額との差額分が営業損害(逸失利益)として賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)イ		

2 基本情報

申立日	H30.8.13	全部和解成立日	R2.1.7
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		2,646,000	H27.9~R1.8	※1
全部和解	その他		1,620		※2
小計			2,647,620		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,647,620
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自主的避難等対象区域(福島市)でぶどう等の果樹園を営んでおり、原発事故後に高圧洗浄によって果樹を除染したところ、ぶどうの木の一部が枯死したため新たに苗木を植え替えたが、植え替えた苗木が成木になるまでの間、当初3年間は果実の収穫が得られず、4年目から6年目までも収穫量が減少したとして、平成27年9月から令和元年8月まで(植替え後3年目から6年目まで)の減収分の逸失利益を請求した(なお、植替え後当初2年間分は前回の申立てで賠償済みである)。東京電力は、除染と枯死との間の因果関係が不明である、申立人の高圧洗浄機の使用方法に問題があった可能性もある、枯死した木の本数や樹齢について客観的証拠がないなどと主張して争った。パネルは、除染と枯死との間の相当因果関係を認め、原発事故前3年間のぶどうの売上高の平均を原発事故前の木の本数で除した金額から免れた費用を控除してぶどうの木1本当たりの1年間の逸失利益額を算定し、これに枯死した木の本数を乗じた上で、植替えから4年目以降については成木と比較して収穫量が減少した割合(植替えから4年目は9割、5年目は7割5分、6年目は5割)を乗じた金額を逸失利益とする和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用として、除染によって枯死した木を植え替える際に購入した苗木の送料について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1644		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.1.25	全部和解成立日	R2.1.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※1
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,550,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時、申立人B(申立人Aの母)及び妻(申立外)と共に避難指示解除準備区域(浪江町)内に居住していたところ、避難の際に、妻が福島県内に居住していた高齢の実母の面倒をみる必要が生じたこと等により、申立人Aと妻とが別々に避難することを余儀なくされたこと、申立人Bが避難生活の中で足腰を弱めるなどして要介護認定を受けるに至り(当初、要支援2の認定を受け、その後、状態に応じて、要支援1から要介護3までの間で認定状態に変化がある。)、申立人Aは、通院時の付添い等日常生活において申立人Bを恒常的に介護せざるを得なくなったこと等から、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料は支払済みであり、他の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいといえる特段の事情はないと主張して争った。パネルは、避難により申立人Aと妻との別離が生じたこと、申立人Aが申立人Bの介護をせざるを得なくなったこと〔電話聴取事項報告書〕等を踏まえ、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離・二重生活等が生じたこと、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人らは、避難にかかった交通費、親戚宅の宿泊に対する謝礼及び通信費増加分として避難

費用の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続においていずれも相当する避難費用は支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、直接請求における既払金に含まれるとして和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人Bは、避難生活により疾病を発症し入院を余儀なくされたことから、治療費の賠償を求めた。東京電力は、請求の具体的内容及び相当因果関係の有無が不明として認否を留保した。パネルは、審理終了前に申立人Bが死亡し相続手続が未了であったことから和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1645		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら(父母、子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、①申立人父について、上肢機能の著しい障害等の事由により身体障害等級3級(後に2級)であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円(ただし、既払金137万円を除く。)が、②申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、③申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円(ただし、既払金19万円を除く。)が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.6.26	全部和解成立日	R2.1.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,980,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,980,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,360,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,360,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,340,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(父母、子2名)は原発事故により関東地方への避難を余儀なくされ、申立人A(父)が原発事故前より患った脳出血の後遺症により上肢に著しい障害等(身体障害等級3級、後に2級)を負っている中で過酷な避難生活を強いられたこと、申立人B(母)が夫である申立人Aの介護をしたこと、申立人A及びBが申立人Aの上記障害等のため福島県に戻ることができず、高校通学等のため福島県に戻った申立人C及びD(いずれも申立人A及びBの子)と申立人A及びBとの間で別離状態になったことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人A及びBに対して要介護者又は介護者としての日常生活阻害慰謝料の増額分156万円を支払っており、既に十分な賠償がされていると主張し、また、子らのみが福島県に戻り生活を続けた点については、申立人らの任意の判断によるものであり、原発事故と家族別離との間に相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aが避難所でダンボールを敷いて寝なければならなかったなど著しい身体障害を負う中で過酷な避難生活を送ったこと、申立人Bが申立人Aの介護を日常的に行っていたこと〔電話聴取報告書〕から、日常生活

阻害慰謝料の増額分として、申立人Aが障害を負いながら避難した点について平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）、申立人Bが申立人Aの介護をしたことについて平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）の賠償を認め、また、申立人Aが精神的・肉体的に疲弊しており、当時介護環境の整った住居が存在しなかった福島県に戻ることが申立人A及びBにとっては困難であり、やむを得ず高校の部活動のため平成23年4月に福島県に戻った申立人C及び高校入学のため平成26年4月に福島県に戻った申立人Dと家族別離状態が生じたとして、世帯代表者である申立人Aに対し、子らとの別離が生じた期間である平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで、いずれも月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、身体の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと及び家族の別離が生じたこと等の事情があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1646		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の平成23年4月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、申立人夫婦それぞれにつき月額3万円(ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.11.26	全部和解成立日	R2.1.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.4～H30.3	※1
小計			2,520,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.4～H30.3	※1
小計			2,520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,040,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	840,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(申立人B(申立人Aの夫)は追加申立て)は、原発事故時、居住制限区域(浪江町)に居住していたが、原発事故により、親族の居住する関東地方への避難を余儀なくされ、その後、申立人Bが平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し〔陳述書〕、要介護状態になったこと(要介護1)、申立人Aが日常的に申立人Bの介護を行ったこと〔陳述書〕等を理由に、平成30年3月分までの慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Aについては、増額に相当する特段の事情を認めることは困難であり、申立人Bについては、既に増額分を支払っており、更なる増額に相当する特段の事情を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Bが要介護状態であったこと及び申立人Aが申立人Bの介護を恒常的に行っていたことから、申立人らが通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいことを認め、申立人A及びBそれぞれに対し、平成23年4月分から平成30年3月分まで1か月当たり3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること、上記の者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場

合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1647		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人らについて、原発事故前は畑で自家消費のための野菜を栽培していたが、原発事故後に行った畑の除染の状況、除染後の放射線量の検出の状況のほかこれらの事情に照らして野菜の栽培を再開することができないこと等を考慮し、平成24年1月分から平成27年3月分までの生活費増加分として野菜購入費用25万3500円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	R1.5.21	全部和解成立日	R2.1.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	253,500	H24.1～H27.3	※1

小計 253,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	253,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)内に居住していたが、原発事故後も滞在を続けた自宅の敷地及び室内の放射線量が高かったことから、その対応のために行った盛土等に費用を要したほか、自家消費用の野菜の栽培を継続することが困難となったと主張して、生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人らが主張する対応について支出の客観的資料がないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが自宅の放射線量が高いことを理由として盛土等の対応をしたという点については支出の必要性が認められないとしたが、申立人らが自宅付近の畑で自分達が食べるのに十分な自家消費野菜を栽培していた〔質問事項書回答〕ところ、原発事故後、周辺の放射線量が高く〔測定結果(暫定値)のお知らせ〕、同畑を除染して貸主に返還することになったことや、同畑除染後の放射線量の検出の状況〔住居等の放射線量モニタリング票〕等により、自家消費野菜の栽培を再開することができなくなったこと等から、野菜の購入費用が増加したとして、平成24年1月分から平成27年3月分まで25万3500円の生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）
申立人らは、精神的損害について賠償を求めたが、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1648		
事案の概要	地方公共団体が所有する不動産(土地)の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間(避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に1年を加える不動産もある。)を乗じた額(ただし、本件事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額)が、賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(1)		

2 基本情報

申立日	H29.1.27	全部和解成立日	R2.1.14
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,021,850,576		※1
小計			2,021,850,576		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,021,850,576
	弁護士費用	16,827,759
	手続内で処理された既払金合計額	1,000,000,000

※1 中間指針第10の2、中間指針第3の10

申立人は、福島県内の地方公共団体であるところ、その行政区域内の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内に所在し、原発事故時に申立人が所有していた各種土地(宅地、一般田、一般畑、一般山林、原野、公園、学校用地、公衆用道路等)について、原発事故による放射性物質への曝露や、避難指示により使用することができなくなったことによる価値減少を理由に財物賠償を求めた。申立人は、①価値減少率については、原発事故による損害はその特殊性から一般的な損害賠償法理ではなく中間指針に基づいた賠償がされるべきであると主張して、中間指針第二次追補に基づき、帰還困難区域内の土地については原発事故発生直前の価値を基準として100%、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の土地についても、申立時点で約6年間避難指示が解除されておらず使用できないことから、帰還困難区域と同様に100%と主張し、②損害額については、東京電力が直接請求手続において民間所有の土地について用いる基準で算定した金額によるべきであると主張した。

東京電力は、原発事故による損害についても一般的な不法行為と同様に扱うことが妥当であると主張し、地方公共団体が所有する土地は法令上処分権が制限されていることや、取引市場における売却処分が想定されていない点で民間所有の土地と異なること、また、早期の生活再建という要請もないことから、民間所有の土地と同様に中間指針が定める推認賠償を適用して損害額を算定することは妥当ではないとして、避難指示が解除されて帰還可能な地域の土地については行政財産の使用料を参考にして避難指示期間に応じた使用価値相当分が賠償すべき損害額であると主張して争った。具体的には、申立人の行政財産使用料条例に基づいて年間の使用料を土地の時価相当額の3%とし、これに避難指示期間を乗じて算定した金額が妥当であると主張

した(なお、帰還困難区域内の土地については相当程度の長期間立入りが制限されて使用できないことが見込まれることから、価値喪失を推認して、全損として時価相当額の賠償に応じると述べた。)。また、東京電力は、i 公園・公衆用道路等のインフラについては、存在する場所で本来の機能や役割を果たすものであり、実際に利用されていなくても使用利益は損なわれず、ii 山林については販売を目的とされていないものもあり、iii 原野・雑種地等については特定の用途が存在せず利用阻害がないなどとして、いずれも使用利益に係る損害がないことから賠償対象に含まれないと主張した上で、賠償対象となる土地についても、原発事故当時の時価相当額は公会計マニュアルでの評価方法である固定資産概要調書による地目別平均単価を用いて算定すべきと主張した。

これに対し、申立人は、i 公園・公衆用道路は利用者がいないため本来の機能や役割を果たせず、設置者としての使用利益が損なわれているから賠償対象とすべきと主張し、時価相当額の評価については、民間賠償の時価相当額単価を採用すべきとし、予備的に、一定期間の利用阻害により行政的な利用による利益を享受・提供できなかったことを損害とする考え方を採用するのであれば、居住制限区域及び避難指示解除準備区域について価値減少率を一律に、1年当たりの使用料率を時価相当額の4%とし、避難指示解除までの73か月分として24.33%とすべきなどと主張し、さらに申立人は、公営住宅等の敷地等については、将来的にも利用再開の見通しが立たないなど利用阻害が継続することや、販売用の宅地等については売却可能性が下がるなどといった土地ごとの事情の評価も行うべきであると主張した。

パネルは、賠償対象物件については東京電力が争った物件のうち公園を賠償対象に含めた上で、①価値減少率については、帰還困難区域内の土地については100%(全損)、居住制限区域と避難指示解除準備区域については18.25%(1年当たりの使用料率を時価相当額の3%とし、避難指示解除までの73か月分)を原則とし、利用阻害が継続している物件は避難指示解除から1年間は利用阻害が継続しているとして21.25%(上記括弧内の記載に12か月分を加算)、分譲予定であった土地については100%とし、②時価相当額については、分譲予定地については分譲地台帳記載の価額(双方当事者間に争いなし。)、それ以外の土地については東京電力の主張金額を採用して各土地の賠償額を算定した和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体が所有する財物に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとし、中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認め、また、第45回原子力損害賠償紛争審査会において、公有財産については、民間財産とは米証における取扱いを異なるものとするを基本とすることが適当であるとした上で、不動産の公有財産の不動産の賠償については、原発事故による一定期間の利用阻害により、行政的な作用による利益を享受ないし提供することができなかったことを損害とみなして、一律の基準による賠償を行うことが適当であるなどと整理されたこと等を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1649		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(祖父母、父母、子2名)の日常生活障害慰謝料について、申立人父の就労先が避難先に所在していたことを考慮して、申立人ら全員について平成24年9月以降も避難を継続したことの合理性を認め、同月分から平成26年3月分まで月額10万円が賠償されたほか、申立人祖父について平成23年5月分から平成23年9月分まで、申立人父について平成23年3月分から平成23年9月分まで家族別離が生じたことを考慮しそれぞれ月額3万円が、申立人母について家族別離が生じたこと及び乳幼児1名の世話をを行ったことを考慮して平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円ないし6万円が増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H31.4.2	全部和解成立日	R2.1.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.5～H23.9	※2
小計			2,050,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3～H23.9	※2
小計			2,110,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3～H25.3	※2
小計			2,740,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	700,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら（祖父母、父母、子2名）は、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に居住していたが、申立人C（父）の就労場所が原発事故により会津若松市に移転し原町区の自宅からでは通勤が困難となったこと等の事情を主張し、平成24年9月以降に係る日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、避難継続の合理性を認めるべき特段の事情が認められないと主張して争った。パネルは、原町区の自宅に帰還すれば申立人Cの通勤が困難となること等を考慮し、申立人らには避難継続の合理性が認められると判断し、申立人ら全員に対し、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円の慰謝料を認める和解案を提示した（なお、子である申立人E及びFについては、東京電力プレスリリース（平成25年2月4日付け）に基づき直接請求手続で支払済みの1人当たり35万円を控除した。）。

中間指針第3の6IV②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしており、中間指針第二次追補第2の1（2）IIIは、旧緊急時避難準備区域の相当期間について平成24年8月末までを目安とするとともに、同備考3が参照する同（1）の備考7が、相当期間経過後の特段の事情がある場合について、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、家族の別離が生じたこと及び乳幼児の世話を恒常的に行った者がいたこと等を主張し、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人ら各人に対し、直接請求手続において、平成23年3月分から平成24年8月分までの精神的損害として月額10万円を支払っており、これで十分であると主張して争った。パネルは、避難の過程で夫婦間、親子間及び孫・祖父母間に別離が生じた時期があること、申立人D（母）が原発事故時乳幼児であった申立人F（申立人C及びDの子。平成25年4月に小学校入学。）の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、日常生活阻害慰謝料について、申立人A（祖父）に対し息子家族との別離を理由に平成23年5月分から同年9月分まで月額3万円、申立人Cに対し妻子又は両親との家族別離を理由に平成23年3月分から同年9月分まで月額3万円、申立人Dに対し夫との別離を理由に平成23年3月分から同年5月分まで月額3万円及び乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由に平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたことや乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1650		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦について、1. 避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の通院慰謝料として、直接請求手続における既払金33万1800円とは別に79万5200円が追加して、2. 避難生活により過活動膀胱に罹患するなどした申立人妻の通院慰謝料として、直接請求手続における既払金24万7800円とは別に56万7200円が追加して、3. 申立人夫婦の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けており、また、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮して、直接請求手続における既払金127万5000円とは別に233万5000円が追加して、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H30.8.29	全部和解成立日	R2.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,127,000	H23.3～H26.5	※1
小計			1,127,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	815,000	H23.3～H24.8	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	414,700	H27.3～H28.2	※3
小計			1,229,700		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,610,000	H23.3～H30.3	※4
小計			3,610,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,966,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,854,600

※1 中間指針第3の5

申立人A(夫)は、避難生活により腰痛、めまい症等が生じたため通院を余儀なくされたと主張して〔診断書、電話聴取事項報告書〕、生命・身体的損害としての慰謝料を請求した。東京電力は、直接請求手続において通院慰謝料を支払済みであること(ただし、多数の請求に迅速に対応することが求められる直接請求手続の実情に鑑み、定型かつ緩やかな取扱いをしたものであって、通院と原発事故との相当因果関係を認めたわけではない。)、申立人Aの通院と原発事故との間には相当因果関係が認められないことを主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Aの通院と原発事故との間の相当因果関係を認め、平

成23年3月から平成26年5月までの通院慰謝料について、原発事故の影響割合を7割とし、赤い本を参考に算定した金額の7割相当額である112万7000円から直接請求手続における既払金33万1800円を控除した79万5200円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人B(妻)は、避難生活により過活動膀胱に罹患するなどしたと主張して〔診断書、電話聴取事項報告書〕、生命・身体的損害としての慰謝料を請求した。東京電力は、直接請求手続において通院慰謝料を支払済みであること(ただし、多数の請求に迅速に対応することが求められる直接請求手続の実情に鑑み、定型的かつ緩やかな取扱いをしたものであって、通院と原発事故との相当因果関係を認めたわけではない。)、申立人Bの通院と原発事故との間には相当因果関係が認められないことを主張して争った。パネルは、調査官の申立人Bに対する電話聴取の結果等を踏まえ、通院と原発事故との間の相当因果関係を認め、平成23年3月から平成24年8月までの通院慰謝料について、原発事故の影響割合を5割とし、赤い本を参考に算定した金額の5割相当額である81万5000円から直接請求手続における既払金24万7800円を控除した56万7200円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Bは、避難により原発事故発生当時の仕事を退職せざるを得なくなったと主張して、平成27年3月以降の就労不能損害を請求した。東京電力は、申立人Bが就労意思を有していたことを確認することができないと主張して争った。パネルは、平成27年3月から平成28年2月までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、申立人Aが原発事故発生当時、身体障害等級4級(下肢機能障害)〔身体障害者手帳〕であったところ、避難先において徒歩で移動することが増えたこと〔電話聴取事項報告書〕、申立人Bが避難先で申立人Aの介護を余儀なくされたこと〔電話聴取事項報告書〕、申立人らは原発事故発生当時、子2名と同居していたが、原発事故後当該子らと家族別離が生じたことを理由として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において身体に障害のある方に対する要介護増額分を支払済みであること、子らとの別離については原発事故との相当因果関係が不明であること、申立人らの主張が増額事由に該当しないこと等を主張して争った。パネルは、申立人らの主張に係る上記各事実を認定し、通常の避難者と比べて申立人らの精神的苦痛が大きいと認め、申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人Aの身体障害及び申立人Bによる介護を理由として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円の増額を認め、別途、子1名との家族別離を理由として平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円の増額を認める和解案を提示した(他の子1名との別離については原発事故との相当因果関係が不明であるとして対象外とした。)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、こ

の金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の4）

申立人A及びBは、避難費用（交通費）、生活費増加費用、一時立入費用、帰宅費用の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続で賠償済みであると主張して争つた。パネルは、直接請求手続において賠償済みであると認定し、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1651		
事案の概要	会津地方において材木の販売等を業としている申立会社の平成30年7月分から平成31年3月分までの営業損害(逸失利益)について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準とし、また、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わないで算定した額が賠償された事例(ただし、事故後に事業規模を縮小していること等に照らし、原発事故の影響割合を3割とする。)		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H31.2.18	全部和解成立日	R2.2.3
事故時住所	会津地方		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,117,807	H30.7～H31.3	※1
小計			1,117,807		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,117,807
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は会津地方で林業及び材木販売業等を営んでいたところ、風評被害によって売上げが減少したと主張して逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、対象期間の雑収入に計上された額のうち別事業に係る売上げも全て対象期間の売上げに含めるべきである、かかる方法により損害を算定すれば直接請求手続で既に損害額を超える金額を支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、売上げの減少と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、申立人の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準とし、また、対象期間の雑収入に計上された額のうち、林業における雑収入は対象期間の売上げに含め、別事業に係る売上げは対象期間の売上げに含めないで売上減少額を算定し、さらに、原発事故後に事業規模を縮小していること等に照らして、原発事故の影響割合を3割とした額を逸失利益として認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①viは、福島県において産出された農林水産物に係る、原発事故以降に現実生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1652		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら(父母及び子1名)について、避難費用及び生活費増加費用が賠償されたほか、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、両名合計で3万円の精神的損害(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	R1.8.13	全部和解成立日	R2.2.5
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	272,800	H23.3～H25.12	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	52,300	H24.1～H25.12	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	219,900	H23.3～H23.12	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	30,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	生活費増加費用	ホテル滞在に伴う増加分	24,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	49,700		※4
小計			648,700		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3～H23.12	※5
小計			30,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	958,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（父、追加申立て）、B（母）、C（未成年の子）は、自主的避難等対象区域（郡山市）で生活していたが、原発事故に伴い、申立人B及びCが、県外に短期間の避難を繰り返したことにより支出した避難費用及び生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの請求は、申立人らに対する既払いの賠償金に含まれるものであり、また、避難費用のうち宿泊費については、避難に伴い支出したものはいえず原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らによる説明〔電話聴取事項報告書、質問事項書に対する回答〕、提出された証拠〔領収証等〕等を検討し、平成23年3月から平成25年12月までの避難費用及び生活費増加費用等について合理的と認められる範囲の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

放射線測定器の購入費用について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として賠償を認めたものである。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、発達障害を抱える申立人Cが避難を強いられたこと、また、申立人Bも、発達障害を抱える申立人Cの養育をしながらの避難を強いられたこと等を理由として、精神的損害（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの主張する事情は、既払いの賠償金の範囲に含まれるものであると主張して争った。パネルは、申立人Cの発達障害の程度や避難先での申立人Cの養育の労苦等を考慮して〔診断書、電話聴取事項報告書、質問事項書に対する回答等〕、申立人B及びCについて、平成23年3月から同年12月までの慰謝料として、両名合計で3万円の精神的損害（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1653		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成23年3月に取り急ぎ設置した仮の宿舎と、同宿舎からは工事現場への職員の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年4月以降に設置した新たな宿舎について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用等が賠償された事例(当初の仮の宿舎については原発事故の影響割合を6割と、新たな宿舎については同割合を4割とする。)		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H29.12.28	全部和解成立日	R2.2.6
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	1,085,522	H23.4～H23.7	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	5,979,171	H23.4～H27.3	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	556,500	H23.4～H23.8	※2
小計			7,621,193		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,621,193
	弁護士費用	228,636
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていたところ、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成23年3月に取り急ぎ設置した仮の宿舎と、同宿舎からは工事現場への職員の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年4月以降に設置した新たな宿舎等について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用の賠償を求めた〔決算報告書、領収証、賃貸借契約書〕。東京電力は、原発事故によりこれらの宿舎等が必要になったとは認められないなどと主張して、相当因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故と追加的費用の支出の一部の間に相当因果関係があると判断した上で、当初の仮の宿舎については原発事故の影響割合を6割とし、新たな宿舎については影響割合を4割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(事業拠点移転費用)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故後、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、平成23年に工事現場で使用する放射線測定器を購入したとして〔請求書〕、購入費用の賠償を求めた。東京電力は、放射線測定器購入の必要性について説明を求めるなどして争った。パネルは、原発事故と放射線測定器購入の間に相当因果関係があると判断して、購入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（その他）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、平成23年に工事現場で使用するマスクを購入したとして、購入費用の賠償を求めたところ、東京電力は、相当因果関係を否定して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1654		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患を罹患して手術や入院をし、その後眼疾患も罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金(月額2万円)とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額1万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.1.30	全部和解成立日	R2.2.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,620,000	H23.3～H27.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	43,050	H23.5～H23.6	※2
小計			1,663,050		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	680,000	H23.3～H27.3	※1
小計			680,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,343,050
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)内に居住していたが、避難場所の移動回数が多かったことのほか、申立人Aは、避難中に心臓疾患及び眼疾患に罹患したこと並びに原発事故前から糖尿病を患っていたこと〔電話聴取報告書〕、申立人Bは、夫である申立人Aの介護を恒常的に行ったこと並びに不眠症及び高血圧症に罹患したこと〔診断書、通院証明書〕等を主張して、慰謝料の増額の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において日常生活阻害慰謝料の基礎部分について賠償済みであって、申立人らの請求は当該基礎部分に含まれるものであって既払金を超える損害はないと主張し、また、申立人らの避難場所の移動回数が多かったとの主張については直接請求手続において平成23年3月分及び同年4月分の2か月分について月額2万円の増額をしており賠償済みであることを、申立人Aの主張については、避難中に心臓疾患に罹患したことについてはこれを裏付ける資料がないこと、糖尿病を患っていたことについては通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいものと判断することは困難であり、また直接請求手続において生命・身体的損害として賠償済みであること、申立人Bの不眠症や高血圧症に罹

患したとの主張については原発事故との相当因果関係がないことをそれぞれ主張して争った。パネルは、申立人Aについて、平成23年3月から同年7月までの間に体育館等の避難所を含めて避難場所を6回変更することを余儀なくされ、また、その間の同年5月に申立人Aが心臓疾患のため救急搬送され入院、手術をしたこと、その後眼疾患にもり患したことから、同年3月分及び同年4月分は直接請求手続における避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円、同年5月分から同年7月分まで月額8万円、アパートに転居した同年8月分から平成26年4月に中古住宅を購入、転居し、その後生活が落ち着くまでの期間を考慮した平成27年3月分まで月額3万円、申立人Bについて、申立人Aと同様に避難場所を転々としたこと、申立人Aの看病・介護をしたことから、平成23年3月分及び同年4月分は直接請求手続における避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円、同年5月分から同年7月分まで月額6万円、同年8月分から平成27年3月分まで月額1万円の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと、避難所の移動回数が多かったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aの生命・身体的損害として、平成23年5月及び同年6月に申立人Aが入院した間に申立人Bが病院に通い、付添い看護をしていたことについて、看護料として自賠償基準の近親者看護料を基礎に算定した金額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1655		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(祖母、父母、子4名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、1. 避難により申立人祖母とその他の申立人6名との別離が生じたことを考慮し、申立人母に対し、別離が生じた平成23年3月分から申立人父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円。)が、2. 申立人母が避難先で乳幼児である申立人子のうちの1名の育児をしたことによる負担等を考慮し、申立人母に対し、上記1とは別に、平成23年3月分から同乳幼児が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万6000円。)が、3. 申立人子のうちの1名が避難期間中に妊娠・出産し、その後も避難生活を継続しながら申立外乳幼児の世話をしたことを考慮し、同申立人に対し、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.8.22	全部和解成立日	R2.2.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	7	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,602,000	H23.3~H27.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	762,000	H23.3~H25.3	※2
小計			2,364,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,680,000	H24.8~H29.3	※3
小計			1,680,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,044,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

原発事故時、居住制限区域(浪江町)で同居していた申立人ら(申立人A、Aの夫であるB、A及びBの子であるC、D、E及びF並びにAの母であるG)は、避難により申立人Gと、その他の申立人ら6人との間で家族別離が生じたため、精神的苦痛が増大した〔申立人A聴取事項報告書〕と主張して、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、(1)平成26年に、申立人Cが、申立人Aらが住む借上げアパートを出て、他の場所で生活をするようになったことから、申立人Aらの住居には余裕ができたはずであり、この時点で、申立人Gが申立人Aらの住居に移転して、別離状態を解消することが可能になったこと、また、(2)平成27年7月に、申立人A及びBは、避難先で移住用の住宅(一戸建て)を購入しており、これにより申立人Aらの住居は更に広がったことから、申立人Gがこの住居に移転することにより申立人Aらとの別離状態を解消することは、更に容易になったことから、少なくとも平成27年8月以降の申立

人らの別離は賠償の対象にならないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人らは、家族別離によりそれぞれ、互いを心配するなどの精神的負担を被り、中でも、母である申立人Gの手助けを失った状態で4人の子を育ててはならなくなった申立人Aの精神的負担の増大は特に顕著であったと認定して、申立人Aに対し、家族別離が生じた平成23年3月分から、申立人A及びBが避難先で移住用の住宅を購入した平成27年7月分まで、慰謝料基本金額の3割の増額（避難所での生活を余儀なくされた平成23年3月及び同年4月は月額3万6000円の増額、平成23年5月から平成27年7月までは月額3万円の増額。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（ただし、原発事故発生から6か月間のうち、避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたことで、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難による生活環境の変化や申立人Gとの別離により、子ら（申立人C、D、E及びF。なお、申立人Fは原発事故時に就学前であった。）の養育に苦勞するようになった〔申立人A聴取事項報告書〕として、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aを含む申立人らそれぞれには、既に中間指針に基づく日常生活阻害慰謝料を賠償済みであり、また、中間指針に定められた避難等に係る慰謝料は最低額の基準として定められたものではなく、原発事故によって避難等対象者に生じた精神的苦痛を、被害状況に応じて典型的・包括的に考慮して、多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りる水準のものとして定められたものであるため、申立人Aの避難に基づく精神的苦痛についても、既に十分に補填されていると主張して争った。パネルは、避難による急な生活環境の変化によって、原発事故当時幼児であった申立人Fもそれ以外の子らも、それぞれ新たな生活環境に適應する過程で大きな悩みを抱えたり、体調を崩してしまったりするなどしており、一日も早く子らが心身共に健康に暮らすことができるようにと心を砕きながら、幼児である申立人Fを含め4人もの子の養育に当たらねばならなかった申立人Aの精神的負担は、通常の避難者と比べて大きく賠償に値するものであると認定して、申立人Aに対し、避難を開始した平成23年3月分から申立人Fが小学校に入学する前の月である平成25年3月分まで、慰謝料基本金額の3割の増額（避難所での生活を余儀なくされた平成23年3月及び同年4月は月額3万6000円の増額、平成23年5月から平成25年3月までは月額3万円の増額。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことで、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にも慰謝料の増額を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故後妊娠し、平成25年1月、避難先において出産したが、生まれ育った土地ではない場所での妊娠・出産や、その後の育児に苦勞したことにより、通常の避難者よりも大きな精神的苦痛を被った〔申立人A聴取事項報告書〕と主張して、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、慣れない場所での妊娠・出産や育児であっても、インターネットや行政等から、育児等に関する情報を得ることは可能であったことから、慣れない場所での妊娠・出産や育児によって申立人Cが通常の避難者より大きな精神的苦痛を被ったとは認められないと主張して争った。パネルは、避難先は、申立人Cにもその家族にも全くなじみがなく、また、親族や親しい知人等もいない土地であり、そのような環境の中で初産、育児に臨むことには、通常

の状況での妊娠・出産や育児の場合よりも大きな努力を必要としたといえ、それにより、申立人Cの避難生活は、通常の避難者よりも大きな精神的苦痛を伴うものになったとして、申立人Cに対し、出産の6か月前である平成24年8月から、申立人らの原発事故時居住地の避難指示が解除された平成29年3月まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことや、懐妊中であったことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に慰謝料の増額を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1656		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた被相続人(祖父)及び申立人ら(祖母、息子夫婦及び孫)のうち被相続人及び申立人祖母の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由(身体障害等級3級、要介護2)であったこと等から避難をすることができず、避難した息子夫婦及び孫と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められたほか、平成25年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用の一部の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第11の1(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.9.2	全部和解成立日	R2.2.12
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		600,000	H25.2、H25.7	※1
小計			600,000		

申立人A、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.3～H23.9	※2
小計			480,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,080,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人Aは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に自宅を有し、家族(申立人B、C及びD)と共に居住していたが、自宅の放射線量が比較的高く、家族に女子児童がいたため、平成25年に施工会社に依頼し、表土除去と砂利敷きや庭木伐採等を行ったとして、同社に支払った外構工事費用〔領収証〕のうち除染作業と関係のある約120万円の賠償を求めた。東京電力は、除染前線量(0.61μSv/h)〔写真〕や除染後線量(0.10μSv/h)〔写真〕が、政府が避難指示等の基準とする年間被曝線量20ミリシーベルトに相当する3.8μSv/hを下回っており、除染の必要性は必ずしも高くないこと、除染が原発事故から相当期間が経過した平成25年に実施されており、東京電力プレスリリース(平成26年9月18日付け)で公表した自主的除染の賠償対象期間を経過していること、「南相馬市除染実施計画(第3版)」が予定している除染の具体的方法によって除染が実施されていないことから、除染の必要性及び合理性が認められないと主張して争った。パネルは、申立人からの事情聴取の

結果等を踏まえて、除染の必要性を認め、申立人Aの請求金額から除染以外の費用と評価できる部分を除いた60万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故により地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の自宅から避難する際、申立人A（父）、B（母）、C（子）、D（祖母）及びDの夫（祖父、平成23年12月死亡）の家族全員で避難しようとしたところ、申立人Dは足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難することができず、Dの夫と共に自宅に残ることになったため、家族の別離が生じたとして精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、家族別離については、直接請求手続において精神的損害の賠償がされており、家族別離が生じた期間が2週間程度と比較的短期間であるため、家族別離によって他の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいといえる事情があったか明らかではないと主張して争ったが、申立人Dが要介護2〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、Dの夫が身体障害等級3級〔身体障害者手帳〕であったことから、それぞれ平成23年3月から平成23年9月まで月額1万5000円の精神的損害の増額分を賠償することを認めた。申立人Dの夫の相続人である申立人E（申立人Dとその夫との間の子）が追加申立てにより申立人となった上で、パネルは、同居していた申立人A、B及びCや隣人が避難し、介護施設のサービスも利用することができない中、自らも身体障害等級3級であった申立人Dの夫が、独力のみで申立人Dの介護をすることを強いられたこと〔電話聴取報告書〕等から、申立人D及びDの夫について、通常の避難者と比べて精神的負担が大きかったと判断し、兩人らだけでの生活を強いられた平成23年3月は月額6万円、申立人A、B及びCが戻った平成23年4月分から平成23年9月分までは月額3万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体の障害があること、家族の別離が生じたことなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1657		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら(父母及び子3名(うち1名は原発事故後に出生))について生活費増加費用(家財道具購入費用等)、平成27年3月分までの避難費用(住居費、一時帰宅費用等)が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母については平成27年3月分までの避難雑費が、会社員であった申立人父については避難に伴う失職により減収が生じた2か月分の就労不能損害が、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母については6か月分相当額の営業損害がそれぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク	第10の2(3)ケ	

2 基本情報

申立日	H31.3.28	全部和解成立日	R2.2.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	517,227	H23.3～H23.4	※1
小計			517,227		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・避難実行	逸失利益	651,333	H23.3～H23.9	※1
小計			651,333		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	25,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	75,660	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	241,088	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	100,000	H23.3～H24.8	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	19,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難費用	住居費	1,595,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,964,000	H24.1～H27.3	※2
小計			4,019,748		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,188,308
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	880,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、原発事故当時、福島市に居住していたところ、自主的避難の実行に伴い勤務先を退職したとして、逸失利益〔通帳〕の賠償を求め、申立人B(申立人Aの妻)は、福島市で個人事業を営んでいたところ、自主的避難の実行に伴い休業したため(最終的には、廃業した。)、売上げがなくなったとして、同じく逸失利益〔所得税の確定申告書、所得税青色申告決算書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人A及びBが原発事故当時居住していた福島市は自主的避難等対象区域であり、避難を余儀なくされたわけではないため、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人A及びBの各逸失利益との間に相当因果関係を認め、申立人Aについては中間収入を控除した上で平成23年3月から同年4月までの賠償を認める和解案を提示し、申立人Bについては平成23年3月から同年9月までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行に伴い負担した避難費用及び生活費増加費用について賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続には合理性がない、中間指針等に定められた基準により支払った金額に含まれており、当該金額を超えて支払うべき事情は見受けられないと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、申立人らに対し、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用及び生活費増加費用並びに平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費を相当な金額の範囲内で認める和解案を提示した(避難雑費の算定については、成人である申立人Aは除き、また、申立人Bは妊娠期間中、平成25年生まれの申立人Eは出生月以降の期間にそれぞれ限った上で、1名当たり平成26年3月までは月額2万円、平成26年4月以降は月額1万4000円。)

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の7)

申立人Bは、廃業に伴って明け渡すこととなった賃借物件の原状回復費用等の追加的費用の賠償を求め、東京電力は、いずれも相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、相当因果関係が認められないなどとして、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3)

平成28年出生の申立人Fは、避難費用及び生活費増加費用の賠償を求め、東京電力は、平成24年9月以降の避難継続には合理性がないと主張して争った。パネルは、申立人Fについては出生時期に鑑みて和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1658		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母、子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、1. 申立人母について、申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分につき月額9万6000円、同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、2. 申立人子2名について、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.3.22	全部和解成立日	R2.2.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,542,000	H23.3~H28.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	830,550	H24.8~H24.12	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	38,880	H27.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	1,000	H31.8	※4
小計			2,412,430		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,122,000	H23.3~H26.3	※1
小計			1,122,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,122,000	H23.3~H26.3	※1
小計			1,122,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,656,430
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B(原発事故時12歳)及びC(原発事故時10歳)は、原発事故時、浪江町に居住していた母子家庭の世帯であるところ、原発事故により申立人Aの両親及び義両親らと共に避難を余儀なくされ、申立人Aは、子である申立人B及びCのみならず両親らの面倒を見ながらの避難生活となり、勤務先の閉鎖により収入が絶たれたため避難先で新たに就労して1人で世

帯の収入を支え続け、申立人B及びCは、避難所で感染症等により患したほか、避難先の学校になじめず通学に伴う精神的な負担も増大し、特に申立人Bは避難先の学校でいじめを受け精神的に不安定となるなど、過酷な避難生活を強いられたとして〔申立人A作成の質問書兼回答書、電話聴取事項報告書〕、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求における既払金により賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人らの精神的苦痛の増大を認め、申立人Aについては、平成23年3月分として9万6000円、同年4月分として3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円の合計154万2000円の増額を認め、申立人B及びCについては、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分として月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円の合計112万2000円ずつの増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難生活に適応が困難な客観的事実があつて、他の増額すべき事柄と同程度以上の困難さがあり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故による避難に伴い、仮設住宅から借上げ住宅に転居する際に買い足した家財並びに申立人B及びCの通学のために新たに必要となった自転車の購入費用の賠償を請求し、パネルは、いずれについても購入の必要性及び金額の相当性があるとして、請求額全額の賠償を認めた。

※3 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故による避難に伴い支出した引越費用の賠償を請求し、パネルは、直接請求における既払金を控除した範囲で賠償を認めた。

※4 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故による避難を原因として体調不良に陥り通院を余儀なくされたことを示す資料として提出した診断書の取得費用の賠償を請求し、東京電力も請求額どおりの金額を認めた。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第1の4、第3の5、第3の8、第3の10）

申立人Aは、原発事故により経営者が避難したため勤務先が閉鎖し就労できなくなったことによる就労不能損害、原発事故による避難により体調不良となったことによる生命・身体的損害、子である申立人B及びCが原発事故前に通っていた習い事を辞めざるを得なかつたことによる損害、直接請求における一般家財の定額賠償額について、子である申立人B及びCについても大人と同額で賠償すべきであるとして、大人2人分の加算額と既払金である子2人分の加算額との差額の賠償をそれぞれ請求したが、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1659		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市)に居住し自家消費用の野菜を栽培していた申立人が、避難したことにより自家栽培をすることができなくなって増加した食費について、仮に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して自家栽培は断念せざるを得なかったであろうことを考慮して、避難継続の合理性が認められた期間を超えて、平成27年3月分まで賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ		

2 基本情報

申立日	R1.8.2	全部和解成立日	R2.2.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	318,500	H23.3～H27.3	※1
小計			318,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	318,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、原発事故前、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自己所有の畑において自家消費用の野菜を栽培していたが、原発事故後、避難したことで野菜を栽培することができず、購入する必要が生じたために食費が増加したと主張して生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前に野菜を栽培していた事実を確認することができないこと、原発事故後に増加した食費の金額が明らかではなく損害額が確認できないこと及び食費を含めた生活費増加費用については、「避難生活等による精神的損害」の賠償額に含めた一定額として支払っており、これを超える損害が発生したとは認められないことを主張して争った。パネルは、調査官による事情聴取の結果等から、原発事故前に申立人が自家消費用の野菜を栽培していたことを認定し、仮に南相馬市原町区の自宅に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して野菜の栽培をすることは断念せざるを得なかったであろうこと等を考慮して、避難を実施した平成23年3月分から平成27年3月分まで月額6500円の生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合のみ賠償の対象とし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2、中間指針第3の6、中間指針第3の7、中間指針第3の8、中間指針第3の10)

申立人は避難費用としての交通費等、精神的損害、営業損害、就労不能損害及び財物損害の賠償を請求したのに対し、東京電力はこれらの損害について損害額が明らかではないなどと主張して争った。パネルは申立人のこれらの損害について申立人からの追加資料の提出がなかったこと等を理由に和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1660		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害(逸失利益及び追加的費用)について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の2割に当たる額と伐採時である平成27年5月から令和元年5月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の8割に当たる額の合計額に原発事故の影響割合を考慮して7割を乗じた額が既払金(伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額)を控除した上で賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H29.9.27	全部和解成立日	R2.2.28
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		12,398,820		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,129,520	H27.5～R1.5	※2
小計			13,528,340		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,528,340
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	4,514,379

※1 中間指針第3の7

申立人は、緊急時避難準備区域(田村市)に農場等を有し、造園や緑化木の育成販売業等を営んでいたところ、原発事故前から販売用に育成していた緑化木が、原発事故の影響で販売、管理が不能になり伐採を強いられ廃棄せざるを得なくなり、前回の申立てにおいて、緑化木の伐採、廃棄分の賠償を受けたが十分な賠償ではなかったと主張して、損害の算定方法を見直すことによる営業損害(逸失利益)の追加賠償を請求した。東京電力は、伐採、廃棄した緑化木については前回の申立てにおいて賠償済みであり、賠償済みの金額を超える賠償は、原発事故と相当因果関係のある損害と認めることが困難であると主張して争った。パネルは、申立人が本申立てにおいて新たに提出した資料〔内訳明細書、注文書、建設物価〕及び申立人からの事情聴取の結果等〔電話聴取事項報告書、照会事項書〕を踏まえて、伐採した緑化木に係る逸失利益の算定方法の見直しを認め、伐採した緑化木全体のうち、管理育成によって再生可能である根が8割程度の割合であったこと等から、逸失利益の算定の際にはその割合を控除し、伐採した緑化木に係る逸失利益全体の2割に当たる金額に、原発事故の影響割合(7割)を乗じた上で、前回の申立てにおける賠償金額を控除した金額の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、その事業に使用が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

※ 2 中間指針第 3 の 7

申立人は、緊急時避難準備区域（田村市）に有していた農場において、原発事故前から育成していた販売用緑化木が、原発事故の影響で販売、管理が不能になり伐採、廃棄を余儀なくされたとして、伐採した緑化木を再生させるために生じた剪定費用、肥料代等の営業損害（追加的費用）の賠償を請求した。東京電力は、剪定費用や肥料代等は原発事故の有無にかかわらず発生する費用であり、原発事故と相当因果関係が存在しないこと、また、申立人が主張する費用について客観的な資料の提出がないなどと主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料〔連絡書、回答書〕及び申立人からの事情聴取の結果〔電話聴取事項報告書〕等を踏まえて、原発事故と原発事故によって伐採した緑化木を再生させるための管理育成等に要した費用の支出との間に相当因果関係を認め、賠償期間を、伐採時である平成 27 年 5 月から令和元年 5 月までとし、伐採した緑化木のうち、再生が可能である緑化木の割合を 8 割と認定して、管理育成等に要した費用の 8 割を損害の対象として認め、その金額に原発事故の影響割合（7 割）を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第 3 の 7 II は、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1661		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において本件事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかったため平成23年8月から平成30年1月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H31.3.4	全部和解成立日	R2.3.2
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	1,620,000	H23.8~H29.7	※1
小計			1,620,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,620,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故により避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)からの避難を余儀なくされたところ、原発事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかったため、平成23年8月から平成30年1月まで東京都在住の親族に預け、その謝礼として月額10万円を支払っていたとして、東京都在住の親族に支払った謝礼780万円(月10万円×78か月)の賠償を請求した。東京電力は、申立人の親族がペットを預かったことは親族間の情誼の念に基づくものであり、謝礼を支払ったことを損害と評価することはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人による親族への謝礼の支払を避難に係る損害と認定し、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から避難指示解除後相当期間の経過時である平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円の賠償を認める和解案を提示した〔事情説明書、預金通帳、払戻請求書による振込受付書〕。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1662		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、同区域(檜葉町)で勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の移転に伴い県外へ避難したが、勤務先が県内には戻らないことが決定したため平成25年6月に同勤務先を退職し、同年11月に再就職したことを考慮し、同年8月から平成28年12月までの就労不能損害(事故前収入との差額に、原発事故の影響割合として平成25年8月から同年12月までは10割、平成26年は8割、平成27年は5割、平成28年は3割を乗じた額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H30.12.28	全部和解成立日	R2.3.3
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,826,242	H25.8~H28.12	※1
小計			2,826,242		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,826,242
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3

申立人は、避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、同区域内(檜葉町)の勤務先で勤務していたが、原発事故後、勤務先が仮移転という形で福島県外に事業所を移転したことに伴い、申立人も勤務を継続するため、同勤務先の移転先近郊に避難した。その後、勤務先が檜葉町の事業所の閉鎖を決定したため、申立人は平成25年6月に同勤務先を退職し、同年11月に別の勤務先に再就職したところ、再就職後の収入が原発事故前の収入より減少したと主張して、平成28年12月までの就労不能損害(減収分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人が、檜葉町の事業所の閉鎖の決定及び申立人からの退職に関する質問に対する東京電力の回答書の交付から半年経過した平成25年6月に勤務先を退職したことは、申立人の自主的な判断であり、同年7月以降の申立人の減収について、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人からの提出資料及び調査官による事情聴取の結果を踏まえて、申立人の再就職後の減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、原発事故前の収入と再就職後の収入〔源泉徴収票〕の差額を基準とし、賠償期間を平成25年8月から平成28年12月まで、原発事故の影響割合を、平成25年8月から同年12月までは10割、平成26年は8割、平成27年は5割、平成28年は3割として損害を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第2の3 Iは中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1663		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人母の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、妊娠中であり、後には乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、月額3万円(ただし、平成23年3月分から同年6月分までについては、家族別離が生じていたことを併せて考慮して、月額6万円又は7万2000円)が、申立人父の平成23年3月分から同年6月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、家族別離が生じていたことを考慮して、月額3万円又は3万6000円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.9.13	全部和解成立日	R2.3.3
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	126,000	H23.3~H23.6	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	68,000	H23.5~H24.5	※2
小計			194,000		

申立人B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,682,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,682,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,876,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、居住制限区域(浪江町)に居住し、原発事故によって避難したが、避難中に家族別離が生じたこと等について支払済みの精神的損害に対する賠償額は不十分であると主張して、妥当な額の支払を求めた。東京電力は、申立人らに対する精神的損害は全て賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Bについては、その夫である申立人Aの仕事の都合上、平日は申立人Aと離れて避難せざるを得なかったこと並びに避難中に妊婦であったこと及び平成23年以降に申立人Cら3名を出産して乳幼児の世話をしながら避難を継続していた事情を考慮して〔質問事項書、電話聴取事項報告書〕、申立人C、D及びEの分と合わせた精神的損害の増額分として平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から同年6月分までは月額6万円、同年7月分から平成30年3月分までは月額3万円の増額を認め、申立人Aについては、平日は家族と離れて避難せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害の増額分として平成23年3月分は3万6000円、同年4月分から同年6月分までは月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたこと、懐妊中に避難したこと、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難指示区域に居住する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、本件の一時立入りが賠償の対象となることに争いが無いことを踏まえて和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人A及びBは、避難先で購入した物品等の購入費用及び家族間移動費用等の支払を求めたところ、東京電力は、直接請求で賠償済みであると主張して争った。パネルは、いずれも直接請求で賠償済みであるとして、和解の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人A及びBは、原発事故による避難の際に持ち出しができなかった音楽機材の財産価値の減少分について妥当な額の賠償を求めたところ、東京電力は直接請求で賠償済みであると主張して争った。パネルは、直接請求で賠償済みであるとして、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1664		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活をし、また、同自宅に家財を保管していたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料及び40万5000円の財物賠償(家財)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の12(2)オ(ア)

2 基本情報

申立日	R1.9.30	全部和解成立日	R2.3.3
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,280,000	H23.3~H29.6	※1
全部和解	財物損害	家財	405,000		※2
小計			2,685,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,685,000
	弁護士費用	80,550
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故時、避難指示等対象区域外に単身赴任中であつたが、生活の本拠は南相馬市小高区にあつたと主張して平成23年3月から平成30年3月までの精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の生活の本拠は単身赴任先であるため、中間指針の定める避難等対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人が出生以降一時期を除いて南相馬市小高区で生活し同区内に自宅を有していたこと〔全部事項証明書〕、原発事故当時は妻子を自宅に残して単身赴任をしていたものの毎週末及び長期休暇等には自宅で生活していたこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から申立人が避難指示等対象区域外に新築住宅を購入して転居した平成29年6月分まで月額3万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] 及び中間指針第3の6は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたもの(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害であると定めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、避難指示等対象区域外に単身赴任中であつたが、生活の本拠である南相馬市小高区内の自宅に家財の大半を置いたままにしていたと主張し、これらの家財について、原発事故によりその価値が喪失したと主張して財物損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人は原発事故時に単身赴任先に住んでおり、申立人の自宅は申立人の妻子の世帯であつてこれにつ

いては賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人が毎週末及び長期休暇等には自宅で生活をしてきたこと、単身赴任先の住居は家具・家電付きのものであったこと等から、申立人が自宅に家財の多くを置いたままにしていたと認定し、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準においては大人1名が増えるごとに45万円を加算することとしているところ、かかる基準のほか、申立人が家財の全てを実家に保管していたわけではなく単身赴任先においても利用、保管しているであろうこと等を総合し、その損害額を40万5000円と算定し、同額の家財賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1665		
事案の概要	県南地域(白河市)においてしいたけ栽培業等を営む申立人のしいたけに係る平成30年分の営業損害(逸失利益)について、ほだ場に置いていたほだ木が放射性物質に汚染され、その廃棄することが困難であって、また、他にほだ場となるべき土地を有していないことから、依然として栽培を再開することができなかつたとして、申立人の米栽培事業が、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	R1.9.24	全部和解成立日	R2.3.13
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		682,084	H30.1～H30.12	※1
小計			682,084		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	682,084
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、県南地域(白河市)において原木しいたけの露地栽培(以下「しいたけ栽培」という。)及び米栽培事業を行っていたところ、原発事故によって放射性物質に汚染されたほだ木の廃棄が未了であり、平成31年4月時点でも収穫したしいたけから基準値を超える放射性物質が検出されたため出荷することができず〔スクリーニング検査結果票〕、他にほだ場となるべき土地を有していなかつたことから、しいたけ栽培を再開することができないと主張して、平成30年1月から同年12月までのしいたけ栽培に係る営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、放射性物質に汚染されたほだ木を廃棄してしいたけ栽培を再開することは可能であること、また、申立人の米栽培事業が原発事故後に増収となっていることから損害が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人のほだ場に置かれていた汚染ほだ木が、環境省により令和元年になって約半年かけて搬出されたことや〔一般廃棄物等収集運搬に係る確認表〕、申立人が他にほだ場となるべき土地を有していると認められないこと等から、平成30年時点で申立人がしいたけ栽培を再開することは困難な状況にあったと判断し、しいたけ栽培が再開できないことと原発事故との間に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を9割として損害を算定した和解案を提示した。また、米栽培については、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期が異なること等を考慮し、しいたけ栽培が再開できないことに係る営業損害の算定では考慮しないと判断した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が

あった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1666		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において主に菌床シイタケ栽培業者向けのおが粉の製造販売業等を営む申立人について、原発事故の影響によりおが粉の安全性を証明するための放射線検査の実施を余儀なくされたとして、平成29年7月から平成31年3月までに支出した同検査費用及び同検査実施のためのおが粉運搬費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の11(2)		

2 基本情報

申立日	H30.5.29	全部和解成立日	R2.3.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	6,760,000	H29.7～H31.3	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	15,367	H29.7～H31.3	※1

小計 6,775,367

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,775,367
	弁護士費用	203,261
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の9

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において、山林から木を伐採し、主に菌床しいたけ栽培業者向けのおが粉の製造販売業等を営む法人であるところ、原発事故によって、おが粉の安全性を証明するための放射線検査費用及び検査のための持ち込み運搬費用(ガソリン代。以下、これらを併せて「検査費用等」という。)の支出を余儀なくされたと主張して、営業損害(追加的費用)の賠償を請求した。東京電力は、生産業者のみが検査費用等を負担せざる得ない状況にあるとはいえない、仮に検査費用等の賠償を認めるとしても、原発事故の影響割合が3割を超えるものではないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人が検査費用等の支出を余儀なくされることはなかったと判断して、原発事故と検査費用等の支出に相当因果関係を認め、賠償期間を平成29年7月から平成31年3月までとして、検査費用については、おが粉以外の検査費用を控除した金額の賠償を認め、持ち込み運搬費用については、同費用のうち、おが粉以外の検査に係る割合を17%と認定して、その割合を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した〔請求書、納品書、検査持込料明細〕。

中間指針第3の9は、対象区域内にあった商品を含む財物について、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用(検査のための運送費等の付随費用を含む。)は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1667		
事案の概要	岩手県において陶芸用の薪を加工、販売する申立会社が実施した、樹皮を剥ぐ方法による薪の除染費用について、作業の必要性や資料の提出状況等を考慮し、平成30年8月分から令和元年7月分までの除染に要した費用の概ね3分の1に当たる額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	R1.8.1	全部和解成立日	R2.3.19
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	160,000	H30.8～R1.7	※1
小計			160,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	160,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県で同県の山林から調達した木材を陶芸用の薪に加工して販売する事業を営んでいたところ、原発事故後、取引先からの要望により、放射線量を低減させることを目的として薪の樹皮を剥ぐ作業を行わざるを得なかったとして、同作業に係る人件費相当額の損害〔納品書、損益計算書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人の作業量が合理的な範囲を超えている、請求額に相当性が認められない、仕入先を変更するといった損害回避、損害軽減措置をとることができたなどと主張して争った。パネルは、取引先からの要望が継続していることを重視して作業の必要性を認めた上で、原発事故から相応の時間が経過しており、作業の必要性の程度が下がっていることや、申立人が主張する賠償請求額の相当性を判断する客観的資料が不足していること等を理由に、本申立ての請求期間である平成30年8月から令和元年7月までの間、原発事故の影響割合を一律約3分の1として賠償額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2IV及び同第7の1IV①は、林業において、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合、必要かつ合理的な範囲の除染費用は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、中間指針第三次追補第2I①viは、岩手県において産出された薪に係る損害については、上記指針に定める損害類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1668		
事案の概要	栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成23年8月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成28年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約90%に相当する3500万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H30.10.26	全部和解成立日	R2.3.24
事故時住所	栃木県鹿沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	35,000,000	H28.6～H28.7	※1
小計			35,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	35,000,000
	弁護士費用	1,050,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、栃木県鹿沼市で腐葉土の生産及び販売等を業として営んでいたが、原発事故によって、生産中の腐葉土から農林水産省が設定した暫定許容値を超える放射性物質が検出されたため、栃木県の指示に基づき、平成23年8月当時生産し、又は取引先から回収した腐葉土等を廃棄処分せざるを得なかったと主張して、これに係る廃棄費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人が廃棄したと主張する腐葉土等の数量を確認することができない、仮に廃棄量を確認することができたとしても放射性物質が暫定許容値を下回る腐葉土については廃棄をする必要はないなどと主張して争った。パネルは、腐葉土については暫定許容値を下回っていたとしても、生産、出荷等を行うことが自粛の対象であったこと〔栃木県担当者のメール文書〕、腐葉土の生産工程、原材料の仕入実績及び出荷実績等を総合すると、申立人が主張する腐葉土の数量を概ね確認することができる判断し、申立人の請求金額の約9割に相当する処分費用を賠償する旨の和解案を提示した。

中間指針第5の1 IIは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第5の1）

申立人は、原発事故による農林水産省の指示に基づき廃棄した腐葉土の原材料購入費用の賠償を求め、東京電力は、申立人が購入した原材料のうち、廃棄したものと使用されたもののそれ

ぞれの数量が不明であるなどと主張して争った。パネルは、原材料のうち廃棄されたものの数量についての立証が不十分であるなどと判断して、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1669		
事案の概要	平成22年秋に設立され、直接請求手続においては東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償として、定額賠償の年額60万円の2倍分の賠償を受けた申立会社について、申立会社の代表者の経歴等に照らせば少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることが可能であったとして、同返済金による額を基に算定した年間逸失利益の2倍分(直接請求手続における既払金120万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R1.8.21	全部和解成立日	R2.3.24
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,760,000		※1
小計			1,760,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,760,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、平成22年秋に相双地域で不動産業を開業した〔決算報告書〕ところ、原発事故により事業所所在地に避難指示が出され、平成27年2月末においても避難指示が解除されず、解除の目途も立っていないため、営業の再開が不可能となり、平成27年3月以降も逸失利益が発生しているとして、前件申立てで合意した算定方法による年間逸失利益〔前件の和解契約書〕の2倍相当額から直接請求で支払済みの平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく逸失利益120万円を控除した額の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益については、事業開始直後に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないこと、4年分の逸失利益を賠償済みであり、既に十分な賠償を行っていること等から、平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づく逸失利益の賠償を行うに当たっては、年間逸失利益を直接請求における定額賠償額の60万円とするべきであると主張して争った。パネルは、口頭審理期日において、申立人の代表者の経歴等に照らせば少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることが可能であったとして、前件申立てと同様に同返済金による額を基に損害額を算定する予定であると告知し、その後の当事者とのやり取りを経た結果、最終的には東京電力も前件申立てで合意した算定方法を用いることに同意したため、パネルは同内容の和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、総括基準(営業損

害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について) は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1670		
事案の概要	自主的避難等対象区域から避難した申立人ら(父、母、子及び別世帯の祖父)について、避難費用、生活費増加費用等が賠償されたほか、脳梗塞により入院中であった申立外祖母の原発事故に伴う転院先の確保や介護等を担った申立人母につき、精神的損害(増額分)として4万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	R1.7.4	全部和解成立日	R2.4.1
事故時住所	相馬市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	899,493	H24.12~H25.5	※3
小計			939,493		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	11,200	本件事故発生当初の時期	※4
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	44,800	本件事故発生当初の時期	※4
小計			96,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	20,800	H23.3～H27.3	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	6,930	H24.1～H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	696,160	H23.3～H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	570,000	H23.3～H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	100,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	避難雑費		738,000	H24.1～H27.3	※4
全部和解	除染費用等	線量計購入費	14,000	H23.3～H23.12	※4
小計			2,145,890		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,461,383
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	840,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難等対象区域（相馬市）から避難したが、申立人A（母）、B（父）、D（祖父）について、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償と認め、18歳以下である申立人C（子）について、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償と認めたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）

申立人Aは、脳梗塞を患い避難指示区域内の病院に入院していた母が原発事故により強制転院の上で避難することとなったことから、混乱の中で県外に母の転院先を探し、見知らぬ土地で乳幼児である申立人Cを抱えて母の付添看護をしながらの自主的避難は大変であったとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害の賠償として支払済みの金額を超えて支払うべき事情は見受けられないと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等から、申立人の精神的苦痛に対する慰謝料の増額（平成23年3月から同年12月までの増額分として4万円。）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）

申立人Bは、原発事故により避難していた申立人A及びCと同居するために勤務先を退職し転職したことにより給与等が減収した〔源泉徴収票、給与明細〕として、就労不能損害（減収分）の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降は避難の合理性がないと主張して争った。パネルは申立人Bの就労不能損害について、原発事故との相当因果関係を認め、申立人Bが転職した平成24年12月から平成25年5月までの6か月間分について給与等の減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故前は、申立人A（妻）、B（夫）及びC（申立人A及びBの子、乳幼児）が福島市に居住し、申立人D（申立人Aの父）は、妻（申立人Aの母）及び妻が介護を行う妻の両親と共に相馬市に居住していたところ、申立人Dの妻が、原発事故の数日前に脳梗塞により避難指示区域内の病院に入院したが、原発事故により強制転院、避難を余儀なくされたため、申立人らは一緒に申立人Dの妻の転院先を求め新潟県に避難したものの、申立人Dは妻の両親が高齢と疾病のため避難を断念していたことから介護のために自宅に戻り、また、申立人Bは仕事のために自宅に戻ったため、申立人Aは避難先で乳幼児である申立人Cを世話しながら母（申立人Dの妻）の付添看護をするために避難を継続することになったとして、避難費用（移動交通費等）、二重生活による生活費増加費用（家財購入費等）、家族間面会交通費、線量計購入費等の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の自主避難の避難継続の合理性が認められるためには特段の事情が必要であるが本件では特段の事情が存在しない、既払金を超えた賠償は困難であるなどと主張して争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等から、申立人らの避難と原発事故との相当因果関係を認め、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び線量計購入費のほか18歳以下である申立人Cに係る避難雑費（平成24年1月から平成26年8月まで月額2万円、同年9月から平成27年3月まで月額1万4000円）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1671		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の平成23年3月分から申立人子が小学校に入学する前月である平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人母が当時乳幼児であった申立人子の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して223万円(平成23年3月分及び同年4月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を遣うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額5万円。同年5月分以降は月額3万円)が、申立人父の平成23年5月分から平成24年3月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、避難により申立人母子と別離が生じたことを考慮して27万円(月額3万円とし、原発事故がなくとも別離が生じていたであろう期間があることを踏まえ9か月分とする。)がそれぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.2.26	全部和解成立日	R2.4.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.5~H24.3	※1
小計			270,000		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,230,000	H23.3~H29.3	※2
小計			2,230,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、居住制限区域(浪江町)に居住していたが、申立人Aは、原発事故後、長期出張が増え、平成23年5月から平成24年3月まで長期出張を余儀なくされ家族の別離が生じたとして、妥当な額の日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、申立人Aの出張中の住居及び期間を確認できる資料がなく家族別離の認定が困難な上、申立人Aは原発事故前から長期出張を伴う勤務をしており、その主張する家族別離全てが原発事故に起因するものではないと主張して争った。パネルは、申立人Aの当時の滞在場所宛での郵便物等により家族別離の事実を認定した上、平成23年5月分から平成24年3月分までの11か月分から、原発事故前の標準的な年間出張期間である2か月分〔経歴書〕を控除した9か月分について月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常

の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Aの妻）及びC（申立人AとBの子）は、原発事故後、申立人Aと別離した上、申立人Bにおいては原発事故前は申立人Bの実家の近くに居住し、乳幼児である申立人Cの世話を申立人Bの両親の助力が得られたのに、避難によりそれが得られなくなったと主張して、妥当な額の日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、申立人Cが保育園に通園を開始した以降は申立人Cの世話は相対的に楽になったはずであると主張して争った。パネルは、平成23年5月から申立人Cが小学校に入学する前月である平成29年3月までの間について、申立人Bが申立人Cの世話を申立人Bの実家の助力を得ることが困難な状況であったことは不変である一方、申立人Bの生活上の困難の増大の程度等については時期により相違があることから、その期間について申立人B及びCの申立人Aとの別離という増額要素の部分も含めて平準化し、月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分を申立人B及びCに共通する損害として認める和解案を提示した。その上で、パネルは申立人B及びCが避難所に避難した際に他の避難者に気を使わなければならなかったこと及び離乳食の入手に苦勞したこと等の苦難は、上記のように平準化した苦難の中で評価され尽くされていないとして、申立人B及びCが避難所に避難した2か月間である平成23年3月分及び同年4月分については月額5万円ずつを増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行った、又は、避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1672		
事案の概要	栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、販売先から放射能検査結果の提出を求められていたことや栃木県の放射能対策作業マニュアルにおいてもおが粉の購入時における汚染状況の確認が求められていること等を考慮し、平成31年3月までに実施した製品検査費用(測定費用、送料)及び原木の高圧洗浄作業に要した費用(人件費増加分、水道料増加分、フオークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成23年5月から平成29年5月までのもの。)のほか、平成30年4月から平成31年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	R1.7.24	全部和解成立日	R2.4.7
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		1,058,400	H30.4～H31.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	73,620	H30.3～H31.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	1,892,743	H23.5～H31.3	※2
全部和解	風評被害・逸失利益		206,004	H30.4～H31.3	※3
小計			3,230,767		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,230,767
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、栃木県内において、きのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売しているところ、原発事故によっておが粉の原料となる原木が放射能汚染されたとして、平成30年4月から平成31年3月までのおが粉製品の放射能検査費用〔請求書、領収書〕及び平成30年3月から平成31年3月までの検体の送料〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の販売先が要求する放射線量基準は国の定める菌床用培地及び菌床の指標値より大幅に厳しく合理性を欠くと主張して争った。パネルは、販売先から放射能検査結果の提出を求められていたこと、栃木県の菌床栽培生産者向けの放射能対策作業マニュアル(平成30年6月時点のもの)においてもおが粉購入時に汚染状況の確認が求められていることを考慮して、申立人請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、同IないしIII以外の林産物の加工業における風評被害について相当因果関係を判断する要素として、当該産品等の特徴、その産地等の特徴、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を挙げ、中間指針第7の1IV③は、風評被害の損害項目として、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査費用の賠償を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故によっておが粉の原料となる原木が放射能汚染されたため、原木の高圧洗浄作業を余儀なくされたとして、平成30年4月から平成31年3月までの臨時作業員の人件費〔給与支払明細書〕、平成30年5月から平成31年3月までの水道料金増加分〔預金通帳〕、平成23年5月から平成29年5月までのフォークリフトのリース料〔リース契約書、再リース申込書〕の賠償を請求した。東京電力は、販売先が要求する放射線量基準は国の定める菌床用培地及び菌床の指標値より大幅に厳しく合理性を欠く、フォークリフトには汎用性がある上にファイナンスリースは新規資産の取得とみなされるなどと主張して争った。パネルは、販売先から放射能検査結果の提出を求められること、栃木県の放射能対策作業マニュアルにおいても、おが粉の購入時に汚染状況の確認が求められていること、リースしたフォークリフトは高圧洗浄作業のみに使用したこと等を考慮して、申立人請求全額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第7の2Ⅳを適用したほか、中間指針第7の1Ⅳ①は、風評被害の損害項目として、必要かつ合理的な範囲の追加的費用（除染費用等）の賠償を認めており、また、中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用の賠償を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2

申立人は、原発事故によっておが粉の原料となる原木が放射能汚染され風評被害が生じたことにより売上げが減少したとして〔決算報告書〕、平成30年4月から平成31年3月までの売上げの減少に係る営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、申立人のおが粉の出荷量は回復しており買い控えによる価格低下も認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の売上げの減少と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、原発事故からの期間の経過や、申立人の原発事故後の売上額の回復状況等を考慮して、影響割合を、賠償期間である平成30年4月から平成31年3月までの間、一律2割として損害を算定した和解案を提示した。

これも中間指針第7の2Ⅳに従って、栃木県等で産出される原木を原料とするきのこ菌床栽培用のおが粉について相当因果関係を認定して和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1673		
事案の概要	申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域(浪江町)所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続で支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほかに、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H31.2.26	全部和解成立日	R2.4.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	3,584,530	H25.12~R1.10	※1
小計			3,584,530		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	3,586,858	H25.12~R1.10	※1
小計			3,586,858		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,171,388
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人A(申立人B及びC(追加申立て)の父。追加申立て)及びBは、原発事故時、居住制限区域(浪江町)に不動産を所有し(共有持分はそれぞれ2分の1)、申立人Bが同不動産に居住し、申立人Aは申立外の亡妻と共に南相馬市に居住していたところ、原発事故後、申立人Bがいわき市に同人名義の自宅不動産を取得したことから、直接請求において、浪江町の上記不動産の財物賠償のほか、同不動産の申立人Bの共有持分に係る住居確保損害については賠償上限金額まで賠償を受けたものの、申立人Aの共有持分に係る住居確保損害については東京電力が賠償に応じなかったとして、その賠償を請求し、また、申立人A及び亡妻は、平成25年12月に老人ホームに入居していたことから、同人らの老人ホームへの入居等費用〔老人ホーム入居契約書、領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、直接請求における取扱いに基づき、申立人Aの住居確保損害(持ち家)として、平成25年12月から令和元年10月までの申立人A及び亡妻の老人ホームへの入居等費用(居室使用料及び施設管理費)について、領収書が提出されていない期間を除いては賠償に応じることを認めた。パネルは、申立人らの意向等を踏まえ、東京電力が支払を認めた平成25年12月から令和元年10月までの住居確保損害として老人ホームへの入居等費用の賠償を認める和解案を提示した(なお、申立人Aの亡妻の入居等費用については、同人が令和元年に死亡したため、同人の相続人である申立人A、B及びCの損害とした。)

中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した費用は賠償すべき損害であると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

事案の概要

公表番号	1674		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の自宅建物について、避難中の管理不能によりねずみの糞尿や雨漏りによる被害が生じるなどしたことから、同建物が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等をも踏まえ、平成27年5月頃及び平成29年9月頃を実施した修繕工事に係る費用の2割(ただし、既払金30万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(I)		

基本情報

申立日	R1.9.2	全部和解成立日	R2.4.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	1,041,219	H27.5~H29.9	※1
小計			1,041,219		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,041,219
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びB(申立人Bは追加申立て)は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の自宅に居住していたが、避難中にねずみの糞尿や雨漏りによる自宅の汚損が生じ、平成24年10月のほか、平成27年5月及び平成29年9月にも自宅の修繕工事を行った〔見積書、契約書、請求書、振込票、自宅写真〕として、修繕工事費用の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域においては自宅立入りは制限されていないため原発事故による管理不能はなく、また、平成29年9月の修繕工事については原状回復を超えるリフォーム工事であるため各修繕工事費用と原発事故との間の相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの自宅が特定避難勧奨地点を多く含む行政区内にあること等から、避難を継続したことや修繕工事の時期が平成27年及び平成29年となったことには一定の合理性があるとして、避難中に毀損した自宅の修繕工事費用と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、修繕工事と共に他のリフォーム工事も行われていることを踏まえ、原発事故の影響割合を考慮し、2回目及び3回目の修繕工事費用の2割相当額を東京電力が賠償すべき損害と認め、同損害から東京電力プレスリリース(平成24年7月24日付け)に基づいて直接請求で支払済みの補修・清掃費用30万円を控除した金額を支払うことを内容とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、これに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の修理費用等）を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難生活中に支出した生活費増加費用（家財の新規購入費用等）の賠償を請求し、東京電力は、原発事故と生活費増加費用との間の相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1675		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母子)について、1. 申立人母が高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの減収分(原発事故の影響割合として平成27年3月分から平成28年2月分までは5割、同年3月分から平成29年2月分までは3割を乗じた額)が、2. 申立人らが、上記夫の介護を行ったこと及び申立人子は乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことを考慮し、申立人母については平成23年3月分から平成30年3月分まで既払金(月額1万円)とは別に追加して月額2万円が、申立人子については平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	H30.12.28	全部和解成立日	R2.4.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,138,724	H27.3~H29.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,700,000	H23.3~H30.3	※2
小計			2,838,724		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,710,000	H23.3~H27.11	※3
小計			1,710,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,548,724
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故による避難により退職を余儀なくされたが、さらに高次脳機能障害を有していた夫である申立人Cの病状が避難先において悪化し、日常的な介護が必要となったことから、新たに就労することができず収入を得られなかったとして、平成27年3月以降の就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成23年3月から平成27年2月までの間の就労不能損害について既に十分な賠償をしていると主張した上で、申立人Aの原発事故前の雇用形態は月平均140時間に満たないものであったことに照らせば原発事故の4年経過後について雇用継続の蓋然性を認めることは困難であって、平成27年3月以降の損害について相当因果関係は認められるべきではないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ、平成27年3月以降も就労することは可能であったとして申立人の主張を概ね認めながらも〔診断書、介護保険被保険者証、障害者手帳、電話聴取事項報告書、在職証明書〕、原発事故の影響割合については、

立証の程度等を考慮し、平成27年3月から平成28年2月までは5割、平成28年3月から平成29年2月までは3割として、損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故当時、高次脳機能障害を有していたところ、その妻である申立人Aは、避難生活により申立人Cの介護の負担が増加し、かかる状態での避難生活には困難があったと主張して、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、申立人Aの日常生活阻害慰謝料については、直接請求において、申立人Cの介護を理由として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額1万円（合計85万円）を増額して支払っており、これ以上の支払に応じるのは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aの申立人Cに対する介護の過酷さを認定し〔電話聴取事項報告書〕、慰謝料額については、直接請求における既払額に加えて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額2万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害がある者の介護を日常的に行い、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、その金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cの子である申立人Bは、避難生活により上記のような高次脳機能障害を有する申立人Cの介護の負担が増加し、また、自らの子である乳幼児の世話をしながらの避難を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、申立人Bによる申立人Cの介護については日常的に行われていたものではないと主張して争い、また、乳幼児の世話については通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいという事情がないと主張して争った。パネルは、申立人Bについて、申立人Cに対する介護及び乳幼児の世話を考慮すれば、その精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと認め、慰謝料額については、毎月3万円を増額する和解案を提示した〔電話聴取事項報告書〕。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害がある者の介護を日常的に行ったこと、乳幼児の世話を恒常的に行ったことがあり、かつ、それぞれ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、その金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第3の7、中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人Cの生命・身体的損害、日常生活阻害慰謝料増額分、営業損害及び財物損害の請求並びに申立人D（申立人A及びCの子）の生命・身体的損害、日常生活阻害慰謝料増額分及び就労不能損害の請求は、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1676		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成25年6月まで、月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H30.9.19	全部和解成立日	R2.4.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9～H25.6	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aは、原発事故発生当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内に居住し、同区域内にある事業所において就労していたが、原発事故後、同事業所が閉鎖され会津若松市内の事業所に転勤になり、平成24年9月以降も会津若松市内のワンルームマンションにおいて単身赴任を継続せざるを得なくなった〔電話聴取事項報告書〕と主張して、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上、緊急時避難準備区域からの避難者に対する日常生活阻害慰謝料の賠償期間は、「特段の事情がある場合」を除き同年8月末までとされているところ、申立人Aが会津若松市内の事業所に転勤になったという事情は勤務先の経営判断にすぎず、中間指針上の「特段の事情がある場合」には該当しないなどと主張して争った。パネルは、原発事故時の住居から会津若松市内の事業所への通勤は困難であること、原発事故がなければ申立人Aが会津若松市内の事業所に転勤になることもなかったであろうこと、他方で、申立人Aが平成25年7月に郡山支店に転勤になったのは勤務先の経営判断であると考えられること、申立人らが同時期に郡山市内に住居を購入したこと等に鑑み、本件については「特段の事情がある場合」に該当すると認め、平成24年9月分から申立人Aが郡山支店に転勤になる前の平成25年6月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の「特段の事

情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第二次追補第2の1）

申立人Aの妻である申立人B並びに申立人Aの子である申立人C及びDは、日常生活阻害慰謝料の増額及び賠償期間の延長を請求し、東京電力は同増額に関する具体的な事情が確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aとは別の場所に避難していた申立人B、C及びDと申立人Aとの間に同居可能性が存在したこと等から別離増額を含む増額事由は認められず、また、申立人B、C及びDについては「特段の事情がある場合」とも認められないとして和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、直接請求で認められなかった避難費用の賠償を請求し、東京電力は具体的な損害発生が確認できないと主張して争った。パネルは、具体的な損害発生が確認できないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1677		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内の建物に無償で居住していた申立人について、同居住が使用貸借契約に基づくものであったと認定した上で、避難先住居の8年分の使用料等相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	R2.1.20	全部和解成立日	R2.4.20
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	1,948,800		※1
小計			1,948,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,948,800
	弁護士費用	58,464
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人は、原発事故当時、避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の親族所有の建物に使用貸借契約に基づき無償で居住していたところ、原発事故によって避難を余儀なくされ、避難先において有償で借家に入居せざるを得なくなったとして〔住民票、住宅使用許可書〕、①避難先における借家の家賃及び共益費の8年分相当額(194万8800円)並びに②入居時の一時金である保証金相当額(3万9600円)のそれぞれについて、住居確保損害としての賠償を求めた。東京電力は、①家賃及び共益費の8年分相当額については東京電力プレスリリース(平成26年4月30日付け)の上限額である162万円の限度で支払うことを認めたが、②保証金相当額については実質的に敷金に相当する性質があり退去時に返還されるものであるから賠償の対象とはならないと主張して争った。パネルは、①家賃及び共益費の8年分相当額については申立人の主張する金額の賠償を認める和解案を提示したが、②保証金相当額については申立人が負担した保証金は退去時に返還される蓋然性が高く、礼金等の一時金とは性質が異なることから和解案の対象外とした。

中間指針第四次追補第2の2IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等のために負担した、新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び新たな借家と従前の借家との家賃の差額8年分の費用を賠償すべき損害と認めているところ、従前の住居が使用貸借契約に基づく借家である場合においても当該規定の対象になるものとして、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1678		
事案の概要	福島県内において下水汚泥処理を含む複数の事業を営む申立会社の平成25年4月分から平成28年3月分までの下水汚泥処理事業に係る営業損害(逸失利益)について、申立会社全体でみれば売上高が回復している時期も上記期間内にあるものの、下水汚泥処理以外の事業の受託量が増加したことによる回復であり、下水汚泥処理事業とそれ以外の事業との工程及び人的・物的資源は別個独立しており、各事業の売上高も両立し得ることから、申立会社全体の売上高の減少ではなく下水汚泥処理事業単体での売上高の減少に基づき原発事故の影響割合(8割)等を考慮して算定した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H30.4.6	全部和解成立日	R2.5.7
事故時住所	会津地方		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		88,977,042	H25.4～H28.3	※1
小計			88,977,042		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	88,977,042
	弁護士費用	2,669,312
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、会津地方において下水汚泥処理事業等を営んでいたところ、原発事故後に福島県内の下水汚泥から基準値を超える放射性物質汚染が検出され、新聞等でも報じられているとおり、下水汚泥処理場所在地の周辺自治体や周辺住民が、会津地方以外の他の福島県内の下水処理を搬入している申立人及びこれを推進してきた福島県に対し、申立人による会津地域以外からの下水処理汚泥の搬入について反対活動を行ったなどの事情により、申立人は下水汚泥の搬入が困難となり下水処理汚泥事業の売上高が減少したと主張して〔決算報告書等〕、前件で賠償が認められた期間後である平成25年4月から平成28年3月までの間に係る営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、申立人が下水汚泥処理事業以外に複数の事業活動を行っているところ、上記対象期間において、申立人の事業全体の売上高は原発事故前よりも増加している時期もあること等から、損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と下水汚泥処理事業の売上高の減少との間の相当因果関係を認めた上で、下水汚泥処理事業とそれ以外の事業との工程及び人的・物的資源は別個独立しており、各事業の売上高は両立するなどの理由から、会社全体の売上高の減少ではなく、下水汚泥処理事業単体での売上高の減少を基準とし、原発事故の影響割合を8割として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害につ

いては、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1679		
事案の概要	会津地方において田舎での生活を目的とする不動産の売買仲介等を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立人の平成27年8月分以降の営業損害について、年度ごとに原発事故の影響割合を考慮しながら損害額を算定し、上記1倍相当額とは別に、逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H31.3.12	全部和解成立日	R2.5.7
事故時住所	南会津郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,668,009	H27.8.1～	※1
小計			8,668,009		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,668,009
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	5,158,711

※1 中間指針第7の4

申立人は、会津地域（南会津郡）において、農業体験等の田舎での生活を希望する顧客を対象とする不動産取引の仲介業等を営んでいたところ〔広告が掲載された不動産雑誌、専任媒介契約書、土地売買契約書〕、原発事故に伴う風評被害により、会津地方における田舎での生活が敬遠されて不動産取引が減少し、申立人に減収が生じたと主張して〔損益計算書等〕、直接請求手続において、平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）として、東京電力プレスリリース（平成27年6月17日付け）に基づき、年間逸失利益の2倍相当額の賠償を求めたが、東京電力が、原発事故と申立人の減収との間の相当因果関係を積極的に肯定するには至らないなどとし、紛争の早期解決の観点から申立人の年間逸失利益の1倍相当額を支払うにとどめたことから、申立人は、同プレスリリースに基づき、申立人の年間逸失利益の2倍相当額と支払済みの1倍相当額との差額分の賠償を求めた。

東京電力は、原発事故と申立人の減収との間の相当因果関係は認められないとした上で、かかる相当因果関係及び支払済みの年間逸失利益の1倍相当額を超える損害が証明されない限り賠償には応じないと主張して争った。

パネルは、申立人による原発事故と申立人の減収との間の相当因果関係の立証の程度等を勘案した上で、平成27年8月分以降の逸失利益について、年度ごとに原発事故の影響割合（5割から2割へと漸減。）を考慮しながら損害額を算定し、当該算定額が支払済みの年間逸失利益の1倍相当額を上回ることから、その差額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1680		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら(父母及び子2名)について、平成27年3月までの避難費用(住居費、二重生活の間の面会交通費等)、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用等)及び避難雑費等が賠償されたほか、申立人世帯の副業である農業(米)の平成25年4月分から平成27年3月分までの営業損害(逸失利益)について、原発事故前の確定申告は申立外祖父の名義で行っていたものの、実際には申立人らが農業に従事していたものと認め、基準期間の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として5割を乗じた額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R1.8.13	全部和解成立日	R2.5.11
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		164,168	H25.4～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			204,168		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	115,600	H23.3～H27.3	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	24,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	370,900	H23.3～H27.3	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	765,160	H25.4～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,248,000	H23.6～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	2,389,255	H25.4～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	660,000	H23.6～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H27.3	※3
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	465,500	H23.3～H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,416,000	H24.1～H27.3	※3
小計			7,754,415		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,398,583
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第7の2

申立人Aは、原発事故発生当時、自主的避難等対象区域（福島市）の自宅周辺に所有する田畑で、兼業農家として米の栽培及び顧客への直接販売を行い収入を得ていたところ〔確定申告書〕、原発事故による風評被害によって顧客から米の購入を断られたため平成23年以降の米の作付けを断念せざるを得なくなり減収が生じたとして、営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、平成23年4月分から平成25年3月分までの逸失利益については賠償済みであること、申立人Aの耕作地は原発事故に伴う出荷制限や作付制限の対象地域ではないこと、実際に農業に従事していたのは申立人Aではなくその父親であったなどと主張して争った。パネルは、原発事故前の確定申告は申立人Aの父の名義で行われていたものの、実際には申立人Aが農業に従事していたと認められることから、米の売上げの減少に係る逸失利益を申立人Aの営業損害として認め、平成23年4月分から平成25年3月分までの逸失利益については、既払金を超える損害があるとまでは認められないと判断したものの、平成25年4月分から平成27年3月分までの逸失利益については、申立人の原発事故前の売上金額に米の全国平均価格係数を乗じた金額から出荷のための経費を控除して算出した金額に原発事故の影響割合として5割を乗じた金額の賠償を認めた。

中間指針第7の2 IIは、農業従事者が風評被害を懸念して、事前に自ら作付けの全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円を、その他の自主的避難等対象者に

については原発事故発生当初の時期の損害として1人8万円を目安としているところ、これに基づく賠償のうち前者については20万円を、後者については4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたところ、原発事故により自主的避難を実行し（当初、申立人B（母）、C（子）及びD（子）の3人が避難し、後に申立人A（父）も避難した。）、新潟県の避難先を経由して京都府の避難先に避難したとして、避難に伴う避難交通費、宿泊費等、引越費用〔領収証〕、一時立入費用、面会交通費、家財道具購入費〔写真〕、住居費〔建物賃貸借契約書〕、自家消費野菜等の購入費〔写真〕、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが主張する損害は、いずれも中間指針等に定められた基準に基づく支払金額に含まれており、当該金額を超えて支払うべき事情は見受けられない、遅くとも平成24年9月以降については、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、原発事故当初と同等の合理性を有していると考えerことは困難であるなどと主張して争った。パネルは、未成年の子2人（申立人C及びD）への被曝を避けるための避難であったこと等の事情を踏まえ、平成27年3月までの避難継続の合理性を認め、賠償期間を平成23年3月から平成27年3月として、避難交通費、宿泊費等、引越費用、一時立入費用、面会交通費、家財道具購入費、自家消費野菜等の購入費（野菜購入費分として月額6500円、米購入費分として月額3000円。）及び住居費（避難先住居等の契約等に係る費用及び毎月の家賃等。）の賠償に加えて、二重生活に伴う生活費増加分（二重生活を強いられた平成23年6月から平成25年3月まで月額3万円。）及び避難雑費（申立人A及びBについて、それぞれに平成24年1月から平成26年3月まで月額2万円、平成26年4月から平成27年3月まで月額1万4000円。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人E（祖母）は、避難費用等の賠償を請求し、東京電力は、既に直接請求で賠償済みであると主張して争った。パネルは、主張する避難費用等が中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償金額である8万円を超えて認めることができないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1681		
事案の概要	申立人夫が所有する避難指示解除準備区域(浪江町)に所在する土地(登記上の地目は畑であるが、現況は空き地)について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地(登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価)と一体として利用されていること及び形状(間口の狭い旗竿地)等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償されたほか、申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	R1.5.9	全部和解成立日	R2.5.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	7,212,800		※1
小計			7,212,800		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	700,000		※2
小計			700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,912,800
	弁護士費用	72,888
	手続内で処理された既払金合計額	5,483,200

※1 中間指針第3の10

申立人A(夫)は、自宅の隣に所有する避難指示解除準備区域(浪江町)内の土地(以下「本件土地」という。)について、登記上の地目は畑であるものの畑としては利用しておらず現況は空き地であったと主張して、準宅地とみなした上で近隣の地価調査価格又は隣接地の鑑定額を基準とした金額の賠償を請求した〔不動産登記事項証明書、除染報告書、平成22年都道府県地価調査結果、地図、写真、隣接地の不動産価格調査書〕。東京電力は、本件土地の状況及び形状等から宅地として評価することはできないこと、本件土地については用途地域内に所在している畑であって、一般的には宅地に転用されやすいことに鑑み、状況類似地区区分ごとの標準宅地価格の9割に相当する額を時価相当額として直接請求手続において支払済みであること、申立人Aが参照する近隣の地価調査対象地及び隣接地は本件土地とは状況及び条件等が異なるためこれらの価格は参考とし得ないこと等を主張して争った。パネルは、本件土地が隣接地(本件土地と同様、登記上の地目は畑であるが、現況は空き地。不動産鑑定士は宅地と評価した。)と一体として利用されていること及び形状(間口の狭い旗竿地)等を踏まえ、本件土地の単価を上記隣接地の単価の8割として賠償すべき金額を算定し、直接請求手続での既払金を控除した金額を財物損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人A（夫）及びB（妻）は、所有する社交ダンス用衣装7着について、いずれもその購入価格が30万円を超えていたと主張して1着当たり30万円の財物損害の賠償を請求した〔写真、購入先店舗作成の書面〕。東京電力は、直接請求手続における専門家の査定によれば、いずれも購入価格が30万円を超えるとは認められないため、賠償済みの一般家財に含まれるものであり、別途の賠償の余地はないと主張して争った。パネルは、申立人らが社交ダンスについて相応の経歴を有することを前提に、申立人らの上記主張、提出した資料等から、本件社交ダンス用衣装はいずれも高額家財に当たり、直接請求で賠償済みの一般家財には含まれないと判断した上で、同資料等から原発事故時の時価相当額は1着当たり10万円と評価することができるとして7着分合計70万円の財物賠償を認める和解案を提示した。

これについても、中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第3の7）

申立人A（夫）及びB（妻）は、両名の避難生活による精神的損害（増額分）及び申立人Aが経営する事業についての平成23年9月から平成28年12月までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求し、東京電力は、いずれも原発事故と相当因果関係が認められないか、又は前回の申立て及び直接請求手続において支払済みであると主張して争った。パネルは、いずれの損害も前回の申立て及び直接請求手続における既払額を超えないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1682		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみ他県に避難した申立人ら(父母及び子1名)の、平成26年1月分から平成27年3月分までの二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費及び面会交通費が賠償されたほか、父が面会交通の際に母子の避難先で使用するために契約した駐車場の平成25年9月分から平成27年3月分までの賃貸料金について、使用頻度等を考慮して5割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	R2.2.10	全部和解成立日	R2.5.25
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	451,416	H26.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	450,000	H26.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	62,370	H25.9～H27.3	※1
全部和解	避難雑費		258,000	H26.1～H27.3	※1
小計			1,221,786		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,221,786
	弁護士費用	36,654
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域(郡山市)の自宅で居住していたが、原発事故に伴い、申立人B(母)及びC(子)が自主的避難を実行したのに対し申立人A(父)が自宅にとどまって二重生活となったため支出した、①生活費増加費用(面会交通費)、②生活費増加費用(二重生活に伴う増加分)、③生活費増加費用(申立人Aが自動車で申立人B及びCの避難先まで面会訪問した際に使用する月極駐車場代)[駐車場賃貸契約書、振込明細書]、④避難雑費について、それぞれ前件で賠償された対象期間後から平成27年3月分までの賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降については、申立人B及びCが避難を継続する特段の事情が認められないこと、また、申立人らが二重生活となった事実が確認できないこと等を主張して争った。パネルは、申立人らの二重生活の事実[避難先における電気代の領収書]及び避難継続の合理性を認めた上で、④については子1名当たり当初は月額2万円、後には1万4000円が相当であるなど、①、②及び④それぞれについて合理性の認められる範囲で賠償を認め、また、③についても申立人Aの面会の頻度等を勘案し、駐車場代の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ

るとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実施した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、原発事故により避難を強いられ、また、家族との別離を余儀なくされたために多大な精神的苦痛を被ったとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の賠償を支払済みであり、増額分の賠償を認めるべき個別の事情は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人B（母）及び（C）の自主的避難先が当センターの事務所が存在しない道府県であるところ、申立人らが当センターの手続を利用するに当たり旅費を支出し、また、移動等の負担を強いられたとして、これらの旅費及び日当の賠償を求めた。東京電力は、当センターの手続においては、旅費及び日当を和解金に含める取扱いはされていないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1683		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から中国地方に避難した申立人ら(父子)について、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償されたほか、パソコンのサポート業務等を行っていた申立人父の就労不能損害として、6か月分の減収相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H31.4.10	全部和解成立日	R2.5.27
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	458,001	H23.3～H23.12	※1
小計			458,001		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	60,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	250,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	160,000	H23.3～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	621,800	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	124,800	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	44,800	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	63,638	H23.3～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,560,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	480,000	H23.3～H23.12	※3
小計			3,365,038		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,823,039
	弁護士費用	114,691
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人Aは、自主的避難等対象区域(郡山市)から中国地方に自主的避難を実行したために生じた就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの減収は同申立人の意思により避難した結果生じたものであり、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネル

は、就労不能損害と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、6 か月間の減収分の限度で損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2 及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人A（父）及び18歳以下である申立人B（子）並びに申立外C（母）及び申立外D（子）の4名が自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に自主的避難を実行したために負担した平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（避難交通費、引越費用、一時帰宅費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、アパート賃料の差額分、子の避難先の小学校の制服備品等の購入費用）及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、平成23年12月31日以前の避難費用等については、直接請求において支払済みであると主張して争うとともに、平成24年3月に申立人らが避難先でアパートを賃借して転居をした時点で、原発事故前と同等の居住環境を確保できており、避難は終了しているため、それ以降の期間の賠償についても認められないと主張して争った。パネルは、平成23年12月31日以前の避難費用等については、直接請求で支払済みの賠償額を上回る部分について賠償を認める和解案を提示した。また、申立人らが賃貸アパートに転居をした平成24年3月以降については、原発事故前と同等の生活には戻っておらず、避難が継続しているものと認め、合理性及び相当性のある範囲での損害を認定し、避難雑費については子1名当たり月額2万円を相当とする和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2 及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（18歳以下の子である申立人Bについては40万円であり、本和解外で東京電力により支払済みである。）のうち、4万円（18歳以下の子である申立人Bについては20万円）を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、本件和解金額には、申立外C及びDに対する賠償分も含まれているが、同賠償分も含めていずれも既払金として控除されており、東京電力から新たに支払われることとなるものではない。

1 事案の概要

公表番号	1684		
事案の概要	宮城県において川魚を養殖し、取引先である地元の観光宿泊施設等に販売する申立人の平成29年1月から同年12月までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、宮城県内の天然川魚の一部が出荷制限となっていること、取引先が多く所在する地区の観光客入込数が回復傾向にあることなども踏まえ、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	R1.9.2	全部和解成立日	R2.6.9
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,240,224	H29.1～H29.12	※1
小計			1,240,224		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,240,224
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県で川魚の養殖業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、主な取引先である近隣地域の観光宿泊施設等への売上げが減少したと主張して〔損益計算書〕、平成29年1月から同年12月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、風評被害は時間の経過に伴って逡減するものであること及び申立人の扱っている魚種の宮城県産出荷量も増加傾向にあること等から、申立人の減収は川魚自体に対する需要の低迷や申立人の主要取引先の一つが廃業したこと等の風評被害以外の原因によるものであるなどと主張して争った。パネルは、申立人の取引先が多く所在する地区の観光客入込数が回復傾向にある一方で、平成29年中も宮城県内においては一部の天然の川魚に対する出荷制限が継続していたこと等を考慮し、申立人の売上げの減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を3割として損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ①v は、農林漁業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、宮城県において産出された水産物に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1685		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)において建築業を営む申立人らが同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったために管理できず、廃棄することを余儀なくされたとして、建築木材の見積相当額及び同木材の廃棄処分費用が全額賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(イ)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	R1.10.9	全部和解成立日	R2.6.9
事故時住所	川内村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	6,283,706		※1
全部和解	財物損害	その他	114,545	H27.3	※1
小計			6,398,251		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,398,251
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人ら夫婦は、緊急時避難準備区域(川内村)に居住し、申立人Aは同所において建築業を営んでいたところ、同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間、作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、財物損害として同木材の見積相当額〔見積書〕及び同木材の廃棄処分費用〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、同木材が使用不能になったのは、豪雨に起因する土砂崩れが原因であり、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aの陳述等から、原発事故がなければ申立人Aが同木材を別の場所に移動するなどの対応をとることが可能であったとして、同木材の価値喪失と原発事故との間の相当因果関係を認め、財物損害として同木材の見積相当額及び廃棄処分費用の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実には価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人Aは、作業場に保管していた建設機械の財物損害を請求し、東京電力は、同建設機械が収支内訳書に減価償却資産として記載されておらず原発事故時に所有していたことが確認でき

ないと主張して争った。パネルは、原発事故時の所有は認めたが、購入から数十年が経過しており財物としての価値が残存していたか不明であること等から、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1686		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)に居住していた申立人らの財物(家財(主として布製品))について、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず雨漏り等が生じたことにより財物価値を喪失したと認められるとした上で、購入時期や価格等についての提出資料を踏まえ、購入価格の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	R1.12.26	全部和解成立日	R2.6.9
事故時住所	広野町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	315,281		※1
小計			315,281		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	315,281
	弁護士費用	9,459
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、緊急時避難準備区域(広野町)内に所在する自宅に居住していたが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏りや避難中に侵入した小動物の糞尿等により家財が汚損されたと主張して〔自宅間取り図、写真、家財等個別説明書、陳述書〕、家財のうち布団類、カーペット及び衣類等の財物損害の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域である広野町では、立入りは何ら制限されていないから、家財について管理不能状態であったとはいえ、財物価値の減少の損害は発生しないと主張して争った。パネルは、申立人らの提出した書類を踏まえ、申立人らの家財に係る損害は原発事故と相当因果関係があると判断した上で、上記自宅の中に存在した、カビが発生しやすく、その除去も困難な布製品である布団類、カーペット及び衣類等について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の14%相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1)

申立人らは、それぞれ、平成24年9月以降又は平成26年4月以降の精神的損害の賠償を請求し、東京電力は、自宅に帰還できなかつたのは地震による家屋の損傷が要因であり、原発事故

との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、上記期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後の特段の事情があるとはいえないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1687		
事案の概要	住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、申立人の個人事業に係るメール等の提出資料から、申立人は、避難指示解除準備区域(南相馬市原町区)に所在する実家でも一定程度生活していたことが認められるとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.9.17	全部和解成立日	R2.6.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	550,000	H23.4～H24.2	※1
小計			550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	550,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人C(申立人A及びBの子)は、原発事故発生当時、住民票上の住所地を福島県外としたまま、申立人A及びBと共に避難指示解除準備区域(南相馬市原町区)の実家に居住していたところ、一時的に住民票上の住所方面に出かけていた間に原発事故が発生し、その避難のため実家に戻れなくなったとして、自身が原発事故による避難等対象者であることを主張し精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Cの生活の本拠が実家であったことを確認することができないと主張して争った。パネルは、申立人Cからの提出資料〔個人事業に係るメール、行政区長作成に係る居住証明書〕及び調査官による事情聴取の結果等を踏まえ、原発事故発生当時、申立人Cが一定程度南相馬市原町区にある実家で生活していたことを認定し、精神的損害として、平成23年4月分から申立人Cが県外に転居した平成24年2月分まで月額5万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3は、原発事故時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者と認め、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)、中間指針第二次追補第4)

申立人Aは、平成30年11月に除染のため立木を業者に伐採してもらったとして除染費用の賠償を請求し、申立人Bは、障害者である弟を連れての避難等を理由に精神的損害の増額分の賠償を請求したのに対して、東京電力は、除染作業の合理性を否定するとともに、精神的損害の

増額については、既に介護者に対する精神的損害の増額分を支払っており賠償済みであると主張して争った。パネルは、立木伐採の時期、周囲の除染状況、避難状況等を考慮し、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1688		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)で食品の製造販売業を営む申立会社について、東京電力の直接請求手続においては平成23年3月から同年8月までの営業損害(逸失利益)を算定するに当たり、貢献利益率を製造業の平均利益率である32%としたが、申立会社の実績による貢献利益率は上記よりも高いとして、これによる差額が賠償されたほか、平成28年7月から平成30年12月までの食品の製造過程で利用する井戸水の検査費用の約7割が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H31.4.17	全部和解成立日	R2.6.16
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,145,452	H23.3～H23.8	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		300,000	H28.7～H30.12	※2
小計			4,445,452		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,445,452
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域(福島市)において麺類の製造販売業を営んでいるところ、原発事故による風評被害により売上げが減少した〔確定申告書、決算報告書等〕として、平成27年8月から平成30年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、東京電力プレスリリース(平成27年6月17日付け)による将来分の賠償を含めた賠償金を支払済みであり、それを超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、平成27年8月から平成30年12月までの逸失利益については、申立人に東京電力からの受領済みの賠償金を超える損害はないと判断したが、申立人が直接請求手続において賠償を受けた平成23年3月から同年8月までの逸失利益については、その算定内容を再検討したところ、申立人の営業実績による貢献利益率は45%であり、直接請求手続での算定において使用された製造業の平均利益率である32%よりも高かったことから、貢献利益率を修正して逸失利益を再算定し、同期間についての追加賠償を求める旨の申立人の請求拡張の申立てを受けて、申立人の営業実績による貢献利益率を用いて算定し直した損害額と受領済みの賠償金との差額を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i は、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域（福島市）において乾麺の製造販売業を営んでいるところ、製造の過程で加水している井戸水の放射性物質検査を実施した〔放射能測定結果報告書、請求書、振込受付書〕として、平成28年7月から平成30年12月までの検査費用を請求した。東京電力は、取引先等から求められて放射性物質検査をしたものではなく、自主的に実施した検査にすぎないため、原発事故と相当因果関係のある損害には当たらないと主張して争った。パネルは、取引先等からの直接の要望による検査とはいえないものの、井戸水が福島県内のもので食品加工に用いられていることを重視して検査の必要性を認め、平成28年7月から平成30年12月までの検査費用について、放射性物質が不検知となった以降も検査頻度を変更していないこと等を踏まえて原発事故の影響割合を7割として損害を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV ③は、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する食品製造業に係る産品及び食品に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1689		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営む申立人の平成28年8月分から平成30年7月分までの営業損害(追加的費用)として、仕入先が遠方になったことや観光客の減少による売上減少を補うために営業時間を増加変更したことによって生じた人件費(給料手当等)の一部(原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて1割ないし4割とする。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R1.6.3	全部和解成立日	R2.6.19
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	7,269,889	H28.8～H30.7	※1
小計			7,269,889		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,269,889
	弁護士費用	218,097
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

相馬市において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営んでいた申立人が、原発事故を原因とした操業自粛によって試験操業等しか行われていないこと〔新聞記事等〕により申立人の強みであった地場産の魚介類の買付けが困難となったことに加え、風評被害による観光客の減少が継続している〔統計資料〕と主張して、直接請求における貢献利益率を見直し、平成26年7月期以降の売上げの一部〔損益計算書〕を申立人の特別の努力として差し引くべき売上げに計上せず算出した逸失利益の賠償を求めた(請求期間は平成23年8月から平成30年7月まで)。東京電力は、申立人の平成29年7月期の売上高は原発事故前の数値と同水準であり、さらに、平成30年7月期においては原発事故前の数値を上回っていること、賠償済みの期間(平成23年8月から平成28年7月まで)についても地震や津波による被害が大きく影響したことを考慮すると、貢献利益率を見直したとしても、申立人の逸失利益は既払いの賠償金額を超えていないと主張して争った。パネルは、平成28年8月から平成30年7月までの売上高等の収入が基準期間の売上高と同等以上であることから逸失利益としての賠償を認めなかったものの、原発事故による減収を補うために開始した飲食業の夜間営業等による人件費の増加があると認定し、かかる追加的費用について考慮すべきであるという申立人の主張を受けて、当該増加分の一部について、原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて1割から4割として追加的費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④、中間指針第7の2 I①iv及び中間指針第7の1 IV①は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県にお

いて産出された水産物に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1690		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料について、申立人母が、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴って、他所で勤務することとなったこと等を考慮し、平成26年3月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	R1.6.4	全部和解成立日	R2.6.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(母)及びB(子)は、原発事故当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、同区域に所在する原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖により申立人Aが他県で勤務することとなったため、平成24年9月以降も避難が継続している〔電話聴取事項報告書〕と主張して精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域における賠償期間の目安は平成24年8月までであること、原発事故当時の勤務先は平成24年4月には再開していること、申立人らは原町区では賃借した物件に居住しており原町区に帰還しなければならない事情もないことから精神的損害の賠償を継続すべき特段の事情が認められないと主張して争った。パネルは、申立外の子(Bの兄)が原町区内で生活しており、申立人も原町区へ帰還する意思を有していること等〔電話聴取事項報告書〕を考慮して避難が継続していることを認めた上で、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴い他県で勤務することとなったこと等〔電話聴取事項報告書〕を考慮して避難継続の合理性も認められるとして、申立人A及びBについて平成26年3月分までの精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間

指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1)

申立人C(父)は、原発事故により県外への避難を余儀なくされ、平成24年9月以降も避難が継続していると主張して精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の賠償を求めたところ、東京電力は、申立人が帰還しないことと原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人が帰還しないことと原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であるとして、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人A(母)、B(子)及びC(父)は、原発事故により避難を余儀なくされたと主張して、避難に伴う生活費の増加費用(自動車免許取得費用、自動車購入費、自動車保険料、車検費用)の賠償を求めたところ、東京電力は、当該費用と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、当該費用と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1691		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)に居住していた申立人ら(夫婦及び夫の母)について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症等の持病につき申立人母の平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用や、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん、脳出血となり要介護状態となった亡父の平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料、付添費用及び平成28年4月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)が認められたほか、原発事故前はパート就労していた申立人妻が、原発事故後、亡父や申立人母の日常的な介護のために再就職をすることができなかったことによる平成29年8月から平成30年6月までの減収分について、平成29年9月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めたことも考慮して原発事故による影響割合を乗じた上で、生命身体的損害に係る就労不能損害として認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	R1.9.3	全部和解成立日	R2.7.2
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A(被相続人亡Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	684,800	H24.9～H28.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	108,900	H24.9～H28.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,400,000	H28.4～H30.3	※2
小計			3,193,700		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	200,000	H27.12～H28.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	69,300	H27.12～H28.5	※3
小計			269,300		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	511,002	H29.8～H30.6	※4
小計			511,002		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,974,002
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A(夫)は、申立外亡D(申立人Aの父)の相続人として、亡Dの東京電力に対する損害賠償請求権を単独で承継したものであるところ〔遺産分割協議書〕、亡Dが避難生活により平成23年3月頃から認知症等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成24年9月から平成28年5月までの間の相当額の通院慰謝料及び亡Dが1人で通院することが困難であったことによる付添費用(1日当たり3300円)の賠償を求めた。東京電力は、亡Dの認知症等の疾

病と原発事故との間の相当因果関係が明らかではないことを主張した上で、さらに、通院慰謝料については直接請求手続において既に十分な賠償を実施していること、また、付添費用については付添いの必要性が明らかでないことをそれぞれ主張して争った。パネルは、亡Dが避難所に避難した翌日から認知症による徘徊が始まっていること等の事情から、原発事故と亡Dの疾病との間に相当因果関係を認めた上で、亡Dの徘徊や身体の状態等に鑑みると、亡Dが1人で通院することは困難であり、付添いの必要性が認められるとして〔身体障害者手帳、電話聴取事項報告書〕、申立人らの請求期間について、通院慰謝料については赤い本を参考に実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額から支払済みの金額を控除した額を、付添費用については申立人の請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、亡Dが避難生活により認知症、肺がん、咽頭がん及び脳出血を発症し、平成27年11月には要介護5に認定されたことから、過酷な避難生活を強いられたと主張して、平成28年4月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において既に十分な賠償を実施していることと主張して争った。パネルは、申立人らの請求期間について、亡Dが要介護5に認定されていること等から〔介護保険被保険者証、電話聴取事項報告書〕、月額10万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人B（申立人Aの母）は、避難生活により股関節症、高血圧症等が悪化して通院を余儀なくされたとして、平成27年12月から平成28年5月までの間の相当額の通院慰謝料及び1人で通院することが困難になったことによる付添費用（1日当たり3300円）の賠償を求めた。東京電力は、Bの高血圧症と原発事故との間の相当因果関係が明らかではないことを主張した上で、さらに、通院慰謝料については直接請求手続において既に十分な賠償を実施していること、付添費用については付添いの必要性が明らかでないことをそれぞれ主張して争った。パネルは、申立人らの説明等を勘案し、通院慰謝料については、Bの股関節症についての原発事故の影響割合を10割、高血圧症についての原発事故の影響割合を5割として、それぞれ原発事故との間の相当因果関係を認め〔身体障害者手帳、介護保険証、電話聴取事項報告書〕、申立人らの請求期間について、赤い本を参考に実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額から支払済みの金額を控除した額の概算として20万円を賠償額として認め、また、付添費用についても、Bの身体の状態等に鑑みるとBが1人で通院することは困難であり、付添いの必要性が認めらるるとして、申立人らの請求金額の全額を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人C（申立人Aの妻）は、原発事故当時、居住制限区域（富岡町）で申立人Aの両親（申立人B及び申立外亡D）と生活し、パート勤務で就労していたところ、原発事故に伴い避難を余儀なくされて退職し、避難生活を送っていたが、一緒に避難した高齢の申立人B及び亡Dの体調が避難生活により悪化し、申立人Bと亡Dを介護する必要に迫られて避難先での再就職も困難

になったとして、平成29年8月分以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の有無にかかわらず、申立人Bと亡Dを介護する必要は生じたと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人B及び亡Dの介護に伴う申立人Cの就労不能損害との間に相当因果関係を認め、請求の始期である平成29年8月から申立人Aが勤務先を定年退職して介護することが可能となった平成30年6月までの期間について、前件で認められた申立人Bの平均月収を基準として、平成29年8月は原発事故の影響割合を10割、同年9月以降は申立人Bがデイサービスを利用し始めた事情等も考慮して原発事故による影響割合を5割として賠償額を算定し、就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した〔電話聴取事項報告書〕。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1692		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において機械部品の加工等を業とする申立人の営業損害(逸失利益)について、直接請求手続では原発事故と相当因果関係が認められない売上減少が含まれているとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(イ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R1.9.12	全部和解成立日	R2.7.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,600,000		※1
小計			4,600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で精密機械部品の加工業を営んでいるところ、同区内在住であった特殊技能を持つ従業員1名が平成27年8月以降も福島県外に避難し、代替従業員の確保も困難であったことにより取引先1社との取引が不能となったため、同月以降も売上げが減少し〔確定申告書〕、同年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づき支払を受けた金額を超える損害が発生したと主張して、逸失利益の賠償を請求するとともに、既払金額の相当性についても確認を求めた。東京電力は、直接請求手続において十分な賠償をしており、上記従業員の避難は原発事故と相当因果関係がないので、これによって取引が不能となった取引先1社の売上げに係る部分は基準売上高から控除して損害計算すべきであると主張して争った。パネルは、上記従業員の避難継続や代替従業員が確保できないことと原発事故との相当因果関係は完全には否定されないとして、基準売上高を減額せずに損害基礎額を算定した上、原発事故の影響割合として約6割を乗じた金額を損害額と認め、既払金との差額について和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1693		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)において施設経営をしていた申立人の平成29年3月分から平成31年2月分までの営業損害(逸失利益)について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、原発事故の影響割合を平成29年3月分から平成30年2月分までは3割、同年3月分から平成31年2月分までは1割とした金額(これは東京電力が平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき算定した自認額を上回る金額である。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(カ)		

2 基本情報

申立日	R1.10.4	全部和解成立日	R2.7.7
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,741,860	H29.3～H31.2	※1
小計			4,741,860		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,741,860
	弁護士費用	142,256
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

帰還困難区域(双葉町)において医療、介護又は福祉等に関する施設を経営していた申立人は、原発事故に伴い避難するために営業停止した施設の営業損害について、前件和解後の期間である平成29年3月から平成31年2月までの間の逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、営業損害の賠償終期について、平成27年3月以降の将来にわたる損害は年間逸失利益の2倍相当額を限度とすべきであり、本件請求期間において前件和解で支払った金額を差し引いた残額の限度で支払うと主張して争った。パネルは、逸失利益の算定において差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、平成29年3月から平成30年2月までの間については原発事故の影響割合を3割、平成30年3月から平成31年2月までの間については原発事故の影響割合を1割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1694		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住する申立人らの住居周辺の屋敷林について平成27年に除染目的で行った伐採及び整地作業について、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人らや近隣住民が実施した部分に係る労賃分等につき、立証の程度を考慮し、いずれについても5割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H30.10.25	全部和解成立日	R2.7.8
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		829,130	H27.6~H27.10	※1
小計			829,130		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	829,130
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人らは地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していたが、自宅周囲の放射線量が高かったことから、除染の目的で、平成27年7月から同年10月までにかけて屋敷林の伐採及び伐採跡地の整備等について、①業者に委託して実施した際に負担した費用、②申立人ら自身や近隣住民が行った作業に係る申立人ら自身の労賃、近隣住民に対して支払った謝礼について賠償を求めた。東京電力は、除染を実施した時点における自宅周囲の線量についての客観的資料がなく、伐採による除染の必要性を認めることが困難であると主張して争った。パネルは、申立人らから提出された証拠〔領収書、請求書、作業報告書、除染前後の自宅周囲の写真、放射線量計の測定写真等〕、申立人らの説明〔電話聴き取りメモ〕等から、立木伐採及び伐採跡地の整備の必要性と相当性、立証の程度等を考慮し、申立人らの請求額の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 IIは、対象区域内の財物が放射性物質に曝露した場合等に生じた除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1695		
事案の概要	居住制限区域(飯館村)に居住していた申立人ら(父母及びいずれも成人の子3名)について、避難生活中の生活費増加費用(事故前は自家消費用に栽培していたことにより負担のなかった米及び野菜に係る食費並びに井戸水を利用していたことにより負担のなかった水道費等)、申立人父が所有していた農機具等の財物損害が賠償されたほか、原発事故の被害者であることから職場でいじめを受けたことによりうつ病を患い就労が困難となった申立人子1名の、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料等の生命身体的損害、平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害(原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減して考慮。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)
	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	R1.10.28	全部和解成立日	R2.7.8
事故時住所	飯館村		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	312,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	通信費増加費用	51,480	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	689,984	H25.12~H30.3	※1
全部和解	財物損害	その他動産	3,944,076		※2
小計			4,997,540		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	354,432	H25.12~H30.3	※1
小計			354,432		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	156,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	344,968	H25.12~H30.3	※1
小計			500,968		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	156,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	563,784	H25.12~H30.3	※1
小計			719,784		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	156,000	H25.12～H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	812,760	H25.12～H30.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,045,000	H25.1～R1.9	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	82,500	H25.1～R1.9	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	132,000	R1.10	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	4,641,209	H27.3～H30.3	※4
小計			6,869,469		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,442,193
	弁護士費用	403,266
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らが避難生活により支出した食費、水道光熱費、通信費及び交通費等の生活費増加分について、一定期間の領収証がある損害項目については増加分の平均月額を算出し、領収証がない損害項目については申立人らの主張〔陳述書等〕を基に妥当額の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人A(父)が所有する農機具の財物賠償について、申立人らの主張する購入金額を基礎として〔販売購入店作成に係る販売証明書、申立人作成に係る時価所有機械機器明細書及び類似品価値調査資料〕、農機具の種類に応じて耐用年数に対する事故時経過年数に応じて減価償却して算定した賠償額を認め、また、申立人Aが所有するしいたけ原木及び柿の木の財物損害についても、申立人の主張内容を基に〔陳述書、日誌等〕、妥当額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人E(申立人A及びBの子)は、原発事故当時、自主的避難等対象区域内の勤務先で勤務していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が避難指示区域内の原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして平成25年1月から令和元年9月までの通院慰謝料等の生命・身体的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が抑うつ状態に陥ったことは勤務先の従業員らの言動に起因するものであって原発事故との相当因果関係がないことを主張し、また、仮に原発事故との相当因果関係がある損害が認められるとしても、賠償額については症状が年々回復傾向にあること等から原発事故の影響割合を考慮すべきであると主張して争った。パネルは、申立人の症状は回復傾向にあるものの通院の必要性は認められるとして相当因果関係を認める一方で、原発事故からの時間の経過により、原発事故以外の要因も影響していると考えられるとして〔診断書、カルテ、医師によるカルテの補足、陳述書〕、平成25年1月から平成28年4月までの間について原発事故の影響割合を10割、平成28年5月から令和元年9月までの間について同影響割合を5割として賠償額を算定した通院慰謝料を認め、それに加えて通院交通費、診断書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害(通院慰謝料等)を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人E(申立人A及びBの子)は、原発事故後、前述のとおり、勤務先の従業員らから申立人が避難指示区域内の原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑

うつ状態となり、その影響により就労が困難になったとして平成25年12月から平成30年3月までの期間に係る就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において平成27年2月までの就労不能損害について賠償済みであり、また、平成27年3月以降は原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の病状が回復傾向にはあるものの、依然として申立人Eが抑うつ状態にある以上、申立人Eの就労不能損害と原発事故との相当因果関係が認められるとする一方で、原発事故後の経過により原発事故以外の要因も考えられること、申立人Eが通院しながら就労できる可能性もあることを考慮し〔診断書、陳述書〕、平成27年3月から平成30年3月までの間について原発事故の影響割合を7割、5割、3割と順次漸減して算定した金額の就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、同備考8は、就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1696		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、東京電力の直接請求手続では客観的資料に乏しいとして月額5万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成23年3月分から平成27年2月分までの期間につき合計40万円(直接請求手続における既払分240万円を除く。)、平成27年3月以降の期間につき、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償分として20万円(直接請求手続における既払分120万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	R1.8.23	全部和解成立日	R2.7.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,800,000	H23.3~H27.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		1,400,000		※1
小計			4,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,600,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、帰還困難区域(浪江町)において、釣りの餌の仕入れ販売業を営んでいたところ、原発事故によって事業を営むことができなくなったため、平成27年6月17日付け東京電力プレスリリース等に基づき支払を受けた金額を超える損害が発生したと主張し、併せて平成23年3月以降の逸失利益の追加賠償を求めた。東京電力は、申立人において確定申告をしていないこと、手書きの収支ノート等に記載された金額について一部不整合があることを指摘の上、証拠資料の信用性が低いと主張し、また、月額5万円(年間逸失利益60万円)と算定して賠償された既払金を上回る損害は発生していないと主張して争った。パネルは、平成22年当時に作成された会計資料〔手書きの収支ノート、仕入先が発行した販売資料〕や会計資料に関する申立人の説明内容〔電話聴取事項報告書〕等を踏まえ、年間逸失利益を70万円と算定の上、平成23年3月から平成27年2月までの期間については直接請求手続における既払分240万円を除いた40万円の逸失利益の追加賠償を認め、同年3月以降の期間については同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき、直接請求手続における既払分120万円を除いた20万円の逸失利益の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠

償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されるとともに、当事者双方が、平成27年3月以降の減収に係る損害について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1697		
事案の概要	茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社の営業損害について、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益のほか、出荷制限・自粛を回避するために平成25年2月から同年5月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用(ハウス建設関連費用については原発事故の影響割合を3割として算定。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	第5の2(2)イ

2 基本情報

申立日	H31.2.4	全部和解成立日	R2.7.13
事故時住所	茨城県かすみがうら市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,237,115	H28.8～H30.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用		2,035,635	H25.2～H25.5	※2

小計 13,272,750

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,272,750
	弁護士費用	398,183
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、茨城県かすみがうら市において原木しいたけ栽培業を営んでいたが、出荷制限・自粛を回避するために露地栽培から施設栽培に切り替えたこと等によって生産量が減少したこと、原発事故の風評被害及び放射能汚染に起因する原木の供給量の低下による品質低下等によって減収が生じたと主張して、営業損害の賠償を求めた〔納品書、請求書〕。東京電力は、生産量の減少は原発事故以外の理由によるものであるなどと主張し、相当因果関係を否定して争った。パネルは、申立人の提出した資料や説明内容を踏まえた上で、原発事故と減収の間に相当因果関係があると判断し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者において、出荷制限指示等に伴い当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等事業に支障が生じたため現実に減収があった場合にはその減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第7の2 I ① i は、茨城県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、出荷制限・自粛を回避するために平成25年2月から同年5月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用の賠償を求めた〔勘定科目残高一覧表、領収証、放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドライン〕。東京電力は、関連性(必要性及び合理性)がないと主張し、相当因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故と前記支出の間に相当因果関係があると判断した上で、追加的費用のうちハウス建設関連費用については原発事

故の影響割合を3割とし、その余については影響割合を10割として、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、農林漁業者において、出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等の事業へ支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1698		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人について、原発事故により同居していた亡父母と別々に避難したことや、自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなくなることなどを考慮して平成23年3月から平成25年1月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)や生活費増加費用が認められたほか、財物損害(農機具)について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して、追加賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H31.3.7	全部和解成立日	R2.7.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	690,000	H23.3~H25.1	※1
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H26.7~H26.10	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	230,000	H23.3~H25.1	※3
全部和解	財物損害	その他動産	21,615,374		※4
小計			22,595,374		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,595,374
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	9,967,940

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)に居住していたところ、原発事故により同居していた亡父母と別々に避難したこと等を理由に日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、直接請求において支払済みでありそれを超える損害はない、精神的苦痛については時の経過や環境の変化に伴って低減するなど主張して争った。パネルは、家族別離により申立人の精神的苦痛が増大したことを認め、別離が生じた平成23年3月から平成25年1月までの間の日常生活阻害慰謝料について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離や二重生活が生じる等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することができるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

亡母の相続人である申立人に対し、亡母が要介護状態で避難したことを考慮し、亡母が要介護認定を受けた平成26年7月から亡くなった同年10月までの期間の日常生活阻害慰謝料について月額1万5000円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人は、自家栽培していた米・野菜を原発事故後は購入せざるを得なくなったことにより食費が増加したとして、生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、生活費増加分は日常生活障害慰謝料に含めて直接請求で賠償済みである、農業協同組合等の団体賠償を通じて賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人が主張する損害との間に相当因果関係があると判断し、平成23年3月から平成25年1月まで月額1万円の賠償を認める（ただし、既払金月額2500円を控除する。）和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、居住制限区域（浪江町）で農業を営んでいたところ、原発事故により農機具が使用不能となったとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、直接請求において財物損害として支払済みであることのほか、支払済みの営業損害に含まれる減価償却費相当額を控除する必要があるなどと主張して争った。パネルは、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して〔販売証明書、減価償却資産一覧表〕、2161万5374円の損害額から支払済みの991万0440円を控除した1170万円余りの追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第3の7、中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人の避難費用、一時立入費用、水道光熱費等の生活費増加分、営業損害、就労不能損害及び家財等の財物損害の請求並びに申立人の亡父の日常生活障害慰謝料増額分の請求は、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1699		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫婦間に別離が生じていた平成23年5月分から平成25年3月分までは夫婦それぞれに月額3万円が、また申立人夫婦が同居して以降も両親との別離が継続していた同年4月分から平成26年8月分までは夫婦合わせて月額3万円が賠償されたほか、申立人夫婦が同町内に有していた墓の移転費用について、墓石解体費用の全額及び避難先における墓石等建立費用の7割(ただし、既払金150万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R1.6.10	全部和解成立日	R2.7.14
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,890,000	H23.5～H26.8	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	1,118,000		※2
全部和解	財物損害	追加的費用	530,000		※2
全部和解	財物損害	その他	27,720		※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	222,940	H23.3～H23.5	※3

小計 3,788,660

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,788,660
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら夫婦は、原発事故当時、避難指示解除準備区域(浪江町)内の自宅においていずれも申立外である申立人らの子並びに申立人夫の両親及び祖母と共に家族6名で生活していたが、原発事故により家族が別々に避難せざるを得なかったと主張して、平成23年5月分以降の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、日常生活阻害慰謝料については直接賠償手続において十分賠償済みであるが、申立人らの避難生活についての詳しい説明を踏まえてから賠償の可否を検討するとして認否を留保した。パネルは、申立人らの避難生活に係る説明内容等を考慮し〔回答書、電話聴取報告書〕、平成23年5月分から平成25年3月分までは、申立人Aと申立人Bを含むその他の家族とが家族別離の状態にあったと認め、申立人らに対し、それぞれ月額3万円の増額分の賠償を認め、また、平成25年4月以降については、申立人AとBとの間の別離は解消したものの、申立人らと申立外との両親との別離はなお継続していたとして、申立人らに対し、両名の合計額として月額3万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神

的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故当時、浪江町内に有していた墓について、原発事故に伴う避難により、避難先へ移設せざるを得なくなったとして、墓の解体費用〔領収書〕、避難先における新しい墓の建立費用〔領収書〕及び墓の移設に際して支出した交通費の賠償を求めた。東京電力は、墓石等は市場価値の減少や喪失を観念することができないことを主張した上で、加えて、墓石等の持ち出し制限等による損害賠償として150万円を支払済みであり、当該支払分を超えて賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、申立人ら一家の避難により、避難指示区域内にあった墓の価値が喪失したと認め、墓石等の解体費用について全額、避難先における新しい墓の建立費用について7割相当額、墓地移設に際して支出した交通費については移動距離から推定される合理的な金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部または一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

避難費用として、申立人らが宿泊先のホテルに支払った宿泊費について賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人らは、原発事故に伴う避難により就労不能となったとして、その損害の賠償を求めた。東京電力は、既に直接請求手続で支払済みであると主張して争った。パネルは、直接請求手続で支払済みであるとして、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、原発事故の影響により、浪江町内の自宅不動産の価値が失われたと主張してその損害の賠償を求めた。東京電力は、既に直接請求手続で支払済みであると主張して争った。パネルは、直接請求手続で支払われた金額を超える損害を認めることができないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1700		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から県外に避難した申立人ら(父母及び原発事故当時高校生の子1名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人子の通う高校が閉鎖されて県外の避難先の高校に転校して申立人母子が避難を継続した一方で、申立人父は仕事のためいわき市で生活して別離が生じていた平成23年5月から平成25年3月までの期間につき、申立人母子分と申立人父分それぞれに月額3万円が賠償され、申立人子が県外の高校を卒業した後についても、申立人父が引き続き仕事のためいわき市で生活していたことを考慮し、申立人父分として、平成25年4月分から平成29年9月分までの期間につき月額2万円、同年10月分から平成30年3月分までの期間につき月額1万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H31.3.28	全部和解成立日	R2.7.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,830,000	H23.5~H30.3	※1
小計			1,830,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	690,000	H23.5~H25.3	※1
小計			690,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,520,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(父A、母B及び原発事故時高校生の子C)は、原発事故時に居住していた居住制限区域(浪江町)内の自宅から県外に避難したが、申立人Cの通う高校が原発事故後に閉鎖されたことから、申立人Cが県外の避難先の高校に転校して申立人Bと共に避難を継続した一方で、申立人Aは仕事のためいわき市で生活することとなり家族間で別離が生じたと主張して、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cが通っていた高校が、原発事故直後は休校状態であったものの平成24年3月には再開しており、再開後の高校に戻らなかったことは申立人らの判断に基づくものであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Cが高校を卒業する平成25年3月までについては、申立人Cの通学先をどのように選択しても、申立人Aとの別離は不可避であったこと等から、申立人Aと申立人B(申立人Cの分も含む。)のそれぞれに対して、別離が生じていた平成23年5月分から平成25年3月分までの間について月額3万円の増額分の賠償を認め、また、申立人Cの高校卒業後である同年4月以降についても、申立人Aが引き続き仕事のためいわき市で生活し、別離状態のまま生活上の困難が継続していたことから、別離解消の余地も考慮して、申立人Aに限り、平成25年4月分から平成29年9月

分までは月額2万円の増額分、同年10月分から平成30年3月分までは月額1万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1701		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において農業を営む申立人らのユズに係る平成31年4月から令和2年3月までの営業損害(逸失利益)について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね5割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	R1.12.19	全部和解成立日	R2.7.16
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		134,286	H31.4～R2.3	※1
小計			134,286		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	134,286
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人らは、自主的避難等対象区域(福島市)においてユズの生産をしていたところ、原発事故による政府等の指示等により福島市産のユズが出荷制限の対象となったため、平成31年4月から令和2年3月までに収穫したユズ〔写真〕が出荷できなかったことによる逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後8年以上が経過しており、ユズの販売が再開できないのであれば、これに代わる果実等を栽培して販売したり、他の事業や就労を行ったりすることによって、収益を確保することが期待されるなどと主張して争った。パネルは、ユズの出荷制限が請求対象期間においても継続していること、将来的に出荷制限が解除されることを期待して栽培を継続することも合理的といえること等から賠償は認められるべきとしつつ、申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね5割の損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物の出荷、生産及び流通等について、政府が行う指示等により農林漁業者において、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1702		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人夫婦について、申立人夫が頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職し、同年11月には脳出血を、平成31年2月頃には統合失調症を発症したのは、避難生活によるストレスが原因の一つであるとして、平成29年10月から令和元年6月までの申立人夫の生命・身体的損害に係る就労不能損害(ただし、原発事故の影響割合を、平成29年10月から平成30年8月までの間は5割、平成30年9月から平成31年1月までの間は2割5分、平成31年2月から令和元年6月までの間は5割として算定)のほか、平成29年11月から令和元年8月までの生命・身体的損害(通院慰謝料の一部や通院交通費等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H31.3.28	全部和解成立日	R2.7.28
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	275,000	H29.11~R1.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	7,755	H29.11~R1.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	49,482	H30.12~R1.9	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	1,881,108	H29.10~R1.6	※2
小計			2,213,345		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	27,500	H29.11	※3
小計			27,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,240,845
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により、平成29年1月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症をそれぞれ発症したとして〔診断書、医療照会状〕、脳出血を発症した平成29年11月以降の通院慰謝料、通院交通費及び通院証明書等の取得費用の賠償を求めた。東京電力は、脳出血については、その原因である高血圧症が本人の年齢や生活習慣等に起因して発症するものであり、また、原発事故から6年以上経過した後に発症していること、統合失調症についても、原発事故から8年弱を経過した後に発症しているところ、通常は時間の経過とともに避難生活に伴う精神的苦痛も軽減するものであることを指摘した上で、申立人Aのいずれの疾病の発症についても原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、いずれの疾病についても、長期間の避難生活が発症の要因の一つであるとして、それぞれの疾病の発症と原発事故との相当因果関係を認め、通院1回当たり2500円から5000円の通院慰謝料のほか、通院交通費

及び通院証明書等の取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8、中間指針第3の5

申立人A（原発事故当時30歳台）は、原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に居住し、帰還困難区域（大熊町）内の工場で勤務していたところ、原発事故により同工場が閉鎖されて会津地方の工場に異動となり、会津地方で避難生活を送っていたが、避難先での勤務中に、高血圧症が原因の頭痛等により就労を継続することが困難となり、平成29年9月に退職を余儀なくされ〔退職状況証明書、電話聴取書〕、さらに、同年11月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症をそれぞれ発症し〔診断書、医療照会状〕、これらの疾病が原因で再就職が困難となり、減収が生じたとして、平成29年10月から令和元年6月までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、脳出血については、その原因である高血圧症が本人の年齢や生活習慣等に起因して発症するものであり、また、原発事故から6年以上経過した後に発症していること、統合失調症についても、原発事故から8年弱を経過した後に発症しているところ、通常は時間の経過とともに避難生活に伴う精神的苦痛も軽減するものであることを指摘した上で、申立人Aのいずれの疾病の発症についても原発事故との相当因果関係が認められないと主張し、申立人の減収と原発事故との間の相当因果関係も認められないと主張して争った。パネルは、いずれの疾病についても、長期間の避難生活が発症の要因の一つであるとして、各疾病の発症、ひいては申立人の減収と原発事故との間の相当因果関係を認める一方、申立人の減収には、原発事故以外の要因も影響しているとし、原発事故の影響割合を、平成29年10月から平成30年8月までの期間について5割、同年9月から平成31年1月までの期間について2割5分、同年2月から令和元年6月までの期間について5割とした上で損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めており、中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた逸失利益等を賠償すべき賠償と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、平成29年11月に新しい避難先へ移動する際に家財道具を移動させるために支出した費用5万5000円〔見積書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの新しい避難先への移動には避難の合理性が認められないと主張して争った。パネルは避難の合理性等を考慮し、請求額の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、必要かつ合理的な範囲で、対象区域から避難するために負担した家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Bは、脳出血を発症した申立人Aの看病のため、仕事を辞めざるを得なくなったとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bが、仕事を続けながら申立人Aを看病することは可能であったと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人Bの退職との間の相当因果関係を認めることはできないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1703		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の営業損害(追加的費用)について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成30年4月分から平成31年3月分までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、5割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R1.10.4	全部和解成立日	R2.7.30
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	139,470	H30.4～H31.3	※1
小計			139,470		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	139,470
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は居住制限区域(富岡町)において建築資材、金物等の販売業を営んでいたが、商品の仕入れの際に利用していた運送会社等による運送範囲が原発事故を受けて縮小したため、仕入れの際に自身で商品を運搬する必要が生じ運搬費用が増加したとして、申立人の車両を使用した商品の仕入れのための燃料費相当額の賠償を請求した。東京電力は、申立人の営業地域においては大手運送会社による集荷、配送が再開されていたなどとして、原発事故と相当因果関係のある損害とは認められないと主張して争った。パネルは、申立人からの提出資料及び事情聴取の結果から、申立人の主張事実を前提に原発事故と申立人の運搬費用の増加との間の相当因果関係を認めた上で、原発事故からの期間の経過及び申立人の営業地域における避難指示解除からの期間の経過等の事情を考慮して、賠償期間を平成30年4月から平成31年3月まで、原発事故の影響割合を一律5割として損害を算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1704		
事案の概要	自主的避難等対象区域において水産加工業を営む申立会社が、原発事故に伴い実施した平成29年3月分から平成31年2月分までの放射線検査費用について、原発事故の影響割合を輸入規制国向け製品分は8割、国内等向け製品分は5割、製造過程において使用する井戸水分は2割として算出した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R1.11.12	全部和解成立日	R2.8.4
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		2,171,119	H29.3~H31.2	※1
小計			2,171,119		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,171,119
	弁護士費用	65,134
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域において水産物の加工業及び販売業等を営んでいたところ、原発事故に伴い、申立人の販売する製品に対して、輸出先国から放射線検査の実施を求められていること〔放射能検査依頼書〕、また、国内の取引先等からも放射性物質による汚染等についての問合せが続いていること〔取引先からのメール〕等から、①輸出用製品、②国内用製品、③製造過程において使用する井戸水について、それぞれ放射線検査を実施してきたと主張して、前件で賠償された期間後の平成29年3月分から平成31年2月分までの放射線検査費用（①輸出用製品、②国内用製品、③製造過程において使用する井戸水）の賠償を求めた。東京電力は、①輸出用製品及び②国内用製品に係る各放射線検査費用については、申立人が販売価格に転嫁等すべきであるなどとして原発事故との間の相当因果関係がないと主張し、また、③井戸水の放射線検査費用に係る放射線検査については、これを実施する必要性及び合理性が確認できないなどと主張して争った。パネルは、①から③までのいずれに関する検査についても、原発事故に伴い、取引先等からの要請を踏まえて実施された継続的な検査であること等を考慮し、原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、①から③までに係る放射線検査の必要性及び合理性の程度等をそれぞれ考慮し、原発事故の影響割合として、①輸出用製品に係る放射線検査費用のうち規制国分について8割、無規制国分について5割、②国内用製品に係る放射線検査費用について5割、③製造過程において使用する井戸水に係る放射線検査費用について2割とそれぞれ考慮して賠償額を算定し、これを認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV ③は、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1705		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活をし、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、この避難に伴う一連の移動に合理性を認めて避難費用(移動交通費)のほか、生活費増加費用(家財道具購入費)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	R1.7.9	全部和解成立日	R2.8.11
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	44,000	H23.3～H23.7	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	42,500	H23.3～H23.7	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件原発事故発生当初の時期	※2
小計			126,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	126,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人(成人)は、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活をし、その後同年7月に福島県外に避難して複数回転居したところ、避難に要した交通費及び家財道具購入費〔写真〕の賠償を求めた。東京電力は、交通費のうち原発事故発生当初の時期に要した費用については原発事故との間の相当因果関係が認められるものの、支払済みの賠償金の範囲に含まれると主張し、交通費のうち平成23年7月に実行した福島県外への避難以降に要した費用や家財道具購入費については当該移動が申立人の判断による移住であるため賠償は困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人が平成23年3月に短期間の避難をした後、自主的避難等対象区域内の婚約者の実家に移動し、さらに平成23年7月に県外に避難するまでの一連の移動に合理性を認めて、同月までに支出した交通費及び家財道具購入費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人は、自主的避難により退職し、避難先で再就職して新たな仕事を開始したが、原発事故以前に比して収入が減少したとして就労不能損害（減収分）の賠償を求めた。東京電力は、客観的な資料が何ら提出されていないため減収の事実が確認できないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1706
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(祖母、母、子、子の妻、及び孫4名(原発事故後に出生))の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、1. 世帯代表者である申立人子に対し、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円)が、2. 申立人子の妻に対し、避難先において妊婦であったこと及び乳幼児である申立人孫らの世話をしたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、3. 申立人祖母に対し、身体障害等級3級及び要支援2であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円(ただし、既払金127万5000円を除く。)が、4. 申立人母に対し、避難先において申立人祖母を介護したことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	R1.6.11	全部和解成立日	R2.8.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,202,000	H23.3~H29.3	※1
小計			2,202,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※2
小計			2,550,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,275,000	H23.3~H30.3	※3
小計			1,275,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※4
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,577,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫)、B(妻、追加申立て)、C(夫の祖母、追加申立て)及びD(夫の母、追加申立て)は、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)所在の自宅で一緒に生活していたが、原発事故に伴う避難やそうした避難生活の中での申立人Aの福島県内における複数回の転勤により家族間に別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、申立

人A以外の申立人の避難先がいわき市であった時期について、申立人Aはいわき市からも通勤が可能であったこと等を主張して争った。パネルは、申立人Aの勤務先の状況や、申立人B、C及びDのほか、いずれも原発事故後に誕生した申立人A及びBの子である申立人E、F、G及びH（いずれも追加申立て）の全員が一緒に住める間取りの物件が見つからず、分散していわき市で避難生活を送っていたこと等の事情を考慮し〔電話聴取事項報告書〕、原発事故と家族の別離との間の相当因果関係を認め、世帯代表者である申立人Aに対し、月額3万円（ただし、申立人Aが避難所等で生活していた平成23年3月分及び同年4月分については更に月額6000円を増額。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時妊婦であり、また、原発事故後に申立人E、F、G及びHを出産して避難生活をしながらの養育により過酷な生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bが出産や育児について相談するような知人が全くいないような孤立した状況にはなかったと主張して争った。パネルは、申立人Bによる子らの養育状況や避難先において近隣住民との軋轢等を懸念しながら生活していた状況等を考慮し〔電話聴取事項報告書〕、月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の恒常的な世話という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故当時、両膝関節機能全廃（身体障害等級3級）の認定を受けており〔身体障害者手帳〕、また、原発事故後に要支援2の認定を受けていたことから〔介護保険被保険者証〕、原発事故により過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cには避難先での日常生活を送る上での大きな支障はなかったと主張して争った。パネルは、申立人Cが身体障害等級3級、要支援2の各認定を受けていること、原発事故発生前は畑作業等で適度な運動ができていたものの、避難後は運動不足となり膝に水が溜まるようになったなどの支障が認められること等を考慮し〔電話聴取事項報告書〕、月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態、身体の障害という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Dは、原発事故当時、両膝関節機能全廃（身体障害等級3級）の認定を受け〔身体障害者手帳〕、また、原発事故後に要支援2の認定を受けていた〔介護保険被保険者証〕申立人Cの介護を行い、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cには避難先での日常生活を送る上での大きな支障はなく、申立人Dにも介護による労苦は認められないと主張して争った。パネルは、避難先において、申立人D

が申立人Cに常に付き添って生活していたこと等の事情を考慮し〔電話聴取事項報告書〕、月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、恒常的な介護という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人E、F、G及びHは、原発事故に伴い、避難先で誕生し避難先での生活を余儀なくされたと主張して、申立人H（平成30年4月以降に出生）の日常生活阻害慰謝料（基本部分）及び申立人E、F、G及びHの日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1707		
事案の概要	申立人ら(母及び子3名)のうち居住制限区域(浪江町)から福島市に避難した申立人母について、原発事故前は車で5分の場所に居住し週に数回面会していた祖父母(申立人母の実父母)がいわき市へ避難したことにより支出した平成23年3月分から平成24年5月分までの面会交通費が賠償されたほか、避難生活中に幼児の世話をしたこと等を考慮し、平成23年3月分から福島市に建築した新居に転居した平成25年5月分まで日常生活障害慰謝料の増額(平成23年3月分につき6万円、同年4月分以降は月額3万円)が認められ、また、原発事故前から予定していた結婚式を申立外夫の母親の避難先である県外で行わざるを得なくなったとして、挙式場所までの移動費用(往復分)が東京電力の直接請求における算定基準により賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	R2.1.22	全部和解成立日	R2.8.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	254,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	92,000	H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3~H25.5	※2
小計			1,186,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,186,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故当時、申立人Aの両親(以下「両親」という。)の自宅(申立人Aの実家)から自動車です分程度の距離の自宅(いずれも浪江町)に居住し、1週間のうち2、3回程度の頻度で実家へ戻って生活していたところ、原発事故により申立人Aは、両親とは別の場所に避難せざるを得ず、原発事故当時に比して増加した両親との面会交通費の賠償を求めるとともに、原発事故の影響により申立人Aの挙式を福島県外で行うこととなり支出した交通費の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが両親の近隣に避難しなかったのは結婚に伴う事情によることと考えられること、申立人Aは原発事故前に両親と同居していたわけではなく原発事故によって別離を余儀なくされる状況が発生したとはいえないこと、また、原発事故前に福島県内での挙式を予定していたことが確認できず県外での挙式の実施と原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aからの説明内容等〔電話聴取報告書〕を踏まえ、平成23年3月分から平成24年5月分までの面会交通費25万4000円及び挙式に伴う交通費9万2000円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故当時、浪江町の自宅で申立人B（原発事故当時2歳）と居住していたが、原発事故の影響により申立人Bと一時期別離を余儀なくされ、また、申立人Bと再び合流した後も幼児である申立人Bを連れながらの避難により苦痛を強いられたとして日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aは、申立人Bの避難先を把握できたこと、申立人Aが原発事故前のように申立人Aの両親の近隣に避難する選択をしなかったことからすると、これらに伴う日常生活阻害慰謝料（増額分）と原発事故との間には相当因果関係がなく、他の避難者と比して特別に大きな苦痛を被ったと理解することは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ〔電話聴取報告書〕、避難所で生活した平成23年3月分については6万円、平成23年4月分から平成25年5月分までについては月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことや家族の別離が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人は、原発事故に伴い発生した就労不能損害、財物損害、自宅購入費用等の賠償を求めた。東京電力は、既払金を超える損害は生じていないと主張して争った。パネルは、直接請求手続における既払金を超える損害は認定できないとして和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1708		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)からペットと共に避難した申立人ら(夫婦と成人の子)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成23年5月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年7月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能なペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成23年5月分から平成28年3月分まで世帯全体として月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R2.2.10	全部和解成立日	R2.8.20
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,770,000	H23.5～H28.3	※1
小計			1,770,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,770,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(A(父)、B(母)、C(成人の子))は、原発事故当時、居住制限区域(富岡町)内の自宅においてペットを飼って生活していたが、原発事故後、当初は、申立人ら全員でペットと共に親戚宅に避難したものの、避難先が手狭であり申立人ら全員がペットと共に長期間にわたって避難を継続することは迷惑であるとの配慮から、平成23年5月に申立人Aが単身で転居して避難し、その後、申立人Aの転居先の周辺において、申立人ら全員が同居でき、かつ、ペットの飼育も可能な物件を探したが見つからなかったため、やむを得ず、申立人Bのみが申立人Aの転居先に避難して合流し、他方、申立人Cはペットの飼育が可能な単身者用の物件に転居して避難して生活することを余儀なくされ、平成28年4月に申立人ら全員が同居してペットと共に居住することができる物件において生活を再開することができるようになるまで家族の別離が生じて精神的苦痛が増大したとして、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人A及びBの避難先と申立人Cの避難先の距離は、自家用車で1時間半程度の距離であり面会に大きな支障はないこと、ペットの飼育が可能な物件は他にも探すことができたと考えられること等を主張し、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を認めるに足りる精神的苦痛は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの説明内容等を踏まえ〔申立人A作成の陳述書、電話聴取事項報告書〕、上記の別離による精神的苦痛の増大は原発事故と相当因果関係が認められると判断し、申立人Aを申立人らの代表者として、平成23年5月分から平成28年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人らは、申立人Cが別離して生活した際に購入した家財購入費用等の生活費増加分の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における既払分により賠償済みであると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6)

申立人らは、申立人Aが原発事故前に患った持病(胆摘、狭心症、咽頭がん等)を抱えながらの避難を強いられたことにより精神的苦痛を受けたとして、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、診断書において「避難生活の影響なし」との医師の所見が記載されていること等から、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を認めるに足りる精神的苦痛は認められないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1709		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子2名の合計4名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人母子は福島県外に避難をしたものの、申立人父が仕事を継続する必要から避難をすることができなかったために家族間別離が生じたことから、別離期間である平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償されたほか、申立人母について平成26年9月分から平成27年2月分までの月額8万4000円の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R1.9.2	全部和解成立日	R2.8.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3～H26.3	※1
小計			1,110,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	504,000	H26.9～H27.2	※2
小計			504,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,614,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(父)、B(母)、C及びD(いずれも未成年の子)は、原発事故当時、避難指示解除準備区域(浪江町)内に所在する自宅で生活していたが、原発事故後に申立人B、C及びDは避難したものの、申立人Aは、仕事を継続するために一緒に避難することができず、家族の別離が生じたと主張して、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの生活状況からは日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を検討すべき事情とまではいい難く、支払済みの賠償金をもって弁済済みであると主張して争った。パネルは、申立人らの避難生活についての説明等を考慮し[確認事項書に対する回答書]、家族の別離が生じた平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、避難先で就職して収入を得つつ生活していたが、申立人Aが避難による生活の変化への対応や二重生活の疲れとストレス等で体調を崩し、同人を療養看護する必要が生じたため、平成26年2月28日をもって勤務先の退職を余儀なくされ就労不能損害が生じたと主張して〔確認事項書に対する回答書〕、直接請求による賠償期間後である平成26年9月分以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、平成26年9月から平成27年2月までの期間について、申立人Bの収入が減少したことが分かる資料の提出を求め、減収の事実が確認できれば平成26年3月分から平成27年2月分までの就労不能損害の賠償に限り認めると主張し、平成27年3月分以降については、原発事故から4年が経過しており原発事故との間の相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人らから提出された証拠等を確認し〔年金加入記録、就労状況証明書〕、当事者間に争いのない平成26年9月分から平成27年2月分までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、避難指示等により就労が不能となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人らは、避難先で原発事故避難者として差別を受けたこと、申立人Bが突発性難聴を患ったものの子である申立人C及びDが精神的に不安定であったために通院治療ができずに精神的苦痛を受けたこと等から日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、避難先でも近隣に耳鼻科が多数存在していたこと、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を検討すべき事情とまではいい難いなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の6）

申立人らは、原発事故に伴う避難により、家族に別離が生じて二重生活となったことにより増加した生活費、家族間の面会交通により支出した自動車のタイヤ代、エンジンオイル代、自転車の購入費の賠償を求めた。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の賠償には生活費増加分の賠償も含まれており十分に補填されていること、また、日常生活阻害慰謝料の賠償では補填されていないと確認できるだけの資料の提出もない以上、賠償は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らからレシート等の資料の提出がなく費用の支出が確認できないとして和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは、所有する土地を事業者に賃貸し賃料収入を得ていたが、賃貸借契約が終了したことにより賃料収入を失ったとして営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、賃貸借契約が終了したのは賃借人が事業所を移転したことが原因であり、また、土地については財物損害として既に賠償済みであり、当該賠償金を再投資し新たに収益を得られるのであるから、原発事故による損害には当たらないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1710		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら(父母及び子2名(うち1名は原発事故後に出生))について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成26年3月分までの申立人母子らの日常生活阻害慰謝料並びに平成28年3月分までの二重生活による生活費増加分及び面会交通費の賠償を認めたとほか、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児を連れながらの避難であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.1.20	全部和解成立日	R2.8.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※2
小計			540,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,490,000	H23.3~H26.3	※2
小計			3,390,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	328,548	H23.3~H28.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	345,000	H23.6~H28.3	※3
小計			673,548		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,403,548
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	730,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において共に生活していたところ、原発事故後、申立人A（父）は緊急時避難準備区域にそのまま滞在したのに対して、申立人B（母）及びC（子）は避難をし、また、原発事故後に避難先で出生した申立人D（子）も申立人B及びCと共に避難先で生活していたが、申立人C及びDに発達障害があること〔療育内容伝達書、診断書〕、避難先における申立人C及びDの通院状況及び幼稚園の通園状況等からは、申立人B、C及びDは、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張して、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが主張する事情に鑑みても、平成24年9月以降は避難を継続する合理性は認められないと主張した上で、仮に避難継続の合理性が認められるとしても、申立人C及びDに対しては、平成25年3月分までの精神的苦痛に対する慰謝料を賠償済みであり、当該既払分については控除されるべきであると主張して争った。パネルは、申立人C及びDに発達障害があること、申立人C及びDの幼稚園への通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等の事情を考慮し、申立人B、C及びDが平成24年9月以降も平成26年3月まで避難を継続せざるを得ない特段の事情が認められるとして、上記期間分の日常生活阻害慰謝料から、直接請求手続における申立人C及びDへの既払分を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

申立人らの原発事故前後の生活状況は上記※1のとおりであるが、申立人らの家族間に別離が生じたこと、また、申立人Bは発達障害のある乳幼児である申立人C及びDを連れながらの避難であったこと〔療育内容伝達書、診断書〕等を主張して、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの避難状況からは、日常生活阻害慰謝料の増額事由はないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの家族間に別離が生じたこと、申立人Bは発達障害のある乳幼児である申立人C及びDを連れながらの避難であったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額事由が認められるとして、申立人Aについては平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人Bについては平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、また、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額5万円の各日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）は、緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料の賠償を認めており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったことや家族の別離、二重生活等が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、※2において記載した事情により、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張して、二重生活によって発生した平成23年3月から平成28

年3月までの水道光熱費等の生活費増加費用〔通帳、領収書〕及び平成23年6月から平成28年3月までの家族間の面会交通費〔手帳〕の賠償を求めた。東京電力は、平成24年8月までの生活費増加費用及び家族間の面会交通費は直接請求手続において支払済みであること、平成24年9月以降の生活費増加費用及び面会交通費は避難継続が認められないことから請求に応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人C及びDにいずれも発達障害があること、申立人C及びDの幼稚園への通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等の事情を考慮して、上記各費用についても、原発事故との間の相当因果関係があると判断し、平成23年3月から平成28年3月までの生活費増加費用及び平成23年6月から平成28年3月までの家族間の面会交通費の賠償を認め、直接請求手続において支払済みと認められた面会交通費を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1 (2) IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。